

# 官報 号外

平成十一年五月十八日

## ○第四百十五回 衆議院會議録 第三十一号

平成十一年五月十八日(火曜日)

議事日程 第二十一号

午後一時開議

- 第一 児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律案(参議院提出)
- 第二 住宅・都市整備公団法の一部を改正する法律案(鉢呂吉雄君外一名提出)
- 第三 都市基盤整備公団法(内閣提出)

一 内閣法の一部を改正する法律案(内閣提出)、内閣府設置法案(内閣提出)、国家行政組織法の一部を改正する法律案(内閣提出)、総務省設置法案(内閣提出)、郵政事業庁設置法案(内閣提出)、法務省設置法案(内閣提出)、外務省設置法案(内閣提出)、財務省設置法案(内閣提出)、厚生労働省設置法案(内閣提出)、農林水産省設置法案(内閣提出)、経済産業省設置法案(内閣提出)、国土交通省設置法案(内閣提出)、環境省設置法案(内閣提出)、中央省庁等改革のための国の行政組織関係法律の整備等に関する法律案(内閣提出)、独立行政法人通則法(内閣提出)及び独立行政法人通則法の施行

に伴う関係法律の整備に関する法律案(内閣提出)の趣旨説明

○本日の会議に付した案件

日程第一 児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律案(参議院提出)

日程第二 住宅・都市整備公団法の一部を改正する法律案(鉢呂吉雄君外一名提出)

日程第三 都市基盤整備公団法(内閣提出)

内閣法の一部を改正する法律案(内閣提出)、内閣府設置法案(内閣提出)、国家行政組織法の一部を改正する法律案(内閣提出)、総務省設置法案(内閣提出)、郵政事業庁設置法案(内閣提出)、法務省設置法案(内閣提出)、外務省設置法案(内閣提出)、財務省設置法案(内閣提出)、厚生労働省設置法案(内閣提出)、農林水産省設置法案(内閣提出)、経済産業省設置法案(内閣提出)、国土交通省設置法案(内閣提出)、環境省設置法案(内閣提出)、中央省庁等改革のための国の行政組織関係法律の整備等に関する法律案(内閣提出)、独立行政法人通則法(内閣提出)及び独立行政法人通則法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律案(内閣提出)の趣旨説明及び質疑

午後一時二分開議

○議長(伊藤宗一郎君) これより会議を開きます。

日程第一 児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律案(参議院提出)

○議長(伊藤宗一郎君) 日程第一、児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律案を議題といたします。委員長の報告を求めます。法務委員長杉浦正健君。

児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律案及び同報告書(本号末尾に掲載)

(杉浦正健君登壇)

○杉浦正健君 たいだいま議題となりました法律案につきまして、法務委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、児童に対する性的搾取及び性的虐待が児童の権利を著しく侵害することの重大性にかんがみ、児童の権利の擁護に資するため、児童買春、児童ポルノに係る行為等を処罰するとともに、これらの行為等により心身に有害な影響を受けた児童の保護のための措置等を定めようとするもので、その主な内容は、次のとおりであります。

第一に、この法律において、児童を、十八歳に満たない者とし、児童買春を、児童等に対し対価を供与し、またはその供与の約束をして、当該児童に対し性交等をすることとし、児童ポルノを、写真、ビデオテープその他のものであって、児童を相手方とする、または児童による性交または性交類似行為に係る児童の姿態等を視覚により認識することができる方法により描写したものとすることを、御報告申し上げます。(拍手)

第二に、児童買春をした者、児童買春の周旋をした者、児童買春の勧誘をした者、児童ポルノを頒布等した者、児童買春における性交等の相手方とさせる等の目的で児童を売買した者等を処罰するものとすること。

第三に、国及び地方公共団体は、児童の権利に関する国民の理解を深めるための教育及び啓発に努め、児童買春等の行為の防止に資する調査研究の推進に努めるものとすること。

第四に、関係行政機関は、心身に有害な影響を受けた児童に対し、必要な保護のための措置を適切に講ずるものとし、必要があると認めるときは、児童の保護者に対しても措置を講ずるものとすること。

第五に、国及び地方公共団体は、心身に有害な影響を受けた児童について専門的知識に基づく保護を適切に行うことができるよう、必要な体制の整備に努めるものとすること。

本案は、参議院議員林方正君外六名から發議され、去る四月二十八日参議院から送付されたものであります。

本委員会においては、去る五月十一日参議院議員清水嘉与子君から提案理由の説明を聴取し、去る二十二日及び二十四日に質疑を行い、これを終了し、採決を行った結果、本案は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(伊藤宗一郎君) 採決いたしました。本案は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり  
○議長(伊藤宗一郎君) 御異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

日程第二 住宅・都市整備公団法の一部を改正する法律案(鉢呂吉雄君外一名提出)

日程第三 都市基盤整備公団法案(内閣提出)

○議長(伊藤宗一郎君) 日程第二、鉢呂吉雄君外一名提出、住宅・都市整備公団法の一部を改正する法律案、日程第三、内閣提出、都市基盤整備公団法案、右両案を一括して議題といたします。

委員長の報告を求めます。建設委員長平田米男君。

住宅・都市整備公団法の一部を改正する法律案及び同報告書

都市基盤整備公団法案及び同報告書

(本号末尾に掲載)

(平田米男君登壇)

○平田米男君 たいま議題となりました両法律案につきまして、建設委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

まず、鉢呂吉雄君外一名提出の住宅・都市整備公団法の一部を改正する法律案について申し上げます。

本案は、特殊法人の整理合理化を推進するため、住宅・都市整備公団を都市住宅公団に改称し、公団業務を賃貸住宅の管理等の業務に縮小する等、所要の措置を講じようとするものであります。

その主な内容は、

第一に、新公団の行う業務は、賃貸住宅の管理等の業務に限定すること、

第二に、老朽化した賃貸住宅について、居住者の居住の安定に配慮しつつ建てかえを行うとともに、賃貸住宅の家賃の抑制を図ること、

第三に、総裁の理事長への改称、理事及び監事の定数削減、運営委員会の設置など、組織及び業務の運営を合理化すること

次に、内閣提出の都市基盤整備公団法案について申し上げます。

本案は、住宅・都市整備公団を解散して新たに都市基盤整備公団を設立し、大都市地域等において市街地の整備改善並びに賃貸住宅の供給及び管理等の業務を行わせようとするものであります。

その主な内容は、

第一に、新公団は、市街地の整備に關し、公共施設の整備や土地の整理を伴う敷地の整備や宅地の造成を行い、建築物の整備は、基本的には民間にゆだねること、

第二に、新公団は、分譲住宅業務からは原則撤退すること、

第三に、新公団の賃貸住宅の家賃については、低所得高齢者等のための措置を講じつつ、市場家賃を基準とする方式をとること、

第四に、新公団は、理事定数の削減、運営委員会の設置等の組織、業務運営を合理化すること等の措置を講じようとするものであります。

両法律案は、去る四月二十七日の本会議において趣旨説明が行われた後、同日本委員会に付託され、翌二十八日提出者石井紘基君及び関谷建設大臣から提案理由の説明をそれぞれ聴取し、五月七日一括して審査に入り、参考人から意見を聴取する等慎重に審査を行い、十四日質疑を終了し、討論終局の後、まず、住宅・都市整備公団法の一部を改正する法律案について採決いたしました結果、賛成少数をもって否決すべきものと議決し、次に、都市基盤整備公団法案について採決いたしました結果、賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと議決した次第であります。

なお、都市基盤整備公団法案に対して附帯決議が付されました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(伊藤宗一郎君) これより採決に入ります。

まず、日程第二、鉢呂吉雄君外一名提出、住宅・都市整備公団法の一部を改正する法律案につき採決いたします。

本案の委員長の報告は否決であります。この際、原案について採決いたします。

○議長(伊藤宗一郎君) 起立少数。よって、本案は否決されました。

次に、日程第三、内閣提出、都市基盤整備公団法案につき採決いたします。

本案の委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(伊藤宗一郎君) 起立多数。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

内閣法の一部を改正する法律案(内閣提出)、内閣府設置法案(内閣提出)、国家行政組織法の一部を改正する法律案(内閣提出)、総務省設置法案(内閣提出)、郵政事業庁設置法案(内閣提出)、法務省設置法案(内閣提出)、外務省設置法案(内閣提出)、財務省設置法案(内閣提出)、文部科学省設置法案(内閣提出)、厚生労働省設置法案(内閣提出)、農林水産省設置法案(内閣提出)、経済産業省設置法案(内閣提出)、国土交通省設置法案(内閣提出)、環境省設置法案(内閣提出)、中央省庁等改革のための国の行政組織関係法律の整備等に関する法律案(内閣提出)、独立行政法人通則法の施行に伴う関係法律の整備に關する法律案(内閣提出)の趣旨説明

○議長(伊藤宗一郎君) この際、内閣提出、内閣法の一部を改正する法律案、内閣府設置法案、国家行政組織法の一部を改正する法律案、郵政事業庁設置法案、外務省設置法案、財務省設置法案、文部科学省設置法案、厚生労働省設置法案、農林水産省設置法案、経済産業省設置法案、国土交通省設置法案、環境省設置法案、中央省庁等改革のための国の行政組織関係法律の整備等に関する法律案、独立行政法人通則法の施行に伴う関係法律の整備に關する法律案について、趣旨の説明を求めます。國務大臣太田誠一君。

(國務大臣太田誠一君登壇)

○國務大臣(太田誠一君) たいま議題となりました内閣法の一部を改正する法律案外十六件の中

に、内閣府設置法案、国家行政組織法の一部を改正する法律案、郵政事業庁設置法案、外務省設置法案、財務省設置法案、文部科学省設置法案、厚生労働省設置法案、農林水産省設置法案、経済産業省設置法案、国土交通省設置法案、環境省設置法案、中央省庁等改革のための国の行政組織関係法律の整備等に関する法律案、独立行政法人通則法の施行に伴う関係法律の整備に關する法律案について、趣旨の説明を求めます。

まず、内閣府設置法案について申し上げます。

本案は、内閣府の設置及び機能の充実に關し、内閣府の設置及び機能の充実に關する法律案(内閣提出)、内閣府設置法案(内閣提出)を提出いたします。

次に、国家行政組織法の一部を改正する法律案について申し上げます。

本案は、国家行政組織法の改正に關し、国家行政組織法の一部を改正する法律案(内閣提出)、国家行政組織法の一部を改正する法律案(内閣提出)を提出いたします。

次に、郵政事業庁設置法案について申し上げます。

本案は、郵政事業庁の設置に關し、郵政事業庁設置法案(内閣提出)を提出いたします。

次に、法務省設置法案について申し上げます。

本案は、法務省の設置に關し、法務省設置法案(内閣提出)を提出いたします。

次に、外務省設置法案について申し上げます。

本案は、外務省の設置に關し、外務省設置法案(内閣提出)を提出いたします。

次に、財務省設置法案について申し上げます。

本案は、財務省の設置に關し、財務省設置法案(内閣提出)を提出いたします。

次に、文部科学省設置法案について申し上げます。

本案は、文部科学省の設置に關し、文部科学省設置法案(内閣提出)を提出いたします。

次に、厚生労働省設置法案について申し上げます。

本案は、厚生労働省の設置に關し、厚生労働省設置法案(内閣提出)を提出いたします。

次に、農林水産省設置法案について申し上げます。

本案は、農林水産省の設置に關し、農林水産省設置法案(内閣提出)を提出いたします。

次に、経済産業省設置法案について申し上げます。

本案は、経済産業省の設置に關し、経済産業省設置法案(内閣提出)を提出いたします。

次に、国土交通省設置法案について申し上げます。

本案は、国土交通省の設置に關し、国土交通省設置法案(内閣提出)を提出いたします。

次に、環境省設置法案について申し上げます。

本案は、環境省の設置に關し、環境省設置法案(内閣提出)を提出いたします。

次に、中央省庁等改革のための国の行政組織関係法律の整備等に関する法律案について申し上げます。

本案は、中央省庁等改革のための国の行政組織関係法律の整備等に関する法律案(内閣提出)を提出いたします。

次に、独立行政法人通則法の施行に伴う関係法律の整備に關する法律案について申し上げます。

本案は、独立行政法人通則法の施行に伴う関係法律の整備に關する法律案(内閣提出)を提出いたします。

中央省庁等改革関連法律案について、その提案理由及び概要を御説明申し上げます。  
本法律案は、さきに国会で成立した中央省庁等改革基本法にのっとって立案したものであります。

提案理由の第一は、内閣機能の強化であります。政治主導の強化であります。主権者である国民の信託に基づいて国会が指名する内閣総理大臣及び内閣総理大臣が任命する国務大臣並びにこれら大臣により構成される内閣が、それぞれ国政全体及び行政各部を実際にリードする環境を整備するものであります。内閣総理大臣のリーダーシップの強化、副大臣等の導入、内閣府の設置等を通じて、選挙により国民の意思が反映される政治の主導が強化され、憲法に定められた国民主権の理念を一層実現するものであります。

提案理由の第二は、府省の再編成と行政の整合性の確保であります。いわゆる縦割り行政の弊害を排し、その時々々の政策課題に柔軟かつ整合的に対応できるように、行政の目的である任務を基軸として、府省を大きくくり再編成することとしております。あわせて、各省等設置法の権限規定を廃止してあります。また、新たに編成された府省間で互いの政策を協議する政策調整の制度を設けることとしてあります。

提案理由の第三は、行政のスリム化であります。府省の再編成にあわせて機能を削減し、行政の事務の減量化を行うこととしてあります。

提案理由の第四は、行政の透明化及び効率化であります。国の機関の独立行政法人化を行うこと等により、行政の透明化及び効率化を図ることとしてあります。

これらの改革を実施するために、内閣法その他の法律に所要の改正を加えるとともに、新府省の任務及び所掌事務並びに組織を規定するための設置法を定め、また、独立行政法人制度の基本となる共通の事項等を規定するための通則法を定める必要があります。

以上述べました提案理由に即して、順次法律案の概要を御説明申し上げます。

提案理由の第一、内閣機能の強化に關しましては、まず、内閣法の改正法案と内閣府設置法案によって、主権者である国民の信託に基づき国会が内閣総理大臣を指名し、内閣総理大臣及び内閣総理大臣が任命する国務大臣をもって組織する内閣に行政権が属するという国民主権の理念にのっとり我が国の行政のあり方、統治のあり方を明らかにし、閣議における内閣総理大臣の発議権を明記し、それを裏づけるため、内閣官房及びこれを助ける内閣府に重要政策に関する企画立案の機能を与え、内閣官房副長官等に加えて新たに設置する内閣官房副長官補を、内閣総理大臣の直接選任による特別職とすることとしてあります。政治任用でございます。

次に、国家行政組織法の改正法案、各省等設置法案及び中央省庁等改革のための国の行政組織関係法律の整備に関する法律案により、各府省に、政治任用となる副大臣及び政務官を設置して、大臣のリーダーシップを補佐する体制を整備し、政策審議機能を有する審議会及びその委員を約六分の一に整理して、政策の決定は、内閣総理大臣と国務大臣の責任で行うことを明確にすることとしてあります。

提案理由の第二、府省の再編成及び行政の整合性の確保に關しましては、内閣府設置法案、国家行政組織法の改正法案及び総務省設置法案外十件の各省庁設置法案によりまして、内閣府を国家行政組織法が適用されない内閣に置かれる機関とし、政府全体の施策の統一を図る観点から、各省庁に対する総合調整を行う機能を与え、内閣府には強力な調整権限を持つ特命担当大臣や重要政策に関する会議等を置くこととしてあります。

内閣の統括のもとに行政事務をつかさどる行政機関は、任務を基軸として、総務省、法務省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省及び環境省の十省に再編成し、郵政事業庁を新設するほか、国家公安委員会、防衛庁、金融庁等の各府省の外局に関する法律については、中央省庁等改革のための国の行政組織関係法律の整備に関する法律案によりまして、それぞれ任務及びそれを達成するために必要な所掌事務を定めてあります。また、広範な裁量権限の根拠となつてはならないかという疑念を抱かれる権限規定については、これを廃止してあります。

次に、国家行政組織法の改正法案により、各省庁は政策調整をしなければならぬこととし、政策調整を円滑に進めるための手続を定めるとともに、各省庁の政策評価機能を強化することとしてあります。また、実施庁の組織編成の弾力化を図るとともに、各省庁に局長に準ずる新たな職等を置くことができることとする事によつて、機構を固定化することなく、内外の環境変化に対応できるようにすることとしてあります。

このような府省の再編成を踏まえ、内閣法の改正法案によつて、国務大臣の数を十四人以内とし、特別に必要な場合においては、三人を限度にその数を増加し、十七人以内とすることができるとしてあります。

提案理由の第三、行政のスリム化に關しましては、内閣府設置法案、国家行政組織法の改正法案によつて、府省の再編成にあわせて、内閣府本府及び大臣庁の内部部局として置かれる官房及び局の数は、各省の内部部局として置かれる官房及び局の数と合わせて九十六以内とすることとしてあります。これに加えて、既に述べた審議会の整理に伴つて、審議会の組織と運営に関する事務が削減されることとなります。

提案理由の第四、行政の透明化及び効率化に關しましては、独立行政法人通則法案、独立行政法人通則法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律案及び総務省設置法案により、国の立場から実施される必要がある事務事業であつて、民間にゆだねた場合には実施されないおそれがあるもの等であるが、国がみずから主体となることを要しないものについて、独立行政法人の制度を創設します。

その会計は、企業会計原則によることを原則とし、その役員を、業績によつては途中交代を行うことのできる特別職とし、その業務内容を積極的に開示するなど、民間の公開会社に準ずるような運営とすることによつて、透明性を確保し、適正さと効率性の双方の観点から、自主性を持った運営を基本としつつ、目標の設定とそれを達成する計画の管理を主務大臣が行うこととしてあります。

また、独立行政法人の業務の実績については、各府省に設けられる独立行政法人評価委員会の評価及び勧告を受けることとしますが、これに加え、総務省に設置される第三者機関に、各府省による独立行政法人の評価の仕方それ自体を評価する機能を付与し、国民の目に行政の実態がよく見えるように、一層の透明化を図ることとしたしております。

中央省庁等改革関連法律案の施行期日は、内閣法の一部を改正する法律案にあつては別に法律で定める日とし、その他にあつては、一部の事項を除き、内閣法の一部を改正する法律案の施行の日としております。

以上が、内閣法の一部を改正する法律案外十六件の中央省庁等改革関連法律案の内容であります。何とぞ、慎重御審議の上、速やかに御賛同くださるようお願いいたします。(拍手)

- 内閣法の一部を改正する法律案(内閣提出)、
- 内閣府設置法案(内閣提出)、 国家行政組織法の一部を改正する法律案(内閣提出)、 総務省設置法案(内閣提出)、 郵政事業庁設置法案(内閣提出)、 法務省設置法案(内閣提出)、 外務省設置法案(内閣提出)、 財務省設置法案(内閣提出)、 文部科学省設置法案(内閣提出)、 厚生労働省設置法案(内閣提出)、 農林水産省設置法案(内閣提出)、 経済産業省設置法案(内閣提出)、 国土交通省設置法案(内閣提出)、 環境省設置法案(内閣提出)、 中央省庁等改革のための国の行政組織関係法律の整備等に関する法律案

(内閣提出)、独立行政法人通則法案(内閣提出)及び独立行政法人通則法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律案(内閣提出)の趣旨説明に対する質疑  
○議長(伊藤宗一郎君) ただいまの趣旨の説明に対して質疑の通告があります。順次これを許します。田中慶秋君。

(田中慶秋君登壇)

○田中慶秋君 私、ただいま議題となりました中央省庁等改革関連法案に対し、民主党を代表して質問いたします。

この本会議場におられるほとんどの同志の皆さんが選出された平成八年の総選挙は、まさに行革選挙と言えるところで、行政改革に対する多くの議論がなされました。それは、国民も、国民の信任を得るべく日夜活動した我々も、我が国の行政の行き詰まりを実感として感じていたからであります。以来、二年半以上の歳月をかけた成果が今回の法律であります。

まず、率直に感じるままを申し上げたいと思います。政府案は、我が国の閉塞感を取り払うものにはなり得ません。それどころか、我が国の行き詰まりをさらに深刻なものにしてしまうのではないかと、深い危惧の念を抱いているものであります。

総選挙で国民に約束したものは一体何だったのでしょうか。国民が、七兆円もの公共事業予算を期待していたのでしょうか。国民が、三十万人もの公務員を抱える大省庁を願っていたのでしょうか。そんなことはありません。橋本前総理、そして小淵総理が、本来の行革の対象であるべき官僚にこの行政改革を任せため、すなわち、まない

たの上のコイに包丁を持たせてしまった結果、行政改革が、いつの間にか行政改悪にゆがめられてしまったのであります。

私は、我が国にとって行政改革が避けて通れないものになっている基本的な理由は三つあると考えております。

まず第一は、少子高齢化の進展、これに伴う労働人口の急激な減少という基本的な部分の変化です。

これは、納税者の減少、経済成長率の低下、同時に社会保障関係費の増大につながることは明らかであります。平成十一年度、三十一兆円の国債を発行し、公債依存度が三八%にもなる予算、国債残高が今年度末で三百二十七兆円にも達し、今後も毎年三十兆円もの発行が必要となっている財政状況を考えれば、行政の抜本的改革により、行政の効率化、スリム化を図ることが不可欠であります。

第二は、新しい行政ニーズへの対応であります。我が国の行政システムは、先ほど述べました財政、さらには組織的にも、旧来のシステム、すなわち、既得権益に縛られ、新しい行政ニーズに柔軟な対応ができる体制になっておりません。これを抜本的に改革していく必要があると思っております。

第三は、民主主義の確立であります。民主主義は、戦後、形式的には我が国に根づきましたが、その本来的な機能は果たしてきておりません。これを回復するためには、改めて政治と行政の線引きを明確にすることがあります。そして、政治の指導力を強化することが行政改革に不可欠であります。

このような観点から政府案を見ますと、これは全くの見かけ倒しであり、行政改革とは到底言えるものではありません。中央省庁のリストラが全く進んでいないことから、財政上の好転は全く見込めず、肥大化した省庁が国民ニーズを迅速に、柔軟に反映するはずがなく、政治の指導力強化は、現在のシステムでも行い得ることを法律化しただけであります。

そこで、総理に伺います。

総理は、就任直後の所信表明演説においても、今回の国会冒頭の施政方針演説においても、行政改革については、非常にあっさりとした物言いに終わっております。報道等を拝見しても、私は、総理みずからの言葉で、行政改革に対する理念、熱意を話されていることを聞いたことはありません。政治の場にいる私でさえ総理の言葉を聞いたことがないのですから、国民から見れば、全く総理の考えがわからないわけでありまして、

そこで、この機会に改めて、総理に、なぜ行政改革が必要だと考えているのか、今回提出されている法案によって何を改革しようとしているのか、法律のどの部分が行政を簡素化し、どの部分が透明性を確保し、どの部分で効率化を高めようとしているのか、国民に、わかりやすく具体的に説明していただきたいと思っております。

さらに、総理は昨年の所信表明で、行政コストの三〇%削減を明言されております。当然、これを実現するための手段が今回の法律に盛り込まれていると思っております。そこで、まず、行政のコストとは一体何なのか。人件費なのか、事務費なのか、

か、あるいは事業費全体を含むものなのか。この三〇%と、今回の法律の相關関係を明確にしたい。ただきたいと思ひます。

さて、次に、法律の具体的な内容をお伺いします。

まず、内閣の機能強化についてであります。

私たち民主党は、政治主導のもとに内閣が行政をコントロールできるように、内閣の運用については柔軟性を持たせるとともに、内閣総理大臣を強力に補佐する首相府を設置し、また、内閣主導による各省庁間の政策調整のための補佐機構として内閣府を設置する法案を提出する予定をしております。

それこそが、戦前から続く、最初に行政ありきという我が国の内閣制度を抜本から改革し、政治が行政を十分コントロールする議院内閣制の本来の機能を確立するための第一歩となるものであります。日本の政治を再生するために、唯一の手段であろうと思っております。

政府案では、内閣総理大臣の指導性は、実際には現状と全く変わらないと考えますが、いかがでございますでしょうか。

次に、省庁再編に関する部分であります。

民主党は、現在、霞が関の集中権限、財源を、市民へ、市場へ、地方へ振り分けた上で、それでもなお中央に残さなければならぬ事業については、より機能的に実施できるように再編することが省庁の再編のあり方だと考えております。言葉をかえれば、霞が関の役所を組み合わせることではなく、それ以前に、市民へ、市場へ、地方へ振り分けることこそが、本来の行政改革であろうと思っております。特に、大蔵改革こそが行政の中

核であるという考え方のもとに、財政と金融の完全分離及び金融行政の一元化を求められております。

しかし、政府案では、この最も重要な過程である中央政府のスリム化に何ら手をつけることなく、既存省庁の切り張りに終始しているわけであり、事実、今回の行革で霞が関本体から出ていったものは、何一つありません。そこで現在の一府二十一省を一府十二省に統合すれば、各省庁が肥大化することは、だれが見ても、明らかであります。

行政改革会議の最終報告書には、中央省庁の行政目的別大きくくり再編成することにより、行政の総合性、戦略性、機動性を確保することとありますが、三十一万の総務省を設置することが行政の総合性や機動性を高めることになるのでしょうか。

さらに、総務省に関して言えば、総務庁、郵政省、自治省、さらには公正取引委員会という全く違う省庁を統合する、このことが一体行政目的別大きくくり再編成になるのでしょうか。また、公正取引委員会が、総務大臣の指揮下において、郵政行政に公正な職務を執行できるのでしょうか。この省庁再編成を行政改革と称することは、まさにごまかしであります。

今申し上げました総務省に関する当たり前の疑問点、当たり前のことを総務庁長官はどのように考えられているのか、答弁を求めらるものであります。

この総務省と並んで、この再編で最も問題なのが国土交通省であります。まず総理にお伺いします。

公共事業による財政、環境への悪影響が顕著になる中で、本当にこのような巨大開発官庁が我が国に必要なのでしょうか。七兆円という膨大な予算を抱えた巨大な象が、我が国の破壊に向かって暴走するおそれは本当にないかどうか、総理の考え方を伺います。

政府は、このような各界からの指摘に対し、地方の出先機関に権限、財源を移すことにより、霞が関は企画立案に限定するという答えをしております。政府はこのことを地方分権のようには言っておりませんが、国が国の出先機関に権限を移すこととどこが一体地方分権なのでしょうか。それどころか、大臣のチェックが全く届かないところに権限や財源を置くことの方が、民主主義の形骸化につながると考えております。総理の見解をお伺いいたします。

さらに、この出先機関に権限や財源等を移す意味ですが、これは、地方出先機関にあたかも交付金のように予算枠を配分し、その枠内で出先機関が裁量的に予算を執行するという意味なのかどうか、明確に総務長官の答弁を求めらるものであります。

次に、建設大臣にお伺いいたします。

今回の地方分権一括法案では、国土交通省に関連して、国の果たすべき役割は、全国的な規模でも、もしくは全国的な視点に立って行わなければならない施策、事業の実施とされております。しかし、現在の建設省の担っている事業の範囲は、これを大幅に超えていると考えております。最大の公共事業官庁である建設省として、この定義に即して建設省の事業のリストラをどのように行っていくのか、答弁を求めらるものであります。

次に、設置法の最後は、縦割り行政についてで各省庁間の再編の目的に行政目的別大きくくりがありますが、実際は、環境関連行政が、環境省に一元化されることなく、厚生労働省や国土交通省に残っております。また、地域振興については、各省の縄張り争いの結果、三省の共管となっております。原子力やODAも、従来の各省割りの構造がそのまま新省に引き継がれているのであります。これでは、今までと全く変わりのない縦割り行政そのものであると思ひますが、総務長官の答弁を求めます。

次に、独立行政法人についてお伺いいたします。中央省庁の事務を企画と実施に区分し、実施部門については外部に独立行政法人として出し、中央省庁のスリム化を図るといふ考え方については、我々も賛成であります。しかし、政府の現在までの説明では、これを実現することによって一体どの程度のスリム化が実現できるのか、全く不透明であります。この点については、総務長官、明確に答弁を求めます。

特に、独立行政法人という機関創設の大前提は、特殊法人の整理であります。独立した法人として運営し、その効率化を図ることは、まさしく特殊法人の設置目的であります。なぜ特殊法人の独立行政法人化が検討されないのか。これも総務長官に答弁を求めます。

また、政府は現在、独立行政法人化によって、総理の公約であります国家公務員定員の二五%削減を実施するようになっておりますけれども、独立行政法人の職員もまた、ほとんどが国家公務員

であります。これでは、二五％の国家公務員が削減したということは、明らかにまやかしてではないのでしょうか。総理の答弁を求めます。

最後に、自治大臣にお伺いいたします。

昨年の通常国会で、中央省庁等の改革基本法案を審議した際には、大臣は、公務員制度、政策の立案執行体制、財政投融资、公共事業のあり方などに一切メスが入っていないと、我々とともに反対の立場をとられてまいりました。まさに国家観そのものを問われるような法律について、自由党が変節したものとは思いません。また、一方において、自由党が入閣したことによってこの法案が大きく変わったという印象も持ちません。そこで、自治大臣の所見をお伺いいたします。

これまで指摘しましたように、政府案は、行政改革とは名ばかりで、仮にこの法案が成立しても、我が国の将来の展望は開けません。中央省庁のスリム化を全く見込めないものであります。このような法律を行政改革と言ひ張り、また、国民を欺こうとする政府及び総理の姿勢こそが、政治不信を招く最大の理由であります。この点について総理の見解を求めます。

以上で終わります。(拍手)

(内閣総理大臣小淵恵三君登壇)

○内閣総理大臣(小淵恵三君) 田中慶秋議員にお答え申し上げます。

行政改革についてまずお尋ねでありましたが、行政改革は、行政の簡素効率化、総合性、機動性及び透明性の向上を図ることによりまして、戦後の我が国の社会経済構造の転換を促し、自由かつ公正な社会の形成を目指すため必要となるものと考えております。

中央省庁等改革関連法案は、内閣機能の強化や、府省の再編成のほか、例えば、行政の簡素化につきましても、府省の局の数を九十六以内にすることを国家行政組織法改正法案等で規定をいたしまして、行政の透明化及び効率化のための独立行政法人制度の創設を独立行政法人通則法案等で規定するなど、行政のシステムを抜本的に改めようとするものであります。

行政コストの削減についてお尋ねですが、これは、私が、行政の生産性向上に全省庁挙げて取り組むための政策イニシアチブとして掲げたものであります。去る四月二十七日、行政コスト削減に関する取組方針を閣議決定いたしましたところでございます。

この取組方針におきましては、一、中央省庁が所掌する行政は、おの行政目的や手法を異にし、その効率化のための手法もさまざまであること、二、行政コストについては、単に人件費や事務費といった行政経費としてとらえるよりも、むしろ、行政全体の生産性向上に資する概念としてとらえる方が適切と考えられることから、各省庁が所掌する行政分野ごとに、時間、人員、経費等のさまざまな指標により計測される行政コストを、十年間で三〇％削減することを目標といたしております。

また、この方針では、行政の減量化と行政の効率化という両輪によりまして、行政コスト削減のための不撓の努力を行っていく必要があるとし、当面、行政の減量化については中央省庁等改革の推進により、行政の効率化については今回の方針に挙げられた取り組みを中心として、全力を挙げて取り組むことといたしております。

内閣機能の強化についてお尋ねですが、内閣法一部改正法案及び内閣府設置法案は、内閣総理大臣の内閣の重要政策に関する基本的方針の発議権を明確にし、内閣総理大臣の直接補佐機能を強化するとともに、新たに内閣府を設置するなどの措置を定めており、その実施により、国政運営上、内閣総理大臣がより指導性を発揮できることとなると考えます。

国土交通省についてのお尋ねでありましたが、今回の省庁再編は、省庁を行政目的別に大きくくり編成し、その一環として同省を設置するものであります。同省の公共事業につきましても、中央省庁等改革基本法及び第二次地方分権推進計画に即し、国と地方の役割分担の見直しや統合的な補助金等の導入等を行い、そのスリム化に努めてまいりたいと思っております。

地方支分部局への権限等の委譲についてのお尋ねでありましたが、中央省庁等改革基本法に則し、政策の企画立案と実施機能を分離するとともに、地方支分部局長が主体的かつ一体的に事務処理を行えるようにしていく必要があります。このため、特に公共事業につきましても、事業の決定、執行に関する大臣権限の委任や、地方支分部局への予算の一括配分を行うことといたしております。

次に、独立行政法人化と定員削減の問題についてでございますが、独立行政法人化は、行政組織から当該部門を切り離して、自律的、自発的な業務運営、企業会計的手法の導入等が図られるものであります。その趣旨に沿って、機構・定員の面でも一般の行政管理の対象とならないこととされて

おります。その結果、独立行政法人の職員の数につきましても、中央省庁等改革基本法でも、国の行政機関の職員の定員を管理する総定員法から外すことといたしており、したがって、独立行政法人への移行分も削減の内数となるものであります。

中央省庁等の改革関連法案の意義についてであります。

この法律案は、内閣機能の強化や府省の再編成のほか、行政のスリム化等につき必要な事項を規定し、二十一世紀の我が国にふさわしい中央省庁の具体的な姿を示すものであり、我が国経済社会が二十一世紀において一段と活力と魅力にあふれるものとなるためにも必要な法律案であると考えております。

残余の質問につきましては、関係大臣から答弁させていただきます。(拍手)

(内閣総理大臣太田誠一君登壇)

○国務大臣(太田誠一君) 総務省の規模についての御質問でございますが、総務省の母体となる総務庁、自治省、郵政省の定員を単純に足し上げると三千万六千人となりますが、このうち二十九万九千人が郵政現業の定員であります。御案内のとおり、郵政事業は二〇〇三年には郵政公社に移行することとなり、このときの総務省の定員数は、中央省庁の中でも決して大きいものではありません。

また、総務省が担う行政機能につきましては、人事管理、組織管理、行政監察等の機能、地方自治制度の管理運営、電気通信、郵政事業に関する行政など、各省行政に広くかかわり、政府全体の

観点から行われるべき事務や、社会経済的にも重要なものであります。これを一つの省に再編成するというところでございます。

公正取引委員会につきましては、その中立性、独立性を確保するため、委員及び委員の職権の行使の独立性や身分保障はまさに独占禁止法で規定されていることとありますし、委員長及び委員の任命は、引き続き、この衆議院と参議院、両議院の同意を得て内閣総理大臣が行うこととしておりまして、省庁再編後も、その特性にふさわしく機能を発揮していくものと考えております。

地方支分部局への権限、財源等の移管については、お尋ねでございますが、公共事業については、中央省庁等改革基本法に則し、事業の決定、執行に関する大臣権限の地方支分部局への委任の内容、対象となる事業の範囲等を訓令により明らかにするとともに、地方支分部局への予算の一括配分を行うことといたしております。これは、本省は企画立案、総合調整に重点化するとともに、地域の実情に応じた機動的、弾力的な事業の実施が可能となるように、地方支分部局長が主体的かつ一体的に事務処理を行えるようになるための措置であります。

省庁再編編成の考え方についてはありますが、今回の中央省庁等改革においては、中央省庁等改革基本法等を踏まえ、各省は、国の行政が担うべき主要な任務を基軸として、できる限り総合性、包括性を持った行政機能を担うよう編成することといたしております。

各府省の所掌事務については、基本法の各省編成方針等に基づき、対応すべき行政課題ごとに、

関係府省がそれぞれの任務を達成する観点から必要となる事務を担うこととしたところであります。新たに政策調整の制度を設け、政府全体として整合的かつ一体的な行政運営を図ることとしており、縦割りのままという御指摘は当たらないのであります。

独立行政法人化によるスリム化についてのお尋ねであります。独立行政法人制度においては、法人自身に、透明で、自律的、弾力的な運営、すなわち自己責任の原則で行わせる一方、目標を管理するシステムを導入して、厳しい事後評価と見直しを行うことといたしております。これらの結果、現在国が行っている事務事業を独立行政法人に行わせることで、相当程度の業務の効率化が図られるものと期待をいたしております。透明化と自己責任化が、みずから独立行政法人はスリム化を遂げるということとを予定されるわけでござい

ます。なお、具体的なスリム化の程度については、各独立行政法人の業務目的、範囲の詳細を今後さらに検討していく必要があることから、現段階においては、定量的に申し上げることは困難であります。

次に、特殊法人の独立行政法人化についてのお尋ねであります。

特殊法人については、中央省庁改革の議論と並行して、その存続の必要性を徹底して見直しまして、平成九年に三次にわたる整理合理化のための閣議決定を行ったところであります。政府としては、これらを着実に実施することがますます重要であります。今国会でも、所要の統廃合関連法

案について、まさに今国会で御審議をいただいているところであります。また、独立行政法人の共通原則である独立行政法人通則法案は、特殊法人について指摘されてきた問題を踏まえて立案したものであり、今国会にこれを提出したものであります。

以上を踏まえ、政府としては、四月二十七日に閣議決定した国の行政組織等の減量、効率化に関する基本的計画に述べておりますように、累次の閣議決定を踏まえつつ、徹底して見直し、民営化、事業の整理縮小を進めるとともに、存続が必要なものについては、独立行政法人化などの、独立法人化した方がいかとうことも含め、それにふさわしい組織形態、業務内容となるように検討をしてまいります所存であります。(拍手)

(国務大臣関谷勝嗣君登壇)

○国務大臣(関谷勝嗣君) 所管事業の見直しについてであります。建設省におきましては、従来より、全国的な見地から必要とされる基礎的または広域的な事業に限定して、道路であるとか河川等の直轄事業を実施しているほか、都市計画における国の認可の半減や補助金の整理合理化など、地方分権の推進に真摯に取り組んでまいりております。

また、今回の中央省庁等改革に当たっては、御指摘の地方分権一括法案にうたわれている国と地方の役割分担のあり方を踏まえ、直轄事業の基準の一層の明確化や統合的な補助金の創設等を進め、公共事業の適切かつ効率的な執行に今後とも努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。(拍手)

(国務大臣野田毅君登壇)

○国務大臣(野田毅君) 田中慶秋議員にお答えいたします。

自由党は、フリー、フェア、オープンな社会の実現、すなわち正々堂々、公明正大、透明度の高い社会の構築を基本政策とし、このため、地方分権の推進や規制緩和の徹底、事前指導型行政から事後チェック型行政への転換など、国、地方を通ずる行政システムの徹底的見直しと、大胆なスリム化ということを主張し続けてまいりました。

今回の中央省庁等の改革につきましては、それだけではなく、昨年時点よりかはるかに前進したものと位置づけて考えております。

自民・自由連立政権発足の際の合意である、内閣を構成する国務大臣の数、副大臣制度の創設等も盛り込まれたものとなっております。本法案と同時に閣議決定されました国の行政組織等の減量、効率化等に関する基本的計画には、国家公務員を十年間で二五%削減することも盛り込まれております。

特に、副大臣制度の創設と、議員立法によって提出される政府委員制度の廃止は、政治のあり方、国会のあり方を劇的に変革するものと考えております。

また、十年間で国家公務員を二五%削減するためには、仕事の中身の見直しが必要であります。この面からも、規制緩和の徹底や地方分権の一層の推進などが図られるものと考えております。

また、当然のことながら、今回の改革にとどまらず、公務員制度、公共事業のあり方など、不断の見直しを行っていかねばならない

ことは言うまでもありません。以上であります。(拍手)

○議長(伊藤宗一郎君) 若松謙維君。

〔若松謙維君登壇〕

○若松謙維君 公明党・改革クラブを代表して、ただいま議題となりました中央省庁等改革関連法案について質問させていただきます。

今や我が国は、経済の高度成長とキャッチアップの時代を終え、成熟経済の段階に至っています。高度成長の時代には有効であった行政運営と行政のあり方が、現在は逆に、市場・民間経済の健全な発展を阻害し、海外からは不公正なシステムとして非難を浴びる結果となっており、我が国は果たして二十一世紀に生き残ることができようかという瀬戸際に立っていると云わざるを得ません。

もはや、国と地方を通じての行政改革は、二十一世紀を目前にしての政治全体に課された課題であり、私たち政治を預かる者一人一人が国民に答えを出さなくてはならない段階に至っております。その意味で、行政改革にただ反対を唱えることは許されず、各党各会派が胸襟を開き、真摯に議論し合う中で、たとえわずかな歩みであっても、前進をしなければならぬと考えます。

私たち公明党・改革クラブは、昨年提出された中央省庁等改革基本法案については、当時、平和・改革で幾つかの問題点を指摘し、反対をいたしました。しかし、我が会派が提案し、多数決によりこの法案につけられた附帯決議の視点から今回の法案を見ますと、基本法案の段階から幾つかの重要な改善点が見られました。

その例を挙げますと、一つには省庁の包括的な権限規定が削除されていること、二つ目には行革顧問会議が設置されたこと、三つ目には行政評価という新しい視点が導入されたこと等であります。

しかし、これらの点については評価しつつも、不十分、不明確なままに終わった課題も多々見られますので、以下、具体的な諸点について大きく八項目に分けて、順次お伺いいたします。

第一点目に、内閣官房と内閣府について質問します。新設される内閣府の、各省の政策を拘束する位置づけ及び関係性が明確ではありません。これを明確化し、さらに各省間調整を可能とするように、内閣法改正、内閣府設置法、各省設置法及び国家行政組織法改正に明記する必要があると考えますが、総務庁長官の答弁を求めます。

次に、経済財政諮問会議などの内閣の合議機関が有名無実化しないよう、民間の専門家、各省の人材の結集など、方針決定機能の強化と体制の透明化を図るべきと考えますが、総理大臣の答弁を求めます。

さらに、具体的には、従来のようないわゆる族議員による予算の獲得競争や、一種のシーリング手法を脱却できず、時代の変化に的確に対応できなくなっている予算編成を抜本的に改革するため、国の財政運営や予算編成の基本を決めるとされる経済財政諮問会議で決定された予算編成方針を、内閣として尊重しなければならない義務を負うのかどうか、総理大臣の答弁を求めます。

第二点目に、各省設置法案についてお伺いします。

これらの法案に規定される所掌事務規定は、あくまで各省の境界線を示す機能を果たすものであり、包括的な権限規定を含んではいらないと理解しますが、総理大臣の明確な答弁を求めます。

さらには、各省政策の共管部分についての調整の仕組みを内閣法及び各省設置法に明記するとともに、環境対策等の規制の強化及び緩和など、政策の方向性が相反する行政施策が一つの省庁に混在する政策課題については、再度所掌規定の見直しを行うべきと考えますが、総務庁長官の答弁を求めます。

今回の中央省庁再編は、二十一世紀に向け、将来の日本や世界の直面する課題に即応できる中央行政組織をつくり上げることが目的の一つであります。

地球規模で見れば、温暖化やオゾン層破壊、そして生物の多様性の喪失などが地球の課題となっており、身近な問題では、生命の存在基盤を脅かすダイオキシン問題など、人類の英知を集めて解決しなければならぬ問題が山積しており、早急な対策が国際的に必要となっております。その意味からも、私たちが住むこの地球の環境を守っていくという視点を持った行政組織をつくり上げるのが、今回の行政改革に課せられた大きな課題の一つとなっております。

この観点から、環境省の創設は評価しますが、現在の環境庁が環境省へと看板のかけかえに終わらせることなく、国際的な交渉と国内的な対策の実施という両面から、環境省の所掌範囲を拡大するとともに、強力な環境行政を推進し、化学物質行政、リサイクル行政、省エネ行政等の問題についても、環境省を環境保全の観点から強力な調整

権を持つ組織にすべきと考えますが、総理大臣の御所見を求めます。

このことに関連し、長年財政赤字を出してきた林野庁の、木を育てて材木を売って生計を立てるといような旧来の森林行政は、昨年秋に成立した国有林野事業改革関連法により、公益的機能の維持増進を重視する方針に転換することになりました。これは私の個人的な考えですが、これをさらに一歩進めて、自然保護を第一義として国土保全の目的に限定した上で、林野庁を環境省に編入すべきと考えますが、この点について総理大臣の御見解をお伺いします。

また、ここで環境問題に関連して、総理を初め全国会議員の皆様に提案を申し上げたいと思っております。

私の事務所は、世界で初めて、国会議員の事務所としてISO14001、環境マネジメントシステム規格認証取得の申請をし、四月二日に予備審査を受けました。そして、六月の本審査を経て、八月にはISO14001の認証取得の運びとなっております。

ISO14001の認証取得に当たって、若松謙維事務所が定めた環境基本理念は次のとおりです。聞いてください。「若松かねしげ事務所は、政治活動および永続的に活動する事務所業務において、地球環境保全が人類共通の最重要課題であることを認識し、環境に対する意識と環境保全を増進する政府・政府間および産業界の計画や教育プログラムの公共政策の策定に寄与するとともに、事務所内の省エネ、省資源、リサイクルに積極的に取り組み、地球環境を守る」というものであります。



そして、この基本理念に基づいた作業を進め、私どもの事務所のCO<sub>2</sub>の排出量を計算しましたところ、私どもの事務所の政治活動すべてにおける二酸化炭素排出量は、平成十年度では六千六百二十四キログラムカーボンと判定しました。今後この排出量を減らす綿密な計画を策定中です。ちなみに、ガソリン使用量は、平成九年の五千八百リットルを平成十年には四千七百二十リットルに減らし、二酸化炭素換算で二百三十四キログラム、前年比約七%削減することができました。環境改善は、環境負荷を把握し、負荷を減少する環境管理システムなしには、単なるかけ声だけに終わってしまいます。国会議員として環境問題を取り上げるならば、まずみずから環境保全の意識を高めよう、今述べた理念のもとに、ISO14001の認証取得に挑戦したのであります。このISO14001は企業や地方自治体で取得が進んでおりますが、全国国会議員事務所、特に総理大臣の事務所、さらには全省庁もこれに挑戦すべきと考えますが、小淵総理の御見解を求めます。

第三点目に、行政評価について質問いたします。今回の法案では、総務省の所掌事務として行政評価を行うこととしておりますが、単なる所掌事務として行政評価を行うのではなく、仮称行政評価法を制定し、法律的な取り扱ひのもとに政策・業績評価を行うこととし、さらに、内閣の責任によるチェック体制を明記すべきと考えます。また、この行政評価法に基づき第三者行政評価機構を総務省に設置し、各省担当の監察総監を任命す

ることとし、その委員を公募する等、第三者評価を有効なものとするべきです。

例えば米国では、一九九三年に政府実施結果法、ガバメント・パフォーマンス・アンド・リザルト・アクトによりまして、社会保障省が初めて一九九八年度の行政評価報告書を作成し、外部から採用された監察総監の責任のもと、省として詳細な目標と結果を報告しております。この点についての総理大臣の見解を求めます。

第四点目に、国家公務員の定員削減について質問します。

国家公務員の定員は、基本法では、十年で一〇%以上の削減となっておりますが、与党合意によって、十年で二五%の削減が決められました。これらの合意を裏切るものとするために、この削減率二五%の具体的な削減計画を法案化するべきと考えますが、総務庁長官の答弁を求めます。また、これらの削減計画とあわせて、局長及び課長のポスト削減による人材活用策を策定し、必要のない分掌官の任命を行わないこと、さらには、省庁統合の人事配置においては、いわゆるたすきがけ人事の禁止などを法律に明文化すべきと考えますが、総務庁長官の御見解をお伺いしたいと思います。

第五点目に、独立行政法人についてお伺いいたします。

今回の法案を見ますと、一度設立した独立行政法人の見直しや解散の規定が明確ではありません。私は、今後新設される独立行政法人の中期計画終了時における存廃、民営化の決定基準を策定するとともに、解散規定を明確化するべきと考えます。また、独立行政法人職員については、第二国

家公務員としての位置づけと定義を明確化するとともに、全職員の非国家公務員型の割合を当面五〇%以上とする目標を通則法に明記すべきと考えますが、これらの諸点について、総務庁長官のお考えをお伺いします。

第六点目に、特殊法人の問題についてお伺いします。

独立行政法人通則法を見ますと、今回新設される独立行政法人については、有識者から成る第三者機関の独立行政法人評価委員会を置き、業務の評価等を実施することになっております。一方、特殊法人の業績評価については何ら触れられておりません。

今回の独立行政法人化の対象事業を予算規模で見ますと、約一兆六千億円、人員は約七万四千人と言われております。それに対して、特殊法人の予算規模は、平成十一年度で、一般会計からの補助金が約二兆一千四百億円、財投資金が約三兆六千六百億円投入されることとなっております。人員は約四十八万二千人となっております。このように、予算規模、人員とも独立行政法人をはるかにしのぐ特殊法人を、何ら業績等の評価はしないままにほうっておくことは、許されることではありません。

私は、独立行政法人の通則法と同じように、特殊法人の通則法もあわせて制定し、特殊法人のあるべき原理原則を固めた上で、先ほども若干触れましたが、行政評価法の制定を図り、この法律に基づいた、仮称特殊法人業績評価委員会を総務省に設置すべきと考えます。そして二〇〇四年度までに、見直し、民営化、事業の整備縮小、廃止、独立行政法人化など、組織、業務内容等の変更を

検討して、国会に報告すべきと考えますが、総理並びに総務長官の御所見を賜りたいと思います。最後に、中央省庁再編にも深く関係する、地方財政改革関連の質問をさせていただきます。

まず、地方事務官制度についてお伺いします。今回の地方分権一括法案で機関委任事務の廃止をしたことについては評価をいたしますが、さらなる地方分権推進の観点から、さらに国の直接執行事務から自治事務への移管を進め、または国の直接事務と整理するにしても、住民に身近なところで法定受託事務とし、これを直接担当する公務員は地方公務員とすることこそが、中央省庁改革と地方分権の趣旨にかなった措置と考えますが、総理並びに自治大臣の答弁を求めます。

次に、地方財政改革についてお伺いいたします。

中央省庁の行革はようやく緒につきましたが、地方の財政改革は全く手つかずであり、地方財政の破綻が懸念されております。現在設置されている地方分権推進委員会も、大変な努力をされておりますが、残念ながら、税財源問題には何ら踏み込んでおりません。

この状況を打開するために、地方分権推進委員会を発展的に解消し、中央の行革とあわせて、地方の財政改革を総理のリーダーシップのもとに強力に推進するための、地方財政改革会議を内閣府に設置する必要があると考えます。そして、ここでは、税財源問題とともに、一行政改革に資する市町村合併の推進や、将来の地方自治体のあり方を含めた抜本的な地方財政改革を検討すべきと考えますが、総理の御所見を賜りたいと思います。

いずれにしても、中央省庁改革と地方分権は車の両輪でなければなりません。今回の両法案の提出については一定の評価をすることはいいと思います。が、今回のこの法案審議の過程においては、各党の前向きな意見には真摯に耳を傾け、尊重していく政府・与党の姿勢こそが、平成の大改革実現への第一歩であることを指摘して、私の質問を終わります。(拍手)

(内閣総理大臣小淵恵三君登壇)

○内閣総理大臣(小淵恵三君) 若松謙維議員にお答え申し上げます。

まず、経済財政諮問会議の構成員等に関するお尋ねがありました。

内閣府に置かれます四つの重要政策に関する会議の議員には、民間有識者の参加を法定いたしましたところでありまして、また、会議の事務局機能を担う部局につきましても、中央省庁等改革の推進に関する方針におきまして、行政組織の内外からの人材の登用等を規定いたしております。

予算編成の基本方針についてのお尋ねがありました。が、経済財政諮問会議は、内閣総理大臣を議長として、関係国務大臣、有識者等の合議により調査審議する機関であります。その答申や意見は、内閣官房による企画立案、閣議決定を経まして、内閣の重要政策に関する方針となるものであります。

所掌事務規定と権限規定との関係についてお尋ねがありました。

今回提出いたしました国家行政組織法改正法案におきましては、任務及び所掌事務を各省の組織構成原理とし、各省等設置法案には権限規定は置かないことといたしたところであります。所掌事

務規定は、各省がその行政目的であります任務を達成するための事務の範囲を明確に画するための規定でありまして、各省の権限を定める権限規定とは性格を異にするものであります。

環境省についてお尋ねでありました。

環境省設置法案において、専ら環境保全を目的とする事務の一元化に加え、御指摘の化学物質対策やリサイクルを含む広範な事務につきましても、環境の保全の観点から、基準、計画の策定、規制等を所掌事務とするともに、関係行政機関の事務の調整、勧告等の規定を設けており、適切な所掌事務と調整機能を与えるものであると考えております。

林野庁の環境省への編入についてのお尋ねでありましたが、今回の農林水産省設置法案におきまして、森林行政を農林水産省が担い、そのために林野庁をその外局とすることといたしております。これは、行政改革会議の最終報告及び中央省庁等改革基本法に明記されておまして、適切な内容と考えます。なお、環境行政との緊密な連携が図られるよう留意してまいることが当然のことと考えております。

次に、全国会議員事務所と全庁が、環境マネジメントシステムの国際規格であるISO14001の取得により、環境保全に率先して取り組む姿勢を明確にすべきとの御提案がありました。

若松議員御自身が実際にこの規格の取得に取り組んでおられる上での御提案でありまして、まず議員の取り組みに敬意を表する次第であります。

また、最近に至りまして、国の機関や地方自治体におきまして本資格を取得する例もあらわれつつあると承知をいたしております。政府といたし

ましては、平成七年六月に閣議決定されましたわゆる率先実行計画に基づきまして、環境負荷の低減に向けた取り組みを進めているところであり、まずは同計画の着実な実施が肝要と考えております。

次に、行政評価法の制定についての御指摘がありました。

国家行政組織法の改正法案等におきまして、各府省がみずから政策を評価することを新たに規定したところであり、今後、その実施状況を見きわめる必要があると考えています。また、内閣のチェックにつきましても、総務大臣の内閣総理大臣に対する意見具申の規定を設け、さらに、第三者評価の仕組みにつきましても、総務省に民間有識者から構成される評価委員会を設けることといたしております。

特殊法人の改革についてのお尋ねでした。

政府といたしましては、四月二十七日に閣議決定をいたしました国の行政組織等の減量、効率化等に関する基本的計画に記述しておるとおり、累次の閣議決定等を踏まえつつ、徹底して見直し、民営化、事業の整理縮小、廃止等を進めるとともに、存続が必要なものにつきましては、独立行政法人化等の可否を含め、ふさわしい組織形態及び業務内容となるよう検討してまいり所存であります。

地方事務官についてのお尋ねでありました。

そもそも、国と地方公共団体がそれぞれの役割に応じて事務分担することが、責任の所在を明確にし、ひいては地方分権に資するものと考えられます。こうした中で、一、社会保険関係事務は国が経営責任を負う保険事業であり、一体的な事務

処理による効率的な運営が要請されるものであることから、二、また、職業安定関係事務は国の機関である公共職業安定所に対する指揮監督等の事務であることから、これらを国の直接執行事務とし、これに従事する国家公務員である地方事務官は、それぞれ厚生事務官及び労働事務官といったものであります。

最後に、地方行政改革会議を設置し、抜本的な地方行政改革を検討すべきとの御指摘がありました。政府といたしましては、地方分権を推進し、これに伴う地方行政体制の整備を図ることが重要であると認識をいたしておまして、地方分権推進計画に沿った地方税財源の充実確保や、市町村合併の推進等に向けて、積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

残余の質問につきましては、関係大臣から答弁させていただきます。(拍手)

(国務大臣太田誠一君登壇)

○国務大臣(太田誠一君) 内閣府の位置づけ等に関するお尋ねでございますが、内閣府は、内閣機能強化の一環として、内閣法に基づいて内閣に置かれる機関でありまして、その機能は、内閣官房を助け、内閣の重要政策に関し行政各部の施策の統一を図るために必要となる企画立案及び総合調整を行うことと設置法に明記されております。

他方、国家行政組織法は、他の国家行政機関のことを明記しているものでありますけれども、国家行政組織法には内閣府の設置については定めないうえでございます。すなわち、国家行政組織法等においては、国家の統括機能を補完する観点から、調整の基本原則や協議の手続など、各府省間の新しい調整システムについて定めております。

今次、中央省庁改革においては、内閣府の新設等による内閣機能の強化と新たな省府間調整システム、両者が相まって、内閣及び内閣総理大臣の指導性のもとに、整合的かつ一体的な行政運営が図られることと考えております。

各省の所掌事務規定及び共管部分の調整の仕組みについてのお尋ねでございますが、今回の中央省庁等改革におきましては、基本法等を踏まえ、各省は、国の行政が担うべき主要な任務を基軸として、できる限り総合性、包括性を持った行政機能を担うように編成することといたしてあります。基本法の各省編成方針に基づき、関係府省がそれぞれの任務を達成する観点から必要となる事務を担うこととしたものであります。

各府省の政策の調整については、調整の基本原則や協議の系統に關し、内閣府設置法案、国家行政組織法改正案に規定を設けるなどいたしまして、政府全体として、整合的かつ一体的な行政運営を図るための調整の仕組みを構築することといたしてあります。

国家公務員の削減計画を法案化すべきとの御提案であります。政府は、国家行政組織の減量、効率化に関する基本的計画の中で、十年、二五％削減の方針を閣議決定したところでございます。この削減の達成のためには、これまで検討してまいりました以上に、十年間にわたって種々の改革努力を行い、スリム化された政府を実現することが必要であります。

このように、十年、二五％の削減は、今後十年間の改革努力を前提に実現されるものであり、その改革の内容の具体化を進めていくことが先決であると考えております。もとより、十年、二五％

の削減は、閣議決定として政府の方針となっており、法案化を行うまでもなく、政府に課せられた課題として着実に実行してまいります。

人事のあり方についてのお尋ねでございます。官房及び局の削減、課室の削減、分掌官の導入による効率的な組織の構築は、行政改革会議の報告以来の考えであり、基本法で定められた方針であります。これらの方針の実施による新しい中央省庁の人事のあり方につきましては、御指摘の人材活用について、スリム化の趣旨に沿い、行政事務の適切な遂行に十分留意して検討していくことが必要であります。

なお、行政の減量、効率化は、今回の中央省庁等改革の目的の一つであり、必要のない職の新設など、行政のスリム化に反することがないように努めてまいりたいと考えております。

また、たすきがけ人事の禁止等につきまして、人事権が各大臣に認められていることでありまして、法律への明文化は困難であります。しかしながら、単純なたすきがけ人事を行うのではなくて、適材適所の人事が望ましいという考え方はあるわけでございます。

独立行政法人の存廃、民営化の決定基準についてのお尋ねでございますが、中期計画終了時の見直しは、民営化や改廃も含むところでございまして、独立行政法人の業務やこれを取り巻く事情はさまざまであることから、お尋ねの基準をあらかじめ定めることは難しいところがございます。

ます。通則法案第六十六条の規定によって対応することといたしてあります。

お尋ねの独立行政法人の職員は、定義上は国家公務員であります。給与への業績反映等について特例を設け、また事後評価等の厳格なシステムが組み込まれたところでありまして、国の行政機関の一般的な公務員とは実質的に相当異なるものであります。

非国家公務員型の割合についてのお尋ねでございますが、業務執行の公正中立の確保等を考慮して個別法で決定するものであります。したがって、全体として非国家公務員型の割合の目標を決めることは困難であるということでございます。

特殊法人の改革についてのお尋ねでございますが、特殊法人は、個々の政策上の要請から、個別の設立根拠法に基づきその都度設立されてきたものでありますために、その業務の性格、経営形態がさまざまに異なっております。

特殊法人について、中央省庁等改革の議論と並行して、その存続の必要性を徹底して見直しまして、平成九年に三次にわたる閣議決定を行ったところでありまして、これらの方針に基づいて整理合理化を着実に移してきていますところでございます。政府としては、総理から御答弁を申し上げましたとおり、四月二十七日に閣議決定した国の行政機関等の減量、効率化に関する基本的計画に沿って、特殊法人の整理合理化に取り組んでまいります。

また、行政評価との関連でありますけれども、特に特殊法人は各府省の政策の重要な実施主体であることから、評価を行う際には、関係特殊法人も含めて調査することとしており、先ほど総理から御答弁申し上げました評価委員会で、あわせて審議することといたしてあります。

以上であります。(拍手)

〔国務大臣野田毅君登壇〕  
○国務大臣(野田毅君) 若松議員にお答え申し上げます。  
地方事務官を地方公務員にすることについては、先ほど総理から御答弁をいたしました。が、そもそも国と地方公共団体がそれぞれの役割に応じて事務分担することが責任の所在を明確にし、ひいては地方分権に資するものと考えられます。地方事務官が従事する事務のうち、社会保険関係事務については、国が経営責任を負う事業として、財政収支の均衡確保の観点や効率的な事業運営の確保の観点から、また職業安定関係事務については、国の組織の内部管理の観点から、それぞれ国の直接執行事務と整理することが適当と考えております。

以上であります。(拍手)

○議長(伊藤宗一郎君) 池田元久君。  
〔池田元久君登壇〕  
○池田元久君 民主党の池田元久です。  
私は、中央省庁等改革関連法案のうち、特に焦点となっております財政と金融にかかわる部分について、総理大臣並びに関係大臣に質問をいたします。  
バブル崩壊後の不況が長引いておりますが、不況のそもその出発点であるバブル経済について、当時も大蔵大臣でありました宮澤大蔵大臣は、去年の夏の国会で、事態に適切に対処しな

かた責任を認め、陳謝をいたしました。パブルの発生は、財政政策のしわ寄せから、金利が當時として史上最低の利率のまま二年三月も据え置かれたことが最大の原因であるとされております。

田中内閣のときの狂乱インフレもそうですが、財政が金融を従属させ、金融政策にツケを回したことによって、経済と国民生活に大きなマイナスを与えました。日銀の速水総裁も、総裁就任の直前、新聞に寄稿して、私自身の過去半世紀にわたる体験から、自然に身についた確信をもって、財政と金融の分離は必要だと強調しております。

私たちは、政府の組織の中で財政機能と金融機能を分離することが重要と考え、去年の夏から秋にかけてのいわゆる金融国会で、大蔵省から独立した形で、金融危機管理の司令塔として金融再生委員会の創設を主張し、実現をいたしました。

その際、九月十八日の党首会談に続いて、十月一日夜には、自民、民主、平和・改革の三党派の幹事長も交えて、実務者の間で、金融再生委員会設置に伴う財政と金融の完全分離及び金融行政の一元化は、次期通常国会終了までに必要な法整備を行い、平成十二年一月一日までに施行すると覚書が交わされ、野中官房長官もここに同席して確認したことは、御存じのとおりです。合意の内容は大変明瞭です。

ことし二月末から開かれた三党派の実務者会議はこの合意を具体化するためのものですが、自民党は、金融の破綻処理制度として危機管理の企画立案について、金融庁と財務省の共管にするという案を持ち出し、譲りませんでした。この自民党案は合意そのものを真つ向から踏みこじるもの

でありまして、その結果、実務者協議は決裂をいたしました。

小淵総理大臣、財政と金融の完全分離と金融行政の一元化は、官邸で行われた党首会談で、あなたが民主党の代表と約束したものです。小淵内閣と自民党では、信義という言葉は死語になったのでしょうか。先月二十六日の党首会談で、小淵総理大臣は、三党派協議は残念な結果に終わったと聞いていると述べたようです。まるで人ごとのような発言を聞いて、大変あきれました。

自民党総裁として、合意を実行するため、リーダーシップを発揮すべきです。また、総理大臣としても、官僚などの抵抗があれば、これを断固排除すべきです。最高責任者である総理大臣に、責任回避でない答弁を求めたいと思います。

世界経済にも大きな影響を与える日本の金融危機に直面した去年の金融国会で、政府・自民党が提案したのはいわゆるブリッジバンク法案で、大手銀行を中心とする危機には対応できないものでした。このため、私たちは、日本発の金融恐慌を防ぐために、特別公的管理局を中心とする金融再生法案を提出いたしました。その間、小淵内閣の倒閣をねらう一部勢力もありましたが、私たちは、強い危機感から、政局よりも、金融危機の管理、克服を優先いたしました。

ところが、小淵内閣は、私たちが提案した金融再生法をほとんど丸のみした後、一転して、倒閣をねらっていた勢力との連立に踏み切りました。政権の延命と政党の生き残りが目的だと言われていますが、これでは、まさにポリシイのない、無節操な離合集散と言われてもやむを得ません。

小淵総理大臣が約束した財政と金融の完全分離と金融行政の一元化は、金融国会を乗り切ったため一時しのぎの方便だったのでしょうか。総理大臣の明確な見解をお聞きしたいと思います。

去年一月二十日の、自民、社民、さきがけの合意とそれに基づく中央省庁改革基本法では、財務省が、当分の間、金融の破綻処理制度と危機管理の企画立案を担当することになっていました。

ところが、政府・自民党は、今回、私たちがこの覚書を踏みにじったばかりではなく、さらに、この当分の間もほごにしてしまいました。そして、危機管理などの企画立案は、期限をつけずに財務省に担当させることになりました。自社さ合意からもさらに後退したことになります。これは、今回の合意破棄に悪乗りし、大蔵省、財務省の権限の失地回復に手をかけたものと言わざるを得ません。当分の間を外す理由が出てきたのかどうかも含めて、総理大臣の見解をお伺いしたいと思います。

次に、一元化の約束に反した金融庁と財務省の共管の問題についてお伺いしたいと思います。

まず、自民党は、三党派の実務者会議を決議させた後、公明党・改革クラブとの間で、金融の破綻処理制度と危機管理の企画立案について財務省と金融庁の共管とする、ただし、主務官庁は金融庁にするということと合意したとされております。共管だが主務官庁があるというのとは、どういう意味でしょうか。提出された法案を見ても、主務官庁を示す規定は一切ありません。官房長官の明確な答弁を求めます。

そもそも、金融庁に国内金融の企画立案を担当させながら、破綻処理制度と危機管理の企画立案

だけを財務省と共管にするのはなぜでしょうか。自民党の池田行彦政調会長は、実務者会議で、財政出動するには財務省との共管にしておかないと責任が持てないという趣旨の発言をしていますが、しかし、財政出動は何も金融だけに限られるわけではありません。この発言に従えば、災害対策、安全保障など、すべての危機管理部門を財務省が持たなければならぬという理屈になります。そんな理屈は通らないことは明らかです。財政出動が必要な場合には、財政当局、つまり財務省の主計局と協議をすれば済む話です。なぜ通らない理屈まで並べて、権限の維持に執拗にこだわるのか、疑念を持たざるを得ません。

総務庁長官の見解をただしたいと思います。

私たちは、ばらばらな金融行政の主体の一元化を目指して、金融再生委員会の設置を提案いたしました。しかし、私たち民主党は、危機に迅速に対応するため、来年からは金融行政を再生委員会に一元化することを前提に、ことしじゅうはとりあえず危機管理の企画立案を大蔵省と共管とすることで政府・自民党と折り合い、再生委員会をスタートさせました。

しかし、政府・自民党は、この暫定的に認めただけの共管を固定化して、金融行政の一元化をないがしろにいたしました。共管により財務省が金融行政に関与できることになりました。共管は責任の所在がいまいになり、民間金融機関にとっては、二元行政が続くこととなります。総務庁長官の見解を伺いたいと思います。

次に、金融庁長官を大臣にしないことについて、ただしたいと思ひます。

金融庁長官を大臣にしないということは、財務省との関係が実際上対等にならないことになりま

ここで、金融再生委員会について一言申し上げ

金融庁の設置を考えるのではなく、時代に合わせ

戦後、軍と内務省が解体され、大蔵省だけが無

求した際の確認書の存在が明るみに出ま

また、政党内閣で協議が行われているさなか

このような役人のおこりを許しているのは、政

大蔵省の改革は、行政改革の一丁目一番地と言

年成り立させればかりの基本法は、一年で早くも

○内閣総理大臣(小淵恵三君) 池田元久議員にお

昨年、党首会談及び三会派実務者間合意につ

指摘は当たらないものと考えております。(拍手)

基本法におきまして、金融破綻処理制度及び金

大蔵省におきましては、過去の不祥事を謙虚に

いづれにいたしましても、行政改革は、国政の

○国務大臣(野中広務君) 池田元久議員の私に対

内閣法の一部を改正する法律案等の趣旨説明に對する池田元久君の質疑 内閣法の一部を改正する法律案等の趣旨説明に對する達増拓也君の質疑

内閣法の一部を改正する法律案等の趣旨説明

は、金融破綻処理制度及び金融危機管理に関する企画立案について、金融庁と財務省との共管といふことと、財務省の所掌があくまでも財政、国庫、通貨、外国為替の観点からのもに限定されることと明確化したしまして、法律的に主務官庁という表現が困難なことは、池田議員よく御承知のとおりでございますので、中央省庁等改革基本法を改正いたしましたして、財務省の主要な任務とされておりました金融破綻処理制度ないし金融危機管理に関する企画立案を削除したところでございます。このような措置を講ずることによって、明確化した次第であります。

次に、金融行政機構のあり方についてのお尋ねであります。金融再生委員会は、再生事務等を処理するため限定的に設置された組織でございます。一方、中央省庁等改革関連法案に定めた金融庁は、金融に関する企画立案及び検査監督事務のすべてを担う恒久的な金融行政機構として設置するものであります。金融庁には、内閣総理大臣の補佐体制として特命担当大臣を置くこととしておりまして、その体制のもとに、公正かつ的確な金融行政が遂行されるものと考えております。

次に、大蔵省幹部の言動につきまして、ただいま総理から答弁のあったとおりであります。なお、御指摘の、政党内閣の問題については、大蔵省幹部の発言につきましては、私からも遺憾の意を表し、本人は深く反省をしており、宮澤大蔵大臣から厳重な注意がなされたことと伺っております。

以上であります。(拍手)

(國務大臣太田誠一君登壇)

○國務大臣(太田誠一君) 金融庁と財務省の共管に関するお尋ねでございますが、金融破綻処理制度と金融危機管理に関する企画立案の取り扱いにつきましては、ただいま池田議員からさまざまな思いをお話しいただきました。

そのお気持ちにつきましては私は理解できるところもあるわけでございますが、ただ、客観的に出てまいりました結論というものは、財務省の設置法に書かれた任務というものは、これは健全な財政の確保、適正公平な課税の実現、税関業務の適正な運営、国庫の適正な管理、通貨に対する信頼の維持及び外国為替の安定の確保などという財務省の設置法に書かれたことは、これは何も問題がないことだと思えます。

また一方、金融庁の設置法の方に書かれた任務であります。我が国の金融の機能の安定を確保し、預金者、保険者、有価証券の投資者、そのほかこれらに準ずる者の保護を図るとともに、金融の円滑を図ることを任務とする。国内金融に関する制度の企画及び立案に関することを金融庁が担っているというところも、これも何も問題がないことだと思えます。

その中で、片一方がさらに限定をして、以上の任務にかかわる範囲内で金融の破綻処理制度及び金融危機管理に関する企画立案をやるということ、この経緯は別といたしまして、私は、出てきたものはまことに自然な法律の書き方ではあるというふうな理解をいたしております。

例えば、基本法に書かれたことと今度のこの設置法は改悪であるということをおっしゃいましたけれども、基本法に何が書いてあったかといえますと、基本法には、条件をつけずに、金融破綻処理及び金融危機管理に関する企画立案に関することと書いてあったわけでございますから、それがこの任務に基づいて限定をされた所掌事務になったというところは、これは大変な変化であるというふうな思っております。

また、金融庁長官を國務大臣としない理由でございます。これは、今も官房長官がお答えになりましたけれども、基本法上、金融庁は大臣庁としない、このことは御理解をいただけるのではないかと思っております。

置くことといたしておるわけでございます。特命担当大臣は、内閣設置法上も大変強力な総合的な調整権限を持つということにされておりました。財務省を預かる財務大臣と、この金融庁の担当の特命大臣が、一つのテーマについてやり合ったときに、金融庁の特命担当大臣の方が弱いというふうなことは決してございませぬ。

以上であります。(拍手)

(議長退席、副議長着席)

○副議長(渡部恒三君) 達増拓也君。

(達増拓也君登壇)

○達増拓也君 私は、自由民主党及び自由党を代表して、ただいま議題となりました中央省庁等改革関連法案に對して質疑を行います。

二十一世紀を目前に控え、日本は今、何百年に一度ともいふべき大きな変革期にあります。戦後日本を繁栄に導いた数々のシステムは、今や未来への発展の本質的な障害と化しており、特に、肥

大化を続けてきた行政は、民間活力の十分な発揚の妨げとなっております。

昨年の中央省庁等改革基本法の審議は、九十時間を超える大変長時間のものでありましたが、私は、この審議を通じて、与野党を問わず、二十一世紀に向けて新しい行政システムを確立しなければ、この日本の国に明るい未来は切り開けないという切迫した思いが共通してあったものと記憶しており、この改革の実現は、いわば国民の総意であると確信したわけでありました。

自由党は、自己責任原則を大前提とした、フリー、フェア、オープンな社会の実現、国民一人一人の能力が最大限に発揮される社会の構築を基本政策としております。そのためには、中央省庁を統合するにとどまらず、行政のあり方自体を事前指導型から事後チェック型へ転換することが必要であり、今回の政府による中央省庁等改革関連法案を、そのための第一歩としなければならぬと考えております。

法案には、自自連立政権発足の際の合意である國務大臣数の削減、副大臣制度の創設等も盛り込まれたものとなっております。法案と同時に閣議決定された基本的計画には、国家公務員の削減も盛り込まれております。あわせて、さらなる行政の効率化に向けて、規制緩和の徹底、地方分権の一層の推進など、改革のための努力を不断に行わなければなりません。

まず総理に伺います。第一に、この改革関連法案は、まさに二十一世紀の日本の形を決めようとするものであると言っても過言ではありません。この法案を提出するに当たり、総理の時代認識と改革の意義、そして改

革にかける意気込みを改めて伺いたいのであります。

第二に、國務大臣の数について伺います。

内閣法の一部改正案では、國務大臣の数は十四人以内、特別に必要な場合は三人を限度に増員できることとしております。これによって、内閣を組織する國務大臣は十四人が原則であり、むやみに大臣の数が増員されることはないと考えますが、総理の御所見を伺います。

第三に、副大臣、政務官制度の創設についてであります。

自民党及び自由党は、政府委員制度の廃止及び副大臣等の設置等に関する法律案を共同提出しております。この政府委員制度の廃止及び副大臣等の設置等に関する法律案は、国会における審議を国会議員同士の討論形式に改め、明治憲法以来続いてきた我が国の官僚主導型議会政治を根本から改革し、政治を国民の手に取り戻すという、歴史的かつ画期的な意義を持つ法律であります。

また、自民、自由両党は、政府委員制度廃止・副大臣等設置法の審議に当たっては、幅広く他党と意見交換をした上で早期の成立を図る所存であります。政府委員制度の廃止とあわせ、中央省庁再編時において副大臣及び政務官を各省庁に設置すること等を内容としているため、中央省庁再編法案といわば車の両輪のような密接な関係があると考えます。総理の御所見を伺いたいと思っております。

第四に、国家公務員の削減について伺います。

中央省庁等改革基本法では、国の行政機関の職員の数には十年間で少なくとも十分の一削減を行

うとあったものを、小淵総理は昨年夏の所信表明において、国家公務員の定員は十年の間に二〇%削減すると明言されました。さらに、昨年の自民、自由両党党首会談において、十年の間に二五%削減することで合意されたのであります。

言うまでもなく、国家公務員の定数を削減するためには、単に人減らしをするのではなく、仕事を減らしていかなければなりません。つまり、国と民間の役割分担の見直しによる事務の廃止、民営化や規制の緩和、撤廃、さらに民間委託などであり、また、国の仕事を簡素化した上で地方に権限を移譲するなど、大胆な改革が必要と考えますが、国家公務員の削減について、小淵総理の御所見を伺いたいと思っております。

次に、総務庁長官に数点伺います。

第一に、各省の設置法についてであります。提出法案では、任務規定と所掌事務規定を置くこととしております。各省の権限行使が法律に従うのは当然ですが、任務規定、所掌事務規定が従来の権限規定と同様に用いられることがあってはなりません。設置法を根拠とする各省権限の恣意的拡大は目に余るものがあり、行政の肥大化をもたらしました。また、所掌事務規定が従来と比較して四〇%削減されることですが、これが官庁の業務量、人員の縮減、内部部局、地方支分部局、審議会等、行政組織の合理化などにつながらなければなりません。総務庁長官の御所見を伺います。

第二に、官の業務のアウトソーシングについてであります。

現在、「公」すなわち「おおよけ」は、ほとんど官

が独占をしております。しかしながら、一定のルールと、それに伴う厳格な罰則を定めれば、公は必ずしも官である必要はありません。官以外の公の受け皿として、いわゆるNPO等の活用も重要であります。国家公務員の削減に資するためにも、規制緩和や地方分権と並んで大変有効な方法であると考えます。基本計画にも民間委託について触れた部分がありますが、NPO等を活用してアウトソーシングをさらに促進するための施策として、どのようなことをお考えか、総務庁長官に伺いたいと思っております。

第三に、審議会等の統廃合について伺います。各省に置かれた審議会については、以前より、いわゆる隠れみの論を初め、種々の問題点の指摘がありました。自民、自由両党は、党首合意を受けて、政策とその決定過程に真に政治家が責任を負い、諸改革を果敢迅速に推進する体制を確立するため、政府委員制度の廃止と副大臣制、政務官制度の導入を議員提案により行おうとしております。

審議会等の統廃合については、基本計画において、二百余りある審議会を半数以下に整理することとしておりますが、基本政策を審議する審議会の整理合理化については、今回の計画にとどまらず、さらなる統廃合を進め、最終的には全廃を目指すべきであります。総務庁長官の御所見を伺います。

第四に、独立行政法人についてであります。

独立行政法人制度を設けるに当たって、国や主務大臣の監督、関与は必要最小限とすることとする一方で、主務大臣は、業務、組織全般の見直し

を三年ないし五年ごとに行うこととしております。業務、組織の見直しは、実態を踏まえた上で、第三者機関たる独立行政法人評価委員会による評価との連携を重視し、場合によっては、廃止、民営化等、大胆な改革へのステップになり得るものでなければなりません。そのためにも、この見直しに用いられる中期目標と中期計画の評価は、具体的、明示的に示されるようなものでなければならぬと考えます。

また、独立行政法人の職員の身分について、基本計画では、そのほとんどが国家公務員型であり、身分についても、見直しの際に検討対象とする必要があるとあります。あわせて、将来、独立行政法人の運営が軌道に乗り、業績も好調となった場合には、みずから民営化を望むようなインセンティブが必要と考えます。また、独立行政法人化は、今回の計画にとどまらず、不断に検討を行い、対象機関を追加するとともに、極力統合をした上で独立行政法人化を行うべきであります。

以上、総務庁長官の御所見を伺います。

第五に、公務員制度についてであります。経済のグローバル化に対応する形で、我が国の雇用形態も、終身型から流動化へと、大きく変化していくことが予想されます。公務員制度についてもまたしかりであります。高度な専門知識を持つ公務員の中途採用や、行政の減量化、アウトソーシングの推進や若年公務員の転身の円滑化など、省庁改革にふさわしい公務員制度の改革が必要と考えますが、総務庁長官の御所見を伺います。

第六に、特殊法人などの取り扱いについてであり、

政府は、累次の閣議決定により、特殊法人の整理合理化に取り組んでおられますが、残念ながら、大胆な見直しにつながっているとは言いがたいものがあります。この際、改めて、特殊法人とその子会社についても徹底した見直しを行うとともに、あわせて、認可法人についても見直しの対象とすべきであります。総務庁長官の御所見を伺います。

最後に、今般の歴史的な中央省庁等の改革法案の審議開始に当たり、私と同じぐらいか、あるいはそれ以下の若い国家公務員の皆さん、二十代、三十代の国家公務員の皆さんに、一言申し上げさせていただきます。

この日本という国を、皆さん方だけで動かしていると思つたら、それは大きな間違いであります。他方、皆さん方がいなければ、この国がきちんと動いていけない、そういうこともまた事実であります。私たちは政治を変えます。約束いたします。ですから、皆さん方にも大きく変わってほしいのです。

皆さんには大きな不安があるでしょう。また政治に対する不満もある、そういうことを私も感じております。しかし、今こそ本心に改革のときであります。草の根から国民全体も大きく変わりつつあります。我々がともに奉仕する日本国民が、二十一世紀の世界において名譽ある地位を占める、それを目指して、今、政治と行政の改革をとるために頑張ってくださいませ。(拍手)

(内閣総理大臣小淵恵三君登壇)

○内閣総理大臣(小淵恵三君) 達増拓也議員にお答え申し上げます。

まず、時代認識や改革の意義について冒頭お尋ねがありました。

しばしば申し上げておりますが、私は、現在を明治維新、第二次世界大戦後に続く第三の改革の時期と位置づけております。このような認識のもとで、内閣の最重要課題の一つとして全力を挙げ取り組んでいる中央省庁等改革は、行政における政治主導を確立し、内外の主要課題や諸情勢に機敏に対応できるよう、行政システムを抜本的に改めるとともに、透明な政府の実現や行政のスリム化、効率化を目指しておるものであります。二十一世紀に向けた我が国経済社会の繁栄のかけ橋を築くためにも、本改革を強力かつ早急に進めてまいれる所存であります。

閣務大臣の数についてのお尋ねであります。内閣法一部改正案におきまして、閣務大臣の数は、基本的には十四人以上としつつ、特別に必要がある場合においては、三人を限度にその数を増加し、十七人以上とすることができるといたしております。十四人に加えて、さらに閣務大臣を任命すべきか否かにつきましては、内閣の重要政策に適切に対応するとの観点から判断されるべきものと考えております。

自民、自由両党提出の政府委員制度の廃止及び副大臣等の設置等に関する法律案と中央省庁等改革関連法律案の関係についてのお尋ねであります。中央省庁等改革関連法律案におきましては、両党提出の法案を受けまして、具体的に各府省に副大臣等を設置するための必要な事項を盛り

込んでおられるところでありまして、二つの法案が相まって副大臣等が設置されるという関係にあるものと考えております。

公務員の定員削減についてのお尋ねであります。公務員の定員削減については、自民、自由両党の合意がなされまして、これを受けまして、十年、二五％削減の方針を、国の行政組織等の減量、効率化等に関する基本的計画の中で閣議決定いたしましたところでありまして、

この削減達成のためには、これまで検討してきた以上に、十年間にわたって種々の改革努力を行ないますが、政府としては、与党とも連携をしつつ、この方針に沿った定員削減を実施し得るよう、最大限の努力を怠りません決意であります。残余の質問につきましては、関係大臣から答弁させていただきます。(拍手)

(閣務大臣太田誠一君登壇)

○閣務大臣(太田誠一君) 任務規定、所掌事務規定と権限規定の関係についてのお尋ねがございました。

任務及び所掌事務の規定は、各府省の行政目的及び各府省が担う事務を規定するものであり、各府省の権限を定める権限規定とは性格を異にするものであって、御指摘のようなことはないものと思っております。

所掌事務規定の削減と業務量の縮減等についてのお尋ねがございました。

各省設置法案の所掌事務の規定は、質的にも量的にも多様なものがあります。この項目の数を減らすということは、私も目標として示したわけ

でございますけれども、その項目の数、設置法の号数が減ったから事務事業の量が減るということは、直ちに判断はできないものと思っております。

中央省庁のスリム化は、今回の中央省庁等改革の重要な柱の一つであります。その中央省庁等の改革に関する方針を決めまして、事務事業の廃止、民営化、官房及び局の削減、地方支分部局の整理合理化、審議会の整理合理化など、組織の整理や定員の削減を進めることといたしてまいります。

アウトソーシングの促進についてお尋ねがございました。

委員おっしゃいますように、NPOに業務を委託するというようなことは、ちょっと考えておりませんが、アウトソーシングにつきましても、国の事務事業の民営化、地方公共団体への移譲、または民間への事務事業の委託の推進は、独立行政法人の活用とともに、中央省庁等改革基本法で定められた減量、効率化の手法であります。

このため、国の行政組織等の減量、効率化等に関する基本計画におきまして、事務事業の廃止、民営化、独立行政法人化を定めたほか、今後さらに、社会資本整備や情報処理、統計の処理等の事務事業につきましても、民間委託の推進について推進方針を取りまとめ公表するなどの方針を明らかにしたところであります。アウトソーシングを進めてまいりたいと考えております。

基本政策を審議する審議会の整理や合理化につきましても、今評価をしていただいたわけでございます。ありがとうございます。



これは、おっしゃいましたように、実質上、省庁の政策決定、政策立案の過程を審議会が担っているわけでございますけれども、実際にはこれは、内閣と、あるいは国務大臣、主任の大臣の責任でもって政策、法律案は特に決定をしなければいけないわけでございますから、審議会の委員が決めるわけではございませんので、政治の責任として、審議会は参考意見を聞くところであって、無理にそれを一つにまとめて、それに従わなければいけないということはないことををはっきりさせたわけでございます。そのことは、審議会の整理合理化に関する基本計画などにも書いたところでございます。この法律だけではなくて、方針や計画にもこれは書いております。

そういうことで、審議会の数は、政策審議については百七十六を二十九に減らしたということでございますけれども、そのほかに、質的に審議会の扱いは今後は変わってくるということでございます。もちろん、誤解を招かないためには、本来は全廃しておくことがよかつたという御指摘は、そのとおりであろうかと思っております。

独立行政法人においては、きちんとした評価と見直しを行うべきではないかという御指摘でございます。

中期目標を掲げて、数値によって評価できることならば、できる限り数値によりますけれども、そうではなくても、業務の評価につきまして、その重要性にかんがみまして、独立行政法人の評価委員会が客観的な評価基準を設定して的確に行う、その結果を公表するというにいたしております。その中期目標の期間の終了のときには、見直し

は、民営化、業務の改廃の要否、あるいは国家公務員の身分を与えるかどうかも含めて、当該独立行政法人の業務の継続の必要性、組織のあり方など、法人の組織及び業務の全般について、その結果については所要の措置を講ずることとしたしております。きちんと評価と見直しを行えるような仕組みになっておると思うのでございます。

独立行政法人化については、不断にこれからも検討を行いつつ、これで終わりではございません、その対象機関をさらに広げてまいりたいと考えております。引き続き検討することとし、基本計画にもそのように明記をしているところでございます。法人の組織のあり方についても、業務がより効率的、効果的に実施されるものとなりますように、関係省庁と連絡をして検討を進めてまい

る所存でございます。

省庁改革に相ふさわしい公務員制度改革についてのお尋ねがございました。

公務員制度改革は、中央省庁改革とあわせて推進するべき重要な課題であると認識しております。このため、中央省庁等改革関連法案にあわせて推進本部で決定をいたしました中央省庁等改革の推進に関する方針において、公務員制度につきまして、具体的な改革の方策を国家公務員制度改革として盛り込んだところでございます。

その方針には、任期付任用制度の導入、あるいは公募制、あるいは中途採用の拡大に資する仕組みの整備や、早期転身の円滑化などによる退職パターンの多様化などを含む各般の改革方針が定められたところでございまして、今後、同方針に基づきまして、政府全体として公務員制度改革を着実に進めてまい

る所存でございます。

特殊法人の見直しについてのお尋ねでございます。特殊法人及び認可法人につきましては、先ほども申し上げましたとおり、中央省庁等改革の議論と並行して、その存続の必要性も含めて徹底的に見直し、平成九年に、子会社などの問題も含めて、三次にわたる整理合理化の閣議決定を行ったところでございます。

政府といたしましては、これら決定された方針に基づく整理合理化を着実に実施に移していくことがますます重要であるというふうに認識をしております。現に、この国会におきましても、統廃合関連法案について御審議をいただいているところでございます。

他方、独立行政法人の共通原則である独立行政法人通則法案は、特殊法人について言われております不透明性とかそのような問題を念頭に置いて、そのようなものにならないように独立行政法人の姿を設計したものでございます。

以上を踏まえて、四月二十七日の閣議決定においては、国の行政組織等の減量、効率化等に関する基本的計画に記述しておるとおり、このような相次ぐ閣議決定を踏まえつつ、徹底して見直し、民営化、事業の整理縮小、廃止を進めるとともに、存続が必要なものについては、独立行政法人化等の可否を含めて、ふさわしい組織形態及び業務内容となるように検討してまい

る所存でございます。(拍手)

○副議長(渡部恒三君) 平賀高成君。

(平賀高成君登壇)

○平賀高成君 私、日本共産党を代表して、中

央省庁改革等関連法案について、総理並びに関係大臣に質問をいたします。

中央省庁改革等関連十七法案を貫いているのは、国民生活部門の徹底したスリム化であり、従来型の財界に奉仕する部門や外交防衛部門の温存強化です。これは、国民が求めている、浪費とむだをなくし、ゆがみを正し、福祉や教育を充実してほしいと願う行政改革とは、全く逆の方向であります。

初めに、行政のスリム化をするといつて、国民生活部門の切り捨てをするということについて質問をいたします。

その第一は、労働省と厚生省を統合する厚生労働省の問題です。

完全失業率四・八%と、過去最高を更新しているもとで、雇用対策と労働者の権利の確立のための労働行政の充実が、今重大課題であります。厚生行政についても、来年四月からの介護保険の実施を含め、高齢化社会に向け、社会保障の拡充こそが行政改革の内容でなければなりません。しかも、労働省と厚生省の統合は、充実すべき両行政の後退を招くものではありませんか。

後退させないというならば、なぜ政府は、規制緩和の名のもとに、労働基準法の改悪に続いて、不安定雇用を拡大する労働者派遣法、職安法の改悪など、保護すべき労働行政の全面的な改悪を進めるのですか。厚生行政にしても、一昨年の医療保険制度の改悪に続いて、年金の給付を切り下げ、厚生年金の改悪など、福祉切り捨てが強行されるようになっているのです。これが中央省庁等改革基本法に示された社会保障の構造改革の推進ということなのですか。

そもそも、労働省は、憲法第二十七条の勤労の権利、二十八条の団結権の保障を重大な基本的人権として保障したもので、労働者の雇用と権利を守るために厚生行政から分離独立させたものであります。それを統合するというのは、戦後の労働行政の原点を否定するものではありませんか。明確な答弁を求めます。

第二は、独立行政法人について伺います。

独立行政法人の制度は、国民生活部門の公共的業務を民営化もしくは廃止かという、国の行政から切り離す仕組みをつくるものであり、重大です。

その対象として、四万五千人の職員が働く国立病院・療養所や国立試験研究機関、車検など、八十九施設機関が挙げられています。さらには国立大学までも独立行政法人にしようとするなど、国民の福祉や医療、教育など国民生活部門が真っ先に挙げられています。

既に国立病院・療養所では、現場業務の下請化、看護婦の二交代制勤務の導入など、徹底した人減らし合理化が行われています。独立行政法人では、採算優先の病院運営が一層追求され、高齢者、結核、難病医療、離島僻地医療など、本来国が責任を持たなければならない不採算医療が、切り捨てられていくではありませんか。厚生大臣の明確な答弁を求めます。

国立研究機関は、国の機関として高い公共性、中立性、長期的かつ広域的な視点を保障する研究環境のもとで、科学技術の向上に大きな貢献をしております。例えば、リチウムイオン電池は、将来の電気自動車のエネルギー源など大幅な需要増が見込まれています。通産省の四国工業技術研究

所では、二十年にわたる基礎研究によって、海水からリチウムを採取する独創的な技術をつくり上げました。こうした研究は、環境、安全、農業など、どの分野にもあるのです。

しかし、独立行政法人では、三年から五年という短期間の評価が求められ、効率化と採算が優先されて、独創的な研究がつぶされていくおそれがあります。長期間にわたり地道な基礎研究を行っている国立試験研究機関は、もともと市場原理にはなじまないものではないですか。総理の答弁を求めます。

今、民間の美術館や博物館の運営は、低金利政策で困難なもとに置かれております。こうした中で、世界の貴重な文化遺産でもある美術品などの保存、展示、資料収集、調査研究などを公共的立場から行っている国立博物館や国立美術館に対する期待が高まっています。国立博物館、国立美術館を独立行政法人化することは、国民の文化に企業的な効率化を求めるものです。小淵首相は、文化で金もうけをさせようというのですか。明確な答弁を求めます。

独立行政法人通則法案では、独立行政法人が行う事務事業を、国民生活及び社会経済の安定等の公共上の見地から確実に実施されることが必要な事務及び事業としているにもかかわらず、三年から五年の期間において独立行政法人が達成すべき中期目標を定め、評価委員会がその評価を行い、民営化や業務の改廃を勧告できるとしています。公共上の見地から確実に実施が必要だといながら、業務を廃止する仕組みをつくるのは、一体どういうことですか。答弁を求めます。

第三に、国家公務員の二五％削減について伺い

ます。

現在八十五万人の公務員は、郵政公社化で三十万人を減らし、残った五十四万人の二五％削減によって四十一万人になるとされています。我が国の公務員数は、先進国の中でも人口当たりの公務員数が最も少ない水準にあることは、政府の調査からも明らかになっています。高齢化社会のもとで、介護体制の強化拡充など、行政需要が高まっているものと、公務員二五％削減の根拠は一体どこにあるのですか。総理の答弁を求めます。

その削減の優先は、いわゆる生活部門や地方出先機関など、国民生活に直接かわる公共サービス部門に向けられています。ところが、二十八万人の自衛隊は聖域とされています。公務員の二五％削減が行われると、国家公務員の四割が自衛隊員ということになります。まさにこれは軍事優先の国家体制ではないですか。総理の明確な答弁を求めます。

さらに、一般公務員を大幅に削減しながら、高級官僚のポストは維持されていることについてです。省庁は半減するのに、事務次官級のポストはわずかに二つしか減りません。また、各省に局長級の分掌職を新設するなど、高級官僚のポストを逆に温存しております。一般公務員を減らすといながら、なぜ高級官僚ポストを温存するのか。総理の答弁を求めます。

次に、国民生活を切り捨てる一方で、財界奉仕部門を温存強化することについてです。その最たるものは、国土交通省をつくり、公共事業の八割が集中する巨大利権官庁を出現させることです。国土交通省は、既に完全に破綻した苦

小牧東部開発やむつ小川原開発を進め、伊勢湾口、東京湾口など、巨大な海峡大橋を全国に六つもかけるなど、超大型プロジェクトが中心の五全総を推進する巨大公共事業官庁とならないのですか。

もしそういう官庁にならないというのなら、公共事業の長期計画の廃止と五全総の見直しを行うべきです。見直しさえしないというのなら、結局、ゼネコン奉仕の公共事業を推進する巨大官庁になるということではないのですか。総理の明確な答弁を求めます。

次に、内閣機能の強化について伺います。官僚主導から政治主導に変えるとして、内閣法に、総理大臣の閣議への発議権を明記しています。国務大臣の罷免権を持つ内閣総理大臣が、何についても閣議において発議し、討議、決定を求めることは、合議体としての内閣、内閣として連帯して国会に責任を負うという議院内閣制を空洞化させるものではないのですか。総理の答弁を求めます。

周辺事態法は、周辺事態の発動そのものを政府に白紙委任するものである上、内閣総理大臣が内閣に基本計画をつくらせ、基本計画に従い、防衛庁長官は実施要項を定め、内閣総理大臣の承認を得るといふもので、具体的にどのような支援をするのかについても、総理大臣にすべて白紙委任されているものです。

内閣総理大臣の権限強化のもとでトップダウン政治を行うことは国民にとって極めて危険であることは、戦争法案の枠組みを見れば明白であります。このように、首相権限、内閣機能の強化は、アメリカの戦争に協力する体制づくりのためのも

のではありませんか。総理の明確な答弁を求めます。

さらに、財政と金融の分離について伺います。もともと財政と金融は、別の機能である上、大蔵省に過度に権限が集中しており、分離には一定の合理性があります。しかし、金融行政の最大の問題は、大手金融機関と監督官庁の癒着構造にあります。昨年、国民に大きな衝撃を与えた一連の大蔵省汚職は、大蔵省と金融機関が構造的に癒着してきたことを、だれの目にもはっきり示しました。問題は、大銀行と行政の癒着を断つことこそ、今やるべきことです。

ところが、内閣府に設置される経済財政諮問会議は、予算編成の基本方針について、総理の諮問に応じて審議することになります。そこに財界のメンバーが入ることになり、これまで以上に財界の意向が直接反映され、内閣機能の強化とも結びついて、癒着どころかストレートに財界、大銀行のための行政が推進されることになるのではありませんか。総理の明確な答弁を求めます。

最後に、国民が求めている行政改革は、浪費とむだ、腐敗をなくし、行政の中身を国民本位に切りかえることです。小渕首相が行政改革を言うならば、歴代自民党政府のもので繰り返されている政官財の癒着こそ、断ち切るべきです。

防衛庁の背任汚職事件は、防衛庁の組織ぐるみの証拠隠蔽、取引企業への幹部の天下りなど、その癒着構造は余りにもひどいものです。いろいろな対象にまでなっている官僚の天下りを、直ちに禁止する考えはないのですか。

政官財の癒着の温床になっているのが企業・団体献金です。この際、企業・団体献金は、政治家

個人に対してだけでなく、政党へのものも含めてきっぱり廃止することを小渕首相は明言するべきではないのですか。明確な答弁を求めます。

国づくりは、国民主権、平和と福祉の国家の方向でなければなりません。政府案はこれに逆行し、国民を暗黒の二十一世紀に導くものであることを指摘し、質問を終わります。(拍手)

(内閣総理大臣小渕恵三君登壇)

○内閣総理大臣(小渕恵三君) 平賀高成議員にお答え申し上げます。

まず、厚生、労働両省の統合についてお尋ねがありました。

行政目的、任務を軸に中央省庁を大きくくり再編するという考えに基づき、中央省庁等改革基本法において、両省の任務をあわせて担う新たな省の設置が定められておりまして、これに基づき厚生労働省を設置するものであり、両行政の後退を招くものではありません。

また、労働者派遣法等の改正案は、労働力の需給調整機能の強化と労働者保護措置の拡充を図るものでございます。

社会保障の構造改革についてお尋ねがありました。社会保障制度については、国民の信頼にこたえ、将来にわたって安定的に運営のできる社会保障制度を構築していくことが必要であります。

今後、社会保障に係る給付と負担の増大が見込まれる中で、経済との調和を図りつつ、必要な給付は確保しながら、制度の効率化や合理化を進めるなど、年金制度改革、医療制度の抜本改革などの社会保障構造改革に引き続き取り組んでまいります。

労働省と厚生省の統合と労働行政の原点について

てお尋ねでありました。

厚生労働省におきましては、労働条件その他の労働者の働く環境の整備と職業の確保を、社会保障政策と一体的、総合的に推進することとしてい

るものでありまして、御指摘は当たらないものと考えています。

独立行政法人に関するお尋ねでありましたが、独立行政法人制度は、自主性、自律性を付与するとともに、客観的な評価を行うことにより、業務運営の効率化、質の向上等を目的とするものでありまして、市場原理のもとで独立採算を目的とするものではないと考えています。また、社会経済情勢の変化等によりまして、独立行政法人の業務、組織のあり方が見直されることは、制度の矛盾に当たらず、むしろ制度のねらいとしているところでもあります。

公務員の削減についてお尋ねですが、政府におきましては、中央省庁等改革にあわせ、計画的削減と独立行政法人化によりまして、十年間で二〇%の削減を目指してきたところでありますが、この目標を一層厳しくする観点から、自民、自由

両党の合意がなされ、これを受けて、十年、二五%削減の方針を国の行政組織等の減量、効率化等に関する基本的計画の中で閣議決定したところでありまして、

次に、御質問の自衛官について、他の公務員とは異なり、部隊の編成及び装備等の関連において定員が決定をされるため、今回の二五%削減に含めておられないところでありますが、別途、中期防におきまして、自衛官定員を計画的に削減することが閣議決定されております。

また、幹部職員数についてお尋ねですが、省庁

再編に伴いまして、事務次官や局長の数は大幅に削減されることとなります。なお、次官に準ずる職や局長級分掌職の設置につきましては、必要最小限の数となるよう努めているところであり、高級官僚ポストの温存といった御指摘は当たらないと考えております。

国土交通省についてお尋ねですが、同省の公共事業については、新しい全国総合開発計画などに基きまして、投資の重点化、効率化を図りつつ、計画的に進めるとともに、中央省庁等改革基本法及び第二次地方分権推進計画に即し、国と地方の役割分担の見直しや統合的な補助金等の導入等を行い、そのスリム化に努めてまいります。

次に、内閣総理大臣の発議権についてお尋ねがありました。今回の内閣総理大臣の内閣の重要政策に関する基本的な方針の発議権の明確化は、行政全体の総合性を確保し、機動的で迅速な意思決定を可能にするため、国会で指名された内閣の首長である内閣総理大臣の国政運営上の指導性をより明確なものとするためのものであり、御指摘は当たらないと考えています。

経済財政諮問会議の構成員についてお尋ねであります。民間有識者議員は、経済財政政策にすぐれた識見を持つ者から時の総理が任命するものであり、特定の団体代表を想定いたしてはおりません。

いわゆる天下り問題についてお尋ねがありました。この問題は、行政に対する国民の信頼確保の観点から重要な課題と認識いたしております。政府といたしましては、本年三月の公務員制度調査会答申を踏まえ、在職期間の長期化を図るなど、退職管理の適正化及び再就職の透明性等を確

保するための方策の具体化に努めてまいります。最後に、企業・団体献金についてのお尋ねでありました。

企業、労働組合等の団体献金につきましては、平成六年の政治改革における政治資金規正法の改正により規制が強化され、さらに、改正案附則により、施行後五年を経過した場合の取り扱いについて定められておるところであります。この問題につきましては、まずは各党各会派におきまして十分御議論いただくべき問題と考えております。残余の質問につきましては、関係大臣から答弁いたします。(拍手)

〔国務大臣(宮下創平君登壇)〕

○国務大臣(宮下創平君) 国立病院・療養所の独立行政法人化についての質問にお答え申し上げます。

国立病院・療養所につきましては、四月二十七日に閣議決定されました国の行政組織等の減量、効率化等に関する基本的計画におきまして、平成十六年度に独立行政法人に移行することとされているところでありまして、

独立行政法人は、独立行政法人通則法第二条に規定されているところでありまして、国民生活及び社会経済の安定等の公共上の見地から確実に実施されることが必要な事務及び事業であって、国がみずから主体となつて直接に実施する必要があるもののうち、民間の主体にゆだねた場合には必ずしも実施されないおそれがあるものを効率的かつ効果的に行わせることを目的とするものでございます。

したがって、国立病院・療養所が独立行政法人になった場合も、地方自治体や民間では担うこと

のできない医療であつて、国の医療政策として行うべき医療を引き続き遂行していくことに変わりはないものであります。

なお、御指摘の中の結核、難病医療等は、国の医療政策として行うべき医療であります。これに対し離島僻地医療は、地域における一般的医療として対応されるべきものであると考えております。以上でございます。(拍手)

○副議長(渡部恒三君) 深田肇君。

〔深田肇君登壇〕

○深田肇君 最後に出てまいりました社民党の深田肇でございます。御記憶のほどお願い申し上げます。

私は、社会民主党・市民連合を代表して、ただいま議題となりました内閣法の一部を改正する法律案外十六本の中央省庁等改革関連法律案について、総理並びに関係大臣に質問いたします。実は、ただいま太田総務庁長官の提案趣旨の説明を伺い、同時にまた皆さん方の質疑を拝聴いたしました。これは、今回の政府案について、まず

まず私どもは、はっきり自分たちの意見を申し上げて、討論を深めていただかなければいけないというふうに思いましたことをまず最初に申し上げておきたいと存じます。

何といひましても、これからの行政は、上から与えられるものではなくて、長官がおっしゃったような、言葉だけの民主権ではなくて、憲法の理念に基づくところの、主権在民に基づくものでなければならぬと実は思っている次第でございます。社民党は、その意味からも、分権、透明、

公正の視点から、国民本位の行政改革を進めていくべきだということと今日までやってきたところでございます。

さて、社会民主党は、橋本内閣の当時、与党の行政改革協議会に参画をいたしました。さまざま与党確認を行つて、国民のための行政改革に力を尽くしてきたところでございます。その上で、我が党は中央省庁の改革基本法案につきましては賛成をいたしました。今回の関連法案の中にはさまざま問題が含まれていると思つたので、幾つかの点について御質問をいたしますので、よろしくお願ひをいたしたいと存じます。

その第一は、行政改革の目的についてであります。行政は国民の貴重な税によって賄われておりますので、決してむだ遣いは許されません。最小のコストで最大の効果を上げるための仕組みを追求しなければならぬと思つた。しかし、簡素でスリムな行政と機動的で効果的な政策遂行を両立したとしても、行政が国民から遠のいてしまうようなことでは、真の行政改革とは言えないのではないでしようか。

国民の立場に立った、親切で真心のこもつた質の高い行政サービスの実現こそが、行政改革の第一の目的でなければならぬと思つた。簡素化、スリム化ということは前提としつつも、国民生活の向上や、社会的な公平公正、弱者保護などの必要なサービスについて厚くしていくことがないといけないと思つた。総理、お考えをお聞かせいただきたいと存じます。次に、定員削減問題について、率直にお尋ねします。

我が国の人口千人当たりの公務員数は、米、英に比べて約半数、フランスの約四割であります。先般も、私どもの島山代議士の代理でイギリスまで勉強させていただきましたが、ますますその感を強くしたところでございます。そこで、国家公務員の定員については、一九六七年以来九次にわたる削減計画が進行しております。その実績は、これまでに実に三十万九千五百五十八人となつていくわけでございます。

さて、そこで、自民連立政権の当時、定員削減計画は十年間で一〇%であったはずであります。が、今もお話がありましたとおり、その後、総理大臣が小淵さんにかわつた瞬間で二〇%、自民政権の合意に当たつて二五%、一体どこまで国家公務員を、首を切るとは言わないでしようけれども、減らすことになるんでしようか。

不祥事続きで国民の信頼が揺らいでいる中央省庁の役人の削減は、確かにわかりやすい行政改革のお題目と言えましょう。しかし、役人パッシングで国民の目をそらして、行政改革を単なる人減らしにすりかえらるるならば、これは断じて認めることができません。

四月二十七日の閣議決定された中央省庁等改革の推進に関する方針における、公務員数を十年間で二五%削減するという方針は、九次にわたる計画の積み上げと連続性を無視したものであると言わなければならぬと思つた。長官、このような無謀な定員削減は、実現が困難であるばかりか、国家公務員の雇用不安を招いて、士気の低下をもたらすことは必至だと思つた。また、行政サービスの低下にも直結してしまうことは明らかだと思つた。

行政改革は、一方で公務員の雇用、労働条件の向上を図るものでなければならぬと思ひます。これらについて総理のお考えをお聞かせいただくと同時に、率直に申し上げますが、この無謀な定員削減の方針については、強く撤回を求めたいと思ひます。

次に、巨大省、とりわけ国土交通省についてお聞きしたいと存じます。

行政組織のスリム化のかけ声のもとで今回の省庁の大幅な再編成が行われたはずであります。が、三十万人以上の定員を持つ総務省から、わずか千人の環境省までの一府十二省庁になるわけでございます。

巨大省の出現には、権力の集中や情報の独占といった弊害が予想されているところは、御案内のとおりであります。河川や道路管理などについて、地方で行える事務等の分権も不十分のまま、巨大な公共事業官庁である国土交通省が提案されているところでもあります。

公共事業関係の予算の八割を占めて、許認可の数も二千五百五十件を数える国土交通省は、国民から見たら、スリム化どころか、肥大化した利権官庁と映るのではないのでしょうか。本来、地方へ分権した上で省の再編をするべきでありましたが、このままでは、分権が不十分のまま巨大官庁が生まれることになるわけでありますから。

さて、思ひ出しますと、橋本前総理大臣のときに自治体への分権を強く訴えたのでございませうが、総理、巨大な利権省の出現を許さないという御決意と、そのための方策についてお伺ひいたしたいと存じます。

また、相次いだ官庁の不祥事等の再発防止策

や、国民と行政との公正で透明な関係を担保し、ガラス張りの行政への質的な転換を推進する実効ある方策について、総理のお考えをお聞かせいただきたいと思います。

次に、環境省についてお尋ねいたします。

先ほど申し上げた、わずか千人で充足する環境省は、ひととき小さく、行政目的の別々で大きく再編成というのには、余りにも均衡を欠いているのではないのでしょうか。例えば水道行政を一元化して環境省の所管とするなど、省昇格にふさわしい事務事業を付与すべきと考えますが、どうでしょうか。総理は、美しい安定した環境を守り、子孫に引き継ぎ、循環型の経済社会を築き上げることは、私たちに課せられた最も重い責任の一つだと表明をされておられます。今後とも、環境行政の一層の推進を図るためについて、総理のお考えをお聞かせいただきたいと思います。

最後に、独立行政法人についてお尋ねいたします。独立行政法人は、特殊法人などを含む広い概念として一般的には理解をされていると思ひます。国よりも効率的で、特殊法人よりも透明性が高いと言われる独立行政法人の概念は、とはいへ、いまだにあいまいなものであります。それが証拠に、通則法を見ても特殊法人との類似ばかりが見えるじゃないですか。

そもそも、既存の体系について抜本的な見直しが必要であったのではないのでしょうか。にもかかわらず、今回の改革において特殊法人の改革が先送りされていることは、やはり本末転倒と言わざるを得ません。直ちに取り組むべきことは、新制度の創設ではなくて、普遍的な制度や運営のあり

方をめぐる改革であつたと思つたのでございませう。総務省に置かれる評価委員会が、独立行政法人の改廃の勧告を行うことができると思はれば、これは民間化の道だ、こうつなかりを考へて、職員の方々が不安な状況にならざるを得ないではないでしょうか。総務長官、いかがでございますか。

最後になりますが、私は、自民党と三党時代の「職員団体等、各方面の十分な理解を求めつつ行い、一方的な適用は行わない」とする九七年十月の確認、そしてもう一つ、「それぞれの独立行政法人に行わせる業務及びその職員の身分等を決定するに当たっては、これまで維持されてきた良好な労働関係に配慮する」との中央省庁等改革基本法第四十一条、さらには、衆議院の特別委員会における附帯決議を十分尊重していただかなければならないと思つておりますが、これについて、そんなことはよくわかつて、政府は忘れていない、しっかり守つてお約束どおり行いますというふうな、長官、御答弁をいただきたいと思つたのでございませう。

以上申し上げた上で、本法案を審議するに当たり、十分な討議を保障しつつ、国民との共通の認識とその理解を求めるとの最大限の努力をしなければならぬということを強調申し上げます。私、私の質問を終わります。

（拍手）  
（内閣総理大臣小淵恵三君登壇）  
○内閣総理大臣小淵恵三君 深田議員にお答え申し上げます。

行政改革に対する基本的考え方についてはお尋ねがありました。

行政改革は、国の行政組織及び事務事業の運営を簡素かつ効率的なものにするのと同時に、その総合性、機動性、透明性の向上を図り、これによりまして戦後の我が国の社会経済構造の転換を促し、自由かつ公正な社会の形成を目指そうとするものであります。このような取り組みを通じ、より質の高い行政サービスの実現が可能となるものと考えております。

公務員の削減についてお尋ねですが、政府におきましては、中央省庁等改革にあわせまして、計画的削減と独立行政法人化によりまして、十年間で二〇%の削減を目指してきたところであります。が、この目標を一層徹しくする観点から、自民、自由両党の合意がなされ、これを受けまして、十年、二五%削減の方針を、国の行政組織等の減量、効率化等に関する基本的計画の中で閣議決定いたしましたところであります。

政府といたしましては、御指摘のような行政サービスの水準や国家公務員の雇用への不安の問題にも十分留意しつつ、削減の実現に最大限努力してまいり所存でございます。

国土交通省についてお尋ねでしたが、今回の省庁再編は、省庁を行政目的別に大きく再編成し、その一環として同省を設置するものであります。同省の公共事業につきましては、中央省庁等改革基本法及び第二次地方分権推進計画に即し、国と地方との役割分担の見直しや、統合的な補助金等の導入等を行い、そのスリム化には努めてまいります。

相次いだ官庁の不祥事等の再発防止策についてお尋ねがありました。

国家公務員は、常に国民全体の奉仕者としての自覚を持ち、国民の不信や疑惑を招くような行為

を厳に慎むことが必要であり、そのための編紀の保持に万全を期してまいる所存であります。なお、公務員の不祥事を防止するため、議員立法として、国家公務員倫理法案を御提案いただいているところであります。国会での御審議を期待いたしております。

公正で透明な行政への質的な転換を推進する方策についてお尋ねがありました。

政府といたしましては、先般成立いたしました情報公開法が適切に運用されるよう、その準備に万全を期するとともに、独立行政法人制度の創設によりまして行政運営の透明化を図るほか、意見提出手続の一層の活用や政策評価の結果の公表などにも積極的に取り組んでまいります。

最後に、環境省についてのお尋ねがありました。

内外の環境を守り、二十一世紀に引き継ぐことは、重要な政策課題であります。そのため、必要な事務事業を環境省に付与し、これを担い得る体制を整備して、環境行政を一層強力に推進してまいらなければならないと考えております。

なお、水道行政につきましては、中央省庁等改革基本法の整理に従い、厚生労働省の所管としたところがございます。

残余の質問につきましては、関係大臣から答弁させていただきます。(拍手)

(國務大臣太田誠一君登壇)

○國務大臣(太田誠一君) 独立行政法人制度についてのお尋ねがございました。

あいまいであるというような御指摘がございましたけれども、あいまいなことはないと思っております。というのは、独立行政法人と特殊法人の

違いは、独立行政法人は透明性を持たせる、すなわち、企業会計原則ののっとって経営内容をオープンにするというところが違うわけでございます。そして、それを外部監査を受けなければいけないというところも違う。それから、定期的に業績評価をされなければいけないところというのも違うわけでございます。要するに、評価と透明性が違うところがございます。

そこで、特殊法人との類似性が目立つということでございますが、独立行政法人の設計に当たっては、特殊法人について指摘されておる不透明性といったようなことを踏まえて、そうならないように独立行政法人を設計したわけでございます。

ただし、何度もお話ししておりますけれども、特殊法人につきましては、今、目下この国会に統合整理の法案が出されておまして、半ばもう採決が終わっておりますところ、成立をすつつあるところでございますので、それを今、特殊法人のことについて取り進むことができる状態ではないということでございます。御理解をいただきたいと思っております。

それから、お尋ねの、総務省に置かれる評価委員会の勧告等を踏まえつつ、主務大臣が所要の措置を講ずるということで御心配の向きがあるというところでございます。

これは、評価は当然厳正に行われますし、また、経営の改善についての勧告なども行われるわけでございますけれども、定期的な見直しをするからといって、ゆえなき民営化や廃止などをするということではございません。客観的に行われるべきものであり、職員の雇用にも当然配慮するこ

とが必要でございます。総務省がどういう評価をするかということが、また国民から見られている、問われているわけでございますから、でたらめなことをするわけにはいかないわけでございます。

それから、最後に、独立行政法人化に当たって、自社三党の確認などを十分に尊重すべきではないかというようなお尋ねでございます。

今回の八十九事務事業の独立行政法人化の決定に当たりましては、基本法第四十一条、良好な労働関係に配慮ということは、常に頭の中に置いてやっております。今後とも十分に尊重していくつもりである、このことを言明申し上げます。お答えいたします。(拍手)

○副議長(渡部恒三君) これにて質疑は終了いたしました。

○副議長(渡部恒三君) 本日は、これにて散会いたします。

午後四時七分散会

出席國務大臣

- |        |        |
|--------|--------|
| 内閣総理大臣 | 小淵 恵三君 |
| 法務大臣   | 陣内 孝雄君 |
| 厚生大臣   | 宮下 劍平君 |
| 建設大臣   | 関谷 勝嗣君 |
| 自治大臣   | 野田 毅君  |
| 國務大臣   | 太田 誠一君 |
| 國務大臣   | 野中 広務君 |

出席政府委員

- |                   |        |
|-------------------|--------|
| 内閣審議官             | 松田 隆利君 |
| 兼中央省庁等改革推進本部事務局次長 |        |

○議長長の報告

(条約送付及び通知)

一、去る十四日、国会において承認することを議決した次の件を内閣に送付し、その旨参議院に通知した。

標章の国際登録に関するマドリッド協定の千九百八十九年六月二十七日にマドリッドで採択された議定書の締結について承認を求めるの件 (通知書受領)

一、去る十四日、参議院議長から、次の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。

労働安全衛生法及び作業環境測定法の一部を改正する法律  
電気事業法及びガス事業法の一部を改正する法律

鉄道事業法の一部を改正する法律  
道路運送法の一部を改正する法律  
漁船損害等補償法の一部を改正する法律  
持統的養殖生産確保法 (政府委員承認)

一、昨十七日、伊藤議長は、小淵内閣総理大臣申し出の次の者を、第四百四十五回国会政府委員に任命することを承認した。

- |                     |       |
|---------------------|-------|
| 内閣官房内閣外政審議室長事務代理    | 竹内 春久 |
| 兼内閣総理大臣官房外政審議室長事務代理 |       |

(政府委員任命)

一、昨十七日、小淵内閣総理大臣から伊藤議長あて、十七日議長において承認した竹内春久を、同日第百四十五回国会政府委員に任命した旨の通知を受領した。

(政府委員解任)

一、昨十七日、小淵内閣総理大臣から伊藤議長あて、同日(内閣官房内閣外政審議室長兼内閣総理大臣官房外政審議室長)登誠一郎の第百四十五回国会政府委員を免じた旨の通知を受領した。

(常任委員辞任及び補欠選任)

一、去る十四日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

法務委員

辞任

補欠

- |        |        |
|--------|--------|
| 加藤 絃一君 | 森山 眞弓君 |
| 河村 建夫君 | 竹本 直一君 |
| 保岡 興治君 | 大石 秀政君 |
| 渡辺 喜美君 | 小島 敏男君 |
| 佐々木秀典君 | 細川 律夫君 |
| 漆原 良夫君 | 池坊 保子君 |
| 池坊 保子君 | 漆原 良夫君 |
| 大石 秀政君 | 保岡 興治君 |
| 小島 敏男君 | 渡辺 喜美君 |
| 竹本 直一君 | 河村 建夫君 |
| 森山 眞弓君 | 加藤 絃一君 |
| 細川 律夫君 | 佐々木秀典君 |

商工委員

辞任

補欠

- |        |        |
|--------|--------|
| 新藤 義孝君 | 萩野 浩基君 |
| 樽床 伸二君 | 佐藤謙一郎君 |

運輸委員

辞任

補欠

- |        |        |
|--------|--------|
| 望月 義夫君 | 河井 克行君 |
| 吉田六左門君 | 大石 秀政君 |
| 大石 秀政君 | 吉田六左門君 |
| 河井 克行君 | 望月 義夫君 |

労働委員

辞任

補欠

- |        |        |
|--------|--------|
| 坂本 剛二君 | 宮腰 光寛君 |
| 島山健治郎君 | 濱田 健一君 |
| 宮腰 光寛君 | 坂本 剛二君 |
| 濱田 健一君 | 島山健治郎君 |

建設委員

辞任

補欠

- |        |        |
|--------|--------|
| 西川 公也君 | 倉成 正和君 |
| 田中 慶秋君 | 島 聡君   |
| 畑 英次郎君 | 石井 絃基君 |
| 長内 順一君 | 富田 茂之君 |
| 島 聡君   | 今田 保典君 |
| 富田 茂之君 | 上田 勇君  |
| 上田 勇君  | 斎藤 鉄夫君 |
| 斎藤 鉄夫君 | 大野由利子君 |
| 倉成 正和君 | 西川 公也君 |

環境委員

辞任

補欠

- |        |        |
|--------|--------|
| 今田 保典君 | 田中 慶秋君 |
| 大野由利子君 | 長内 順一君 |
| 石井 絃基君 | 畑 英次郎君 |
| 大野 松茂君 | 小島 敏男君 |
| 土井たか子君 | 中川 智子君 |
| 小島 敏男君 | 大野 松茂君 |
| 中川 智子君 | 土井たか子君 |

議院運営委員

辞任

補欠

- |        |        |
|--------|--------|
| 新藤 義孝君 | 大島 理森君 |
| 砂田 圭佑君 | 奥谷 通君  |
| 島 聡君   | 末松 義規君 |
| 西川太一郎君 | 佐々木洋平君 |
| 佐々木洋平君 | 西川太一郎君 |
| 大島 理森君 | 新藤 義孝君 |
| 奥谷 通君  | 砂田 圭佑君 |
| 末松 義規君 | 島 聡君   |

(特別委員追加選任)

一、行政改革に関する特別委員の員数増加につき、去る十四日議長において、次のとおり追加指名した。

行政改革に関する特別委員

- |        |        |
|--------|--------|
| 河本 三郎君 | 杉山 憲夫君 |
| 細田 博之君 | 森 英介君  |
| 山本 幸三君 | 小林 守君  |
| 樹屋 敬悟君 | 三沢 淳君  |
| 春名 眞章君 | 北沢 清功君 |

(特別委員辞任及び補欠選任)

一、去る十四日、議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

行政改革に関する特別委員

辞任

補欠

- |        |        |
|--------|--------|
| 枝野 幸男君 | 伊藤 忠治君 |
| 東 祥三君  | 小池百合子君 |
| 一川 保夫君 | 西川太一郎君 |

(議案提出)

一、去る十四日、内閣から提出した議案は次のとおりである。

軽水炉プロジェクトの実施のための資金供与に関する日本国政府と朝鮮半島エネルギー開発機構との間の協定の締結について承認を求めめるの件

(議案送付)

一、去る十四日、参議院に送付した内閣提出案は次のとおりである。

防衛庁設置法及び自衛隊法の一部を改正する法律案

国際海事衛星機構(インマルサット)に関する条約の改正及び国際移動通信衛星機構(インマルサット)に関する条約の改正の受諾について承認を求めめるの件

投資の促進及び保護に関する日本国とパングラデシュ人民共和国との間の協定の締結について承認を求めめるの件

投資の促進及び保護に関する日本国政府とロシア連邦政府との間の協定の締結について承認を求めめるの件

一、去る十四日、予備審査のため次の本院議員提出案を参議院に送付した。

公共工事に係る契約の適正化に関する法律案  
(西川知雄君外二名提出)  
(議案通知)

一、去る十四日、参議院送付の次の内閣提出案を承認することを議決した旨参議院に通知した。  
標章の国際登録に関するマドリッド協定の千九百八十九年六月二十七日にマドリッドで採択された議定書の締結について承認を求めるの件  
(議案通知書受領)

一、去る十四日、参議院から、本院の送付した次の内閣提出案を可決した旨の通知書を受領した。  
労働安全衛生法及び作業環境測定法の一部を改正する法律案

電気事業法及びガス事業法の一部を改正する法律案

鉄道事業法の一部を改正する法律案  
道路運送法の一部を改正する法律案  
漁船損害等補償法の一部を改正する法律案  
持統の養殖生産確保法案

(答弁通知書受領)

一、去る十四日、内閣から、衆議院議員坂上富男君提出新潟県議會議員選挙長岡、古志郡選挙区における不在者投票の投函漏れ問題に関する質問に対して、質問事項について検討する必要があるため、平成十一年六月七日までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による通知書を受領した。  
二、去る十四日、内閣から、衆議院議員保坂展人君提出事務次官の適性に関する質問に対して、質問事項について検討する必要があるため、これに日時を要するため、平成十一年五月二十四日ま

でに答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による通知書を受領した。

児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律案  
右の本院提出案を送付する。  
平成十一年四月二十八日  
参議院議長 齋藤 十朗  
衆議院議長 伊藤宗一郎殿

児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律  
(目的)

第一条 この法律は、児童に対する性的搾取及び性的虐待が児童の権利を著しく侵害することの重大性にかんがみ、児童買春、児童ポルノに係る行為等を処罰するとともに、これらの行為等により心身に有害な影響を受けた児童の保護のための措置等を定めることにより、児童の権利の擁護に資することを目的とする。  
(定義)

第二条 この法律において「児童」とは、十八歳に満たない者をいう。

2 この法律において「児童買春」とは、次の各号に掲げる者に対し、対価を供与し、又はその供与の約束をして、当該児童に対し、性交等(性交若しくは性交類似行為を、又は自己の性的好奇心を満たす目的で、児童の性器等(性器、肛門又は乳房をいう。以下同じ。)を触り、若しくは児童に自己の性器等を触らせることをいう。以下同じ。)をすることをいう。

一 児童  
二 児童に対する性交等の周旋をした者  
三 児童の保護者(親権を行う者、後見人その他の者で、児童を現に監護するものをいう。以下同じ。)又は児童をその支配下に置いてい  
る者  
3 この法律において「児童ポルノ」とは、写真、ビデオテープその他の物であつて、次の各号のいずれかに該当するものをいう。  
一 児童を相手方とする又は児童による性交又は性交類似行為に係る児童の姿態を視覚により認識することができる方法により描写した  
もの  
二 他人が児童の性器等を触る行為又は児童が他人の性器等を触る行為に係る児童の姿態であつて性欲を興奮させ又は刺激するものを視覚により認識することができる方法により描写した  
もの  
三 衣服の全部又は一部を着けない児童の姿態であつて性欲を興奮させ又は刺激するものを視覚により認識することができる方法により描写した  
もの  
(適用上の注意)

第三条 この法律の適用に当たっては、国民の権利を不当に侵害しないように留意しなければならない。  
(児童買春)  
第四条 児童買春をした者は、三年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。  
(児童買春周旋)  
第五条 児童買春の周旋をした者は、三年以下の懲役又は三百万円以下の罰金に処する。

2 児童買春の周旋をすることを業とした者は、五年以下の懲役及び五百万円以下の罰金に処する。  
(児童買春勧誘)  
第六条 児童買春の周旋をする目的で、人に児童買春をするように勧誘した者は、三年以下の懲役又は三百万円以下の罰金に処する。  
2 前項の目的で、人に児童買春をするように勧誘することを業とした者は、五年以下の懲役及び五百万円以下の罰金に処する。  
第七条 児童ポルノを頒布し、販売し、業として貸与し、又は公然と陳列した者は、三年以下の懲役又は三百万円以下の罰金に処する。

2 前項に掲げる行為の目的で、児童ポルノを製造し、所持し、運搬し、本邦に輸入し、又は本邦から輸出した者も、同項と同様とする。  
3 第一項に掲げる行為の目的で、児童ポルノを外国に輸入し、又は外国から輸出した日本国民も、同項と同様とする。  
(児童買春等目的的人身売買等)  
第八条 児童を児童買春における性交等の相手方とさせ又は第二、三項第一号、第二号若しくは第三号の児童の姿態を描写して児童ポルノを製造する目的で、当該児童を売買した者は、一年以上十年以下の懲役に処する。

2 前項の目的で、外国に居住する児童を略取され、誘拐され、又は売買されたものをその居住国外に移送した日本国民は、二年以上の有期懲役に処する。  
3 前二項の罪の未遂は、罰する。

2 前項の目的で、外国に居住する児童を略取され、誘拐され、又は売買されたものをその居住国外に移送した日本国民は、二年以上の有期懲役に処する。  
3 前二項の罪の未遂は、罰する。



(児童の年齢の知情)

第九条 児童を使用する者は、児童の年齢を知らないことを理由として、第五条から前条までの規定による処罰を免れることができない。ただし、過失がないときは、この限りでない。

(国民の国外犯)

第十条 第四条から第六条まで、第七条第一項及び第二項並びに第八条第一項及び第三項(同条第一項に係る部分に限る。)の罪は、刑法(明治四十年法律第四十五号)第三条の例に従う。

(両罰規定)

第十一条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第五条から第七条までの罪を犯したときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の罰金刑を科する。

(捜査及び公判における配慮等)

第十二条 第四条から第八条までの罪に係る事件の捜査及び公判に職務上関係のある者(次項において「職務関係者」という。)は、その職務を行うに当たり、児童の年齢及び特性に配慮するとともに、その名誉及び尊厳を害しないよう注意しなければならない。

2 国及び地方公共団体は、職務関係者に対し、児童の年齢、特性等に関する理解を深めるための訓練及び啓発を行うよう努めるものとする。

(記事等の掲載等の禁止)

第十三条 第四条から第八条までの罪に係る事件に係る児童については、その氏名、年齢、職業、就学する学校の名称、住居、容貌等により当該児童が当該事件に係る者であることを推知することができるような記事若しくは写真又は

放送番組を、新聞紙その他の出版物に掲載し、又は放送してはならない。

(教育、啓発及び調査研究)

第十四条 国及び地方公共団体は、児童買春、児童ポルノの頒布等の行為が児童の心身の成長に重大な影響を与えるものであることにかんがみ、これらの行為を未然に防止することができよう、児童の権利に関する国民の理解を深めるための教育及び啓発に努めるものとする。

2 国及び地方公共団体は、児童買春、児童ポルノの頒布等の行為の防止に資する調査研究の推進に努めるものとする。

(心身に有害な影響を受けた児童の保護)

第十五条 関係行政機関は、児童買春の相手方となつたこと、児童ポルノに描写されたこと等により心身に有害な影響を受けた児童に対し、相互に連携を図りつつ、その心身の状況、その置かれていた環境等に応じ、当該児童がその受けた影響から身体的及び心理的に回復し、個人の尊厳を保つて成長することができるよう、相談、指導、一時保護、施設への入所その他の必要な保護のための措置を適切に講ずるものとする。

2 関係行政機関は、前項の措置を講ずる場合において、同項の児童の保護のため必要があると認めるときは、その保護者に対し、相談、指導その他の措置を講ずるものとする。

(心身に有害な影響を受けた児童の保護のための体制の整備)

第十六条 国及び地方公共団体は、児童買春の相手方となつたこと、児童ポルノに描写されたこと等により心身に有害な影響を受けた児童につ

いて専門的知識に基づく保護を適切に行うことができるよう、これらの児童の保護に関する調査研究の推進、これらの児童の保護を行う者の資質の向上、これらの児童が緊急に保護を必要とする場合における関係機関の連携協力体制の強化、これらの児童の保護を行う民間の団体との連携協力体制の整備等必要な体制の整備に努めるものとする。

(国際協力の推進)

第十七条 国は、第四条から第八条までの罪に係る行為の防止及び事件の適正かつ迅速な捜査のため、国際的な緊密な連携の確保、国際的な調査研究の推進その他の国際協力の推進に努めるものとする。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(条例との関係)

第二条 地方公共団体の条例の規定で、この法律で規制する行為を処罰する旨を定めているものの当該行為に係る部分については、この法律の施行と同時に、その効力を失うものとする。

2 前項の規定により条例の規定がその効力を失う場合において、当該地方公共団体が条例で別段の定めをしないときは、その失効前にした違反行為の処罰については、その失効後も、なお従前の例による。

(風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部改正)

第三条 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に

関する法律(昭和二十三年法律第二百二十二号)の一部を次のように改正する。

第四条第一項第二号中「第二章に規定する罪」の下に、「児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律平成十一年法律第 号」に規定する罪を加える。

第三十条第一項、第三十一条の五及び第三十一条の六第二項第二号中「若しくは売春防止法第二章に規定する罪」を、「売春防止法第二章に規定する罪若しくは児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律に規定する罪」に改める。

第三十五条中「又は第七十五条の罪」を、「若しくは第七十五条の罪又は児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律第七十五条の罪」に改める。

(旅館業法の一部改正)

第四条 旅館業法(昭和二十三年法律第二百三十八号)の一部を次のように改正する。

第八条中「基くを」を「基づく」に、「第三条第一項」を「同条第一項」に改め、同条に次の一号を加える。

四 児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律(平成十一年法律第 号)に規定する罪

(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の一部改正)  
第五条 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十七号)の一部を次のように改正する。  
別表第三十一号の次に次の一号を加える。  
第三十一の二 児童買春、児童ポルノに係る行

為等の処罰及び児童の保護等に関する法律 (平成十一年法律第 号)に規定する罪 (検討)

第八条 児童買春及び児童ポルノの規制その他の児童を性的搾取及び性的虐待から守るための制度については、この法律の施行後三年を目途として、この法律の施行状況、児童の権利の擁護に関する国際的動向等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律案(参議院提出)に関する報告書

一 議案の目的及び要旨

本案は、児童に対する性的搾取及び性的虐待が児童の権利を著しく侵害することの重大性にかんがみ、児童の権利の擁護に資するため、児童買春、児童ポルノに係る行為等を処罰するとともに、これらの行為等により心身に有害な影響を受けた児童の保護のための措置等を定めようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

1 定義

- (一) この法律において「児童」とは、十八歳に満たない者をいうものとする。
- (二) この法律において「児童買春」とは、児童等に対し、対価を供与し、又はその供与の約束をして、当該児童に対し、性交等をすることをいうものとする。
- (三) この法律において「児童ポルノ」とは、写真、ビデオテープその他の物であつて、児童

童を相手方とする又は児童による性交又は性交類似行為に係る児童の姿態等を視覚により認識することができる方法により描写したものをいうものとする。

- 2 児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰児童買春をした者、児童買春の周旋をした者、児童買春の勧誘をした者、児童ポルノを頒布等した者、児童を児童買春における性交等の相手方とさせる等の目的で児童を売買した者等を処罰するものとする。
- 3 教育、啓発及び調査研究

国及び地方公共団体は、児童の権利に関する国民の理解を深めるための教育及び啓発に努め、児童買春等の行為の防止に資する調査研究の推進に努めるものとする。

4 心身に有害な影響を受けた児童の保護

関係行政機関は、心身に有害な影響を受けた児童に対し、必要な保護のための措置を適切に講ずるものとし、必要があると認めるときは、児童の保護者に対しても措置を講ずるものとする。

5 心身に有害な影響を受けた児童の保護のための体制の整備

国及び地方公共団体は、心身に有害な影響を受けた児童について専門的知識に基づく保護を適切に行うことができるよう、必要な体制の整備に努めるものとする。

6 施行期日

この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行するものとする。

二 議案の可決理由

本案は、児童の権利の擁護に資するため、児童買春、児童ポルノに係る行為等を処罰するとともに、これらの行為等により心身に有害な影響を受けた児童の保護のための措置等を定めようとするもので、その措置は妥当なものと認め、これを可決すべきものと議決した次第である。右報告する。

平成十一年五月十四日

法務委員長 杉浦 正健  
衆議院議長 伊藤宗一郎殿

住宅・都市整備公団法の一部を改正する法律案

右の議案を提出する。

平成十一年四月二十六日

提出者

鉢呂 吉雄 石井 紘基  
賛成者  
安住 淳外八十九名

住宅・都市整備公団法の一部を改正する法律

住宅・都市整備公団法(昭和五十六年法律第四十八号)の一部を次のように改正する。

都市住宅公団法  
日次中「管理委員会」を「運営委員会」に、「土地区画整理事業」を「賃貸住宅の建替え」に改める。第一条を次のように改める。

(目的)

第一条 都市住宅公団は、賃貸住宅の管理等を適正に行うことにより、その居住者の住生活の安定に寄与することを目的とする。

第二章及び第六条中「住宅・都市整備公団」を「都市住宅公団」に改める。

第二章の章名を次のように改める。

第一章 運営委員会

第八条中「管理委員会」を「運営委員会」に改める。

第九条に次の二項を加える。

2 委員会は、前項に規定するもののほか、理事長の諮問に応じ、公団の業務の運営に関する重要事項を調査審議する。

3 委員会は、公団の業務の運営につき、理事長に意見を述べることができる。

第十条第一項中「五人」を「七人」に、「総裁」を「理事長」に改める。

第十一条第一項中「委員は」の下に、「公団の業務の適正な運営に必要な学識経験を有する者及び賃貸住宅の居住者のうちから」を加える。

第十五条を次のように改める。

第十五条 削除

第十六条第一項中「総裁」を「理事長」に、「二人」を「三人」に改める。

第十八条中「総裁一人、副総裁二人、理事十四人以内及び監事二人以内」を「理事長一人、理事四人以内及び監事一人」に改める。

第十九条第一項中「総裁」を「理事長」に改め、同条第二項を削り、同条第三項中「総裁の」を「理事長の」に、「総裁及び副総裁」を「理事長」に改め、

同項を同条第二項とし、同条第四項を同条第三項とし、同条第五項中「総裁を理事長に」、「主務大臣」を建設大臣に改め、同項を同条第四項とする。

第二十条第一項中「総裁を理事長に改め、同条第二項中「副総裁及び」を削り、「総裁」を「理事長に改める。

第二十一条第一項本文中「役員を理事長に」、「四年」を「四年とし、理事及び監事の任期は二年」に改める。

第二十三条中「総裁を理事長に改める。  
第二十五条及び第二十六条中「総裁、副総裁を理事長に改める。

第二十七条中「総裁を理事長に改める。  
第二十九条を次のように改める。  
(業務の範囲)

第二十九条 公団は、第一条の目的を達成するため、次の業務を行う。  
一 住宅の賃貸その他の管理を行うこと。

二 賃貸住宅の建替えを行うこと。  
三 賃貸住宅の居住者の利便に供する施設その他の政令で定める施設の整備及び賃貸その他の管理を行うこと。

四 前三号の業務に附帯する業務を行うこと。  
第二十九条の次に次の一条を加える。

(関係地方公共団体の意見の聴取等)  
第二十九条の二 公団は、前条第二号の業務を実施しようとするときは、あらかじめ、当該業務に関する計画について関係地方公共団体の意見を聴かなければならない。

2 公団は、賃貸住宅の管理に関する業務の運営

については、公営住宅(公営住宅法(昭和二十六年法律第九十三号)第二条第二号に規定する公営住宅をいう。以下同じ。)の事業主体(同条第十六号に規定する事業主体をいう。以下同じ。)である関係地方公共団体と密接に連絡するものとする。  
第三十条の見出しを「賃貸住宅の管理等の基準」に改め、同条第一項中「住宅の建設、賃貸その他の管理及び譲渡、宅地の造成、賃貸その他の管理及び譲渡、前条第一項第三号、第四号ロ及び第十五号ハの施設の建設、賃貸その他の管理及び譲渡並びに同項第十六号の公園施設の設置及び管理」を「住宅の賃貸その他の管理、賃貸住宅の建替え並びに賃貸住宅の居住者の利便に供する施設その他の政令で定める施設の整備及び賃貸その他の管理」に改め、「場合においては、」の下に「第五章に規定する基準及び」を加え、「がある場合においてその基準」を削り、同条第二項及び第三項を次のように改める。

2 公団は、賃貸住宅の家賃の額を変更しようとする場合においては、前項の規定にかかわらず、変更前の家賃の額を勘案して、その抑制に努めなければならない。

3 公団は、居住者が高齢者、身体障害者その他の特に居住の安定を図る必要がある者で賃貸住宅の家賃を支払うことが困難であると認められるものである場合又は賃貸住宅に災害その他の特別の事由が生じた場合においては、第一項の規定にかかわらず、家賃を減免することができ

第三十一条を次のように改める。  
第三十一条 削除

第三十一条 削除

第三十一条 削除

第三十一条 削除

第三十一条 削除

第三十一条 削除

第三十二条第一項中「運輸大臣及び」を削り、同条第二項中「運輸省令・建設省令」を「建設省令」に改める。  
第三十三条から第三十九条までを次のように改める。  
第三十三条から第三十九条まで 削除

第五章 賃貸住宅の建替え  
第五節 賃貸住宅の建替え  
第四十条 公団は、次に掲げる要件に該当する場合には、賃貸住宅の建替えをすることができ

一 除却する賃貸住宅の大部分が政令で定める耐用年限の二分の一を経過していること又はその大部分につき賃貸住宅としての機能が災害その他の理由により相当程度低下していること。

二 賃貸住宅の建替えにより、当該賃貸住宅の存する地域の居住に関する機能の低下を来さないよう良好な居住性能及び居住環境を有する賃貸住宅を十分確保する必要があること。

2 公団は、賃貸住宅の建替えに関する計画について第二十九条の二第一項の規定による意見聴取に基づき関係地方公共団体から申出があつた場合においては、公営住宅又は社会福祉施設(社会福祉事業法(昭和二十六年法律第四十五号)第五十七条第一項に規定する社会福祉施設をいう。)その他の居住者の共同の福祉のため必要な施設の整備を促進するため、賃貸住宅の建替えに併せて、当該賃貸住宅の建替えに支障のない範囲内で、土地の譲渡その他の必要な措置を講じなければならない。

(仮住居の提供)  
第四十一条 公団は、賃貸住宅の建替えにより除却すべき賃貸住宅の居住者で当該賃貸住宅の建替えに伴いその明渡しをするもの(以下「従前居住者」という。)に対して、必要な仮住居を提供しなければならない。

(新たに建設される賃貸住宅への入居)  
第四十二条 公団は、従前居住者で、三十日を下らない範囲内で当該従前居住者)ことに公団の定める期間内に当該賃貸住宅の建替えにより新たに建設される賃貸住宅への入居を希望する旨を申し出たものを、当該賃貸住宅に入居させなければならない。

2 公団は、前項の期間を定めたときは、当該従前居住者に対して、これを通知しなければならない。

3 公団は、第一項の規定による申出をした者に対して、相当の猶予期間を置いてその者が新たに建設された賃貸住宅に入居することができる期間を定め、その期間内に当該賃貸住宅に入居すべき旨を通知しなければならない。

4 公団は、正当な理由がないのに前項の規定による通知に係る入居することができず期間内に当該賃貸住宅に入居しなかつた者については、第一項の規定にかかわらず、当該賃貸住宅に入居させないことができる。  
(公営住宅への入居)  
第四十三条 公団は、賃貸住宅の建替えに併せて公営住宅が整備される場合において、従前居住者で公営住宅法第二十三条各号(同条に規定する老人等)にあつては、同条第二号及び第三号)

に掲げる条件を具備する者が当該公営住宅への入居を希望したときは、その入居を容易にするように特別の配慮をしなければならない。

2 前項の場合において、当該公営住宅の事業主体は、公団が行う措置に協力するよう努めなければならない。

(説明会の開催等)

第四十四条 公団は、賃貸住宅の建替えに関し、説明会を開催する等の措置を講ずることにより、当該賃貸住宅の建替えにより除却すべき賃貸住宅の居住者の協力が得られるように努めなければならない。

(移転料の支払)

第四十五条 公団は、従前居住者が賃貸住宅の建替えに伴い住居を移転した場合においては、当該従前居住者に対して、通常必要な移転料を支払わなければならない。

(建替えに係る家賃の特例)

第四十六条 公団は、従前居住者を、賃貸住宅の建替えにより新たに建設した賃貸住宅又は公団が管理する他の賃貸住宅に入居させる場合において、新たに入居する賃貸住宅の家賃が従前の賃貸住宅の最終の家賃を超えることとなり、当該入居者の居住の安定を図るため必要があると認めるときは、当該入居者の家賃を減額することができる。

第四十七条及び第四十八条 削除

第五十三条を次のように改める。

第五十三条 削除

第五十四条第一項中「(住宅・都市整備業務に係る勘定においては、当該勘定に係る残余の額から第五十九条第五項に基づき同条第一項に規定する

関連施設整備事業助成基金に充てた額を控除した額のうち政令で定める基準により計算した額)は、積立金として整理しなければならない。のうち、政令で定める基準により計算した額を積立金として積み立てなければならないに改め、同条第三項中「住宅・都市整備業務に係る勘定において、第一項の規定により積立金として整理した額を」第一項の規定により残余の額から同項の規定により積立金として積み立てた額」に改める。

第五十五条の見出しを「(借入金)」に改め、同条第一項中「若しくは」を「又は」に、「し、又は住宅・都市整備債券を発行する」を「する」に改め、同条第二項を削り、同条第三項中「第一項」を「前項」に改め、同項を同条第二項とし、同条第四項を同条第三項とし、同条第五項から第九項までを削る。

第五十六条中「又は住宅・都市整備債券を削る。」  
第五十七条中「住宅・都市整備債券、特別住宅債券及び宅地債券」を削る。  
第五十九条を次のように改める。  
第五十九条 削除

第六十二条及び第六十三条中「主務大臣」を「建設大臣」に改める。  
第六十五条を次のように改める。

(協議)

第六十五条 建設大臣は、次の場合には、あらかじめ、大蔵大臣と協議しなければならない。  
一 第四条第二項、第三十二條第一項、第五十条第一項、第五十五条第一項若しくは第二項ただし書又は第五十七条の認可をしようとするとき。

二 第五十二条第一項又は第六十条の承認をしようとするとき。  
三 第五十八条第一号又は第二号の指定をしようとするとき。

四 第三十条第一項、第三十二條第二項又は第六十一条の建設省令を定めようとするとき。  
第六十六条を次のように改める。  
第六十六条 削除

第六十八条中「十万円」を「二十万円」に改める。  
第六十九条中「十万円」を「二十万円」に改め、同条第三号中「及び附則第十七条」を「並びに附則第十七条及び第十七条の二第一項」に改め、同条第五号を次のように改める。

五 削除  
第六十九条第六号中「主務大臣」を「建設大臣」に改める。  
第七十条中「五万円」を「十万円」に改める。  
附則第十七条の見出しを削り、同条の次に次の二条を加える。

第十七条の二 公団は、当分の間、第二十九条及び前条に規定する業務のほか、住宅・都市整備公団法の一部を改正する法律(平成十一年法律第 号。以下「改正法」という。)による改正前の第二十九条第一項から第三項までの業務(第二十九条の業務に該当するものを除く。)のうち改正法の施行前に開始されたもの(特に継続する必要がある業務として建設大臣が指定したものに限り。)及びこれらに附帯する業務を行うことができる。

2 前項の規定により公団が行う同項の業務については、改正法による改正前の第二十九条第四項から第六項まで、第三十条、第三十二條から

第三十九条まで、第五章、第五十三条、第五十四条、第七章及び第八十五条から第六十七条までの規定(これらの規定に係る罰則を含む。)は、改正法の施行後も、なおその効力を有する。この場合において、改正法による改正前の第四十二条第三項及び第四十三條第一項中「住宅・都市整備公団総裁」とあるのは、「都市住宅公団理事長」と、「住宅・都市整備公団」とあるのは「都市住宅公団」とする。

第十七条の三 公団は、当分の間、建設大臣の認可を受けて、公団の建設に係る住宅の存する団地の居住者の利便に供する施設で政令で定めるものの建設若しくは賃貸その他の管理、当該団地の居住環境の維持若しくは改善又は改正法による改正前の第二十九条第一項第六号、第十号若しくは第十五号ハの業務によつて建設された事務所、店舗等の用に供する施設の賃貸その他の管理に関する業務を行う事業に投資(融資を含む。)次項において同じ。)をすることができ

2 公団は、前項の規定による投資の必要性について見直しを行い、その削減に努めなければならない。  
附則第十七条の前に見出しとして「(業務等の特例)」を付する。

附則

(施行期日)  
第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、附則第三条の規定は、公布の日から施行する。

(都市住宅公団への移行)

第一条 住宅・都市整備公団は、この法律の施行の時に於いて、都市住宅公団(以下「公団」といふ。)となるものとする。

(関連施設整備事業助成基金の取崩し)

第三条 住宅・都市整備公団は、この法律の施行の日の前日までに、この法律による改正前の住宅・都市整備公団法(以下「旧法」といふ。)第五十九条第一項に規定する利子の軽減に要する費用に充てるため、同項に規定する関連施設整備事業助成基金の全額を取り崩すものとする。

(経過措置等)

第四条 旧法第五十五条第一項の規定により住宅・都市整備公団が発行した住宅・都市整備債券並びに同法第二項の規定により住宅・都市整備公団が発行した特別住宅債券及び住宅・都市整備公団宅地債券については、同法第五項及び第六項の規定は、この法律の施行後も、なおその効力を有する。

2 公団は、建設大臣の認可を受けて、住宅・都市整備公団と旧法第五十五条第一項の規定による住宅・都市整備債券又は同法第二項の規定による特別住宅債券若しくは住宅・都市整備公団宅地債券の購入に関する契約を締結した者に対し、当該契約に基づき同法第一項に規定する住宅・都市整備債券又は同法第二項に規定する特別住宅債券若しくは住宅・都市整備公団宅地債券を発行することができる。この場合におけるこの法律による改正後の住宅・都市整備公団法(以下「新法」といふ。)第五十七条の規定の適用については、同法中「長期借入金」とあるのは、

「長期借入金、住宅・都市整備債券、特別住宅債券及び住宅・都市整備公団宅地債券」とする。

3 第一項の規定は、前項の住宅・都市整備債券、特別住宅債券又は住宅・都市整備公団宅地債券について準用する。この場合において、第一項中「及び第六項」とあるのは、「から第九項まで」と読み替えるものとする。

第五条 この法律の施行前に旧法第二十条を除く。の規定によりした処分、手続その他の行為(旧法附則第二十二條の規定により旧法の相当する規定によつてした処分、手続その他の行為とみなされたものを含む。)は、新法の相当する規定によりした処分、手続その他の行為とみなす。

第六条 この法律の施行の際現に都市住宅公団とこの名称を使用している者については、新法第六條の規定は、この法律の施行後六月間は、適用しない。

第七条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

第八条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に伴い必要な関係法律の整理その他必要な事項については、別に法律で定める。

理由

特殊法人の整理合理化を推進するため、住宅・都市整備公団を都市住宅公団に改称し、その組織の合理化を図るとともに、その業務を住宅の賃貸その他の管理及びこれに付随する業務に限ることとする等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

とする等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

住宅・都市整備公団法の一部を改正する法律案(録呂吉雄君外一名提出)に関する報告書

一 議案の目的及び要旨

本案は、特殊法人の整理合理化の一環として、住宅・都市整備公団を都市住宅公団(以下「公団」といふ。)に改称し、公団の行う業務を賃貸住宅の管理等に縮小するとともに、賃貸住宅の家賃の抑制、老朽化した賃貸住宅の建替え等を行うことにより、賃貸住宅居住者の住生活の安定に寄与しようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

1 公団は、大都市地域等における住宅及び宅地の供給、市街地の整備改善並びに都市公園の整備等の業務から撤退し、賃貸住宅の管理等に限定して業務を行うこととする。

2 住宅・都市整備公団が管理している賃貸住宅については、引き続き公団がその管理を行うこととし、公団は、老朽化した賃貸住宅について居住者の居住の安定に配慮しつつ建替えを行うとともに、賃貸住宅の家賃の抑制を図るための措置を講ずることとする。

3 公団の執行体制については、総裁の理事長への改称、副総裁の廃止、理事及び監事の定数の大幅な削減、運営委員会の設置等の組織・業務運営を合理化するための所要の措置を講ずることとする。

4 公団は、住宅・都市整備債券、特別住宅債券及び宅地債券を発行しないこととする。

5 公団は、当分の間、この法律の施行前に開始された業務で特に継続する必要があるとして建設大臣が指定した業務等については、引き続き行うことができることとする。また、公団は、子会社等に対する投資の見直しを行い、その削減に努めなければならないこととする。

6 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、関連施設整備事業助成基金の取崩しに関する規定は、公布の日から施行する。

二 議案の否決理由

本案は、特殊法人の整理合理化の一環として、住宅・都市整備公団を都市住宅公団に改称し、その業務を賃貸住宅の管理等に縮小するとともに、賃貸住宅の家賃の抑制、建替え等により、賃貸住宅居住者の住生活の安定に寄与しようとするものであるが、妥当でないものと認め、否決すべきものと議決した次第である。右報告する。

平成十一年五月十四日

建設委員長 平田 米男

衆議院議長 伊藤宗一郎殿

都市基盤整備公団法案

右

国会に提出する。

平成十一年二月八日

内閣総理大臣臨時代理 野中 広務  
国務大臣 野中 広務

都市基盤整備公団法

目次

- 第一章 総則(第一条―第七条)
- 第二章 運営委員会(第八条―第十六条)
- 第三章 役員及び職員(第十七条―第二十七条)
- 第四章 業務(第二十八條―第四十九條)
- 第一節 業務の範囲(第二十八條)
- 第二節 業務の実施方法(第二十九條―第三十六條)
- 第三節 特定公共施設の新設等に関する工事(第三十七條―第四十二條)
- 第四節 賃貸住宅の建替え(第四十三條―第四十九條)
- 第五章 財務及び会計(第五十條―第六十條)
- 第六章 監督(第六十一條・第六十二條)
- 第七章 雑則(第六十三條―第六十五條)
- 第八章 罰則(第六十六條―第六十八條)
- 附則
- 第一章 総則

(目的)  
 第一条 都市基盤整備公団は、地方公共団体、民間事業者等との協力及び役割分担の下に、人口及び経済、文化等に関する機能の集中に対応した秩序ある整備が十分に行われていない大都市地域その他の都市地域における健康で文化的な都市生活及び機能的な都市活動の基盤整備として居住環境の向上及び都市機能の増進を図るための市街地の整備改善並びに賃貸住宅の供給及び管理に関する業務を行い、並びに都市環境の改善の効果の大きい根幹的な都市公園の整備を行うこと等により、国民生活の安定向上と国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする。

(法人格)  
 第二条 都市基盤整備公団(以下「公団」という)は、法人とする。

(事務所)

第三条 公団は、主たる事務所を東京都に置く。  
 2 公団は、建設大臣の認可を受けて、必要な地に従たる事務所を置くことができる。

(資本金)

第四条 公団の資本金は、附則第六條第五項の規定により政府及び地方公共団体から出資があったものとされた額の合計額とする。  
 2 公団は、必要があるときは、建設大臣の認可を受けて、その資本金を増加することができる。

3 政府及び地方公共団体は、前項の規定により公団がその資本金を増加するときは、公団に出資することができる。  
 4 政府及び地方公共団体は、公団に出資するときは、土地又は土地の定着物をもって出資の目的とすることができる。

5 前項の規定により出資の目的とする土地又は土地の定着物の価額は、出資の日現在における時価を基準として評価委員が評価した価額とする。  
 6 前項に規定する評価委員その他評価に関し必要な事項は、政令で定める。

(登記)

第五条 公団は、政令で定めるところにより、登記しなければならない。  
 2 前項の規定により登記しなければならない事項は、登記の後でなければ、これをもって第三者に対抗することができない。

(名称の使用制限)

第六条 公団でない者は、都市基盤整備公団という名称を用いてはならない。

(民法の準用)

第七条 民法(明治二十九年法律第八十九号)第四十四條及び第五十條の規定は、公団について準用する。

第二章 運営委員会

(設置)

第八条 公団に、運営委員会(以下この章において「委員会」という)を置く。

(権限)

第九条 公団の予算、事業計画及び資金計画並びに決算は、委員会の議決を経なければならない。  
 2 委員会は、前項に規定するもののほか、總裁の諮問に応じ、公団の業務の運営に関する重要事項を調査審議する。  
 3 委員会は、公団の業務の運営につき、總裁に意見を述べることができる。

(組織)

第十条 委員会は、委員七人及び公団の總裁をもって組織する。  
 2 委員会に委員長一人を置き、委員の互選により選任する。

3 委員長は、委員会の会務を総理する。  
 4 委員会は、あらかじめ、委員のうちから、委員長に事故がある場合にその職務を代理する者を定めておかなければならない。

(委員の任命)

第十一条 委員は、公団の業務の適正な運営に必要な学識経験を有する者のうちから、建設大臣が任命する。  
 2 委員のうち二人は、公団に出資した地方公共団体の長が共同推薦した者のうちから任命しなければならない。

(委員の任期)

第十二条 委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。  
 2 委員は、再任されることができる。

(委員の欠格事項)

第十三条 次の各号のいずれかに該当する者は、委員となることができない。  
 一 政府職員(非常勤の者を除く)。  
 二 物品の製造若しくは販売若しくは工事の請負を業とする者であつて公団と取引上密接な利害関係を有するもの又はこれらのものが法人であるときはその役員(いかなる名称によるかを問わず、これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む)。  
 三 前号に掲げる事業者の団体の役員(いかなる名称によるかを問わず、これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む)。  
 四 公団の役員又は職員

(委員の解任)

第十四条 建設大臣は、委員が前条各号のいずれかに該当するに至ったときは、その委員を解任しなければならない。  
 2 建設大臣は、委員が次の各号のいずれかに該当するときは、その委員たるに適しないと認めるときは、その委員を解任することができる。  
 一 心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められるとき。  
 二 職務上の義務違反があるとき。

(議決の方法)

第十五条 委員会は、委員長又は第十条第四項に規定する委員長を代理する者のほか、委員及び總裁のうち三人以上が出席しなければ、会議を開き、議決をすることができない。  
 2 委員会の議事は、出席者の過半数をもって決する。可否同数のときは、委員長が決する。  
 3 委員会は、公団の役員又は職員をその会議に出席させて、必要な説明を求めることができる。

(委員の公務員たる性質)

第十六条 委員は、刑法(明治四十年法律第四十五号)その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

第三章 役員及び職員

第十七条 公団に、役員として、總裁一人、副總裁二人、理事十人以内及び監事二人以内を置く。

(役員)

第十八条 公団に、役員として、總裁一人、副總裁二人、理事十人以内及び監事二人以内を置く。

(役員職務及び権限)  
第十八条 総裁は、公団を代表し、その業務を総理する。

2 副総裁は、総裁の定めるところにより、公団を代表し、総裁を補佐して公団の業務を掌理し、総裁に事故があるときはその職務を代理し、総裁が欠員のときはその職務を行う。

3 理事は、総裁の定めるところにより、公団を代表し、総裁及び副総裁を補佐して公団の業務を掌理し、総裁及び副総裁に事故があるときはその職務を代理し、総裁及び副総裁が欠員のときはその職務を行う。

4 監事は、公団の業務を監査する。  
5 監事は、監査の結果に基づき、必要があると認めるときは、総裁又は建設大臣に意見を提出することができる。

(役員任命)  
第十九条 総裁及び監事は、建設大臣が任命する。

2 副総裁及び理事は、総裁が建設大臣の認可を受けて任命する。

(役員任期)  
第二十条 総裁及び副総裁の任期は四年とし、理事及び監事の任期は二年とする。ただし、補欠の役員は、前任者の残任期間とする。

2 役員は、再任されることが出来る。

(役員欠格事項)  
第二十一条 次の各号のいずれかに該当する者は、役員となることが出来ない。  
一 地方公共団体の職員(非常勤の者を除く)。  
二 第十三条第一号から第三号までに掲げる者(役員解任)

第二十二条 建設大臣又は総裁は、それぞれその任命に係る役員が、前条各号のいずれかに該当するに至ったときは、その役員を解任しなければならない。  
2 建設大臣又は総裁は、それぞれその任命に係る役員が第十四条第二項各号のいずれかに該当

するとき、その他役員たるに適しないと認めるときは、その役員を解任することができる。  
3 総裁は、前項の規定によりその任命に係る役員を解任しようとするときは、あらかじめ、建設大臣の認可を受けなければならない。

(役員兼職禁止)  
第二十三条 役員は、営利を目的とする団体の役員となり、又は自ら営利事業に従事してはならない。ただし、非常勤の役員にあっては、建設大臣の承認を受けたときは、この限りでない。

(代表権の制限)  
第二十四条 公団と総裁、副総裁又は理事との利益が相反する事項については、これらの者は、代表権を有しない。この場合には、監事が公団を代表する。

(代理人の選任)  
第二十五条 総裁、副総裁及び理事は、公団の職員のうちから、公団の業務の一部に関し一切の裁判上又は裁判外の行為をする権限を有する代理人を選任することができる。

(職員任命)  
第二十六条 公団の職員は、総裁が任命する。  
(役員及び職員公務員たる性質)  
第二十七条 第十六条の規定は、役員及び職員について準用する。

第四章 業務  
第一節 業務の範囲

第二十八条 公団は、第一条の目的を達成するため、次の業務を行う。  
一 住宅市街地その他の市街地の整備改善を図るための建築物の敷地の整備(当該敷地の周囲に十分な公共の用に供する施設がない場合において公共の用に供する施設を併せて整備するもの又は当該敷地内の土地の利用が細分されている場合において当該細分された土地を一団の土地として有効かつ適切に利用できるように整備するものに限る。以下同じ。)又は

宅地の造成並びに整備した敷地又は造成した宅地の管理及び譲渡を行うこと。  
二 都市計画法(昭和四十三年法律第百四十四号)第七項に規定する市街地開発事業及び流通業務市街地の整備に関する法律(昭和四十一年法律第百十号)第二条第二項に規定する流通業務団地造成事業を施行すること。

三 土地区画整理事業(土地区画整理法(昭和十九年法律第百十九号)による土地区画整理事業をいう。以下同じ。)、市街地再開発事業(都市再開発法(昭和四十四年法律第三十八号)による市街地再開発事業をいう。以下同じ。)

又住宅街区整備事業(大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法(昭和五十年法律第六十七号)による住宅街区整備事業をいう。)に参加組合員(市街地再開発事業にあっては、都市再開発法第五十二条第二項第五号に規定する特定事業参加者を含む。)として参加すること(第十号の業務を併せて行うものに限る。)

四 都市再開発法第九十九条の二第二項に規定する特定建築者として同条第三項に規定する特定施設建築物の建設、管理及び譲渡を行うこと。

五 委託に基づき、土地区画整理事業及び市街地再開発事業を行うこと。  
六 良好な居住性能及び居住環境を有する利便性の高い中高層の賃貸住宅その他の国の施策上特に供給が必要な賃貸住宅の建設、管理及び譲渡を行うこと。

七 第一号、第二号又は第六号の業務の実施と併せて整備されるべき公共の用に供する施設の整備、管理及び譲渡を行うこと。  
八 第一号若しくは第二号の業務により整備した敷地若しくは造成した宅地の利用者又は第六号の業務により建設した賃貸住宅の居住者の利便に供する施設の整備、管理及び譲渡を行うこと。

九 次に掲げる住宅又は事務所、店舗等の用に供する施設の建設、管理及び譲渡を行うこと。  
イ 第一号、第二号、第六号又は第七号の業務の実施に必要な土地等を提供した者若しくは当該業務が実施される土地の区域内に居住し、若しくは事業を営んでいた者(以下この号及び第三十二條第一項において「土地提供者等」という。)の申出に応じて、当該土地提供者等に譲渡し、又は賃貸するための住宅又は事務所、店舗等の用に供する施設(市街地の土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新を図るため当該住宅又は施設と一体として住宅又は事務所、店舗等の用に供する施設を建設する必要がある場合における当該住宅又は施設を含む。)

ロ 第一号から第三号までの業務により整備した敷地又は造成した宅地(第二号又は第三号の業務によるものにあつては、土地区画整理事業により公団が取得するものに限る。以下この号及び第三十二條において「整備敷地等」という。)について、同条第一項及び第二項の規定に基づき公募の方法により譲渡し、又は賃貸しようとしたにもかかわらず、同条第一項各号に掲げる条件を備えた応募者がいなかった場合において、整備敷地等の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新を図るため住宅又は事務所、店舗等の用に供する施設を建設する必要がある場合における当該住宅又は施設

ハ 市街地において第六号の業務による賃貸住宅の建設と一体として事務所、店舗等の用に供する施設の建設を行うことが適当である場合におけるそれらの用に供する施設委託に基づき、市街地の整備改善に必要な調査、調整及び技術提供を行うこと。

十一 国の設置に係る都市公園(都市公園法(昭

和三十一年法律第七十九号(第二条第一項に規定する都市公園をいう。以下同じ。)において、その利用について料金を徴収する公園施設(同条第二項に規定する公園施設をいう。以下同じ。)又は物品の販売の用に供する公園施設(同条第三項に規定する公園施設をいう。以下同じ。)又は物品の販売の用に供する公園施設(同条第四項に規定する公園施設をいう。以下同じ。)

十二 国の委託に基づき、前号に規定する公園施設(同条第一項に規定する公園施設をいう。以下同じ。)の設置又は管理に供する工事の施行上密接な関連のある公園施設の建設及び管理を行うこと。

十三 地方公共団体の委託に基づき、根本的な都市公園として政令で定める規模以上のものの建設、設計及び工事の監督管理を行うこと。

十四 前各号の業務に附帯する業務を行うこと。

2 公団は、前項の業務のほか、次の業務を行うこと。  
一 附則第十七条の規定による廃止前の住宅・都市整備公団法(昭和五十六年法律第四十八号。以下「旧公団法」という。)第二十九条第一項第一号の業務に係る賃貸住宅、当該賃貸住宅と併せて整備された公共の用に供する施設又は当該賃貸住宅と一体として建設された事務所、店舗等の用に供する施設で附則第六条第一項の規定により公団が承継したもの及び附則第十条第一項の規定により公団が建設し、又は整備した賃貸住宅又はこれらに施設(管理(改築又は増築を含む。))及び譲渡を行うこと。

二 前号に規定する賃貸住宅に係る賃貸住宅の建替え(現に存する賃貸住宅を除く)とともに、これらに存していた土地の全部又は一部に新たに賃貸住宅を建設すること(新たに建設する賃貸住宅と一体の賃貸住宅を当該区域内の土地に隣接する土地に新たに建設することを含む)をいう。以下同じ。並びにこれにより新たに建設した賃貸住宅の管理及び譲渡を行うこと。

三 前号の業務の実施と併せて整備されるべき公共の用に供する施設(同条第二項の業務による賃貸住宅の建替えと一体として建設することが適当な事務所、店舗等の用に供する施設)の建設並びにこれらの施設の管理及び譲渡を行うこと。

四 第一号又は第二号の業務に係る賃貸住宅の居住者の利便に供する施設(附則第六条第一項の規定により公団が承継したものを含む)の整備、管理及び譲渡を行うこと。

五 第二号の業務による賃貸住宅の建替えにより除却すべき賃貸住宅の居住者の申出に応じて、当該居住者に譲渡するための住宅の建設、管理及び譲渡を行うこと。

六 前各号の業務に附帯する業務を行うこと。

3 公団は、前二項の業務のほか、前二項の業務の遂行に支障のない範囲内で、委託に基づき、次の業務を行うことができる。  
一 建築物の敷地の整備又は宅地の造成及び整備した敷地又は造成した宅地の管理  
二 政令で定める住宅の建設及び管理  
三 建築物の敷地の整備若しくは宅地の造成又は住宅の建設と併せて整備されるべき公共の用に供する施設の整備  
四 次に掲げる施設の建設又は整備及び管理  
イ 第一項第一号又は第二号の業務(同号の業務にあっては、土地区画整理事業又は市街地再開発事業の施行に係るものに限る。)の実施と併せて事務所、店舗等の用に供する施設の建設を行うことが必要である場合におけるそれらの用に供する施設  
ロ 公団が整備した敷地若しくは造成した宅地(第一号の規定によるものを含む。)の利用者又は公団が建設し若しくは管理する住宅(第二号の規定によるものを含む。)の居住者の利便に供する施設  
ハ 公団が行う住宅の建設(第二号の規定によるものを含む。)

よるものを含む。)と一体として事務所、店舗等の用に供する施設の建設を行うことが適当である場合におけるそれらの用に供する施設

五 市街地の整備改善、賃貸住宅の供給及び管理並びに都市公園の整備のために必要な調査、調整及び技術の提供  
第二節 業務の実施方法  
(基本方針)  
第二十九条 前条の公団の業務は、建設大臣が定める基本方針に従って実施されなければならない。

2 基本方針に定める事項は、次のとおりとする。  
一 公団の業務の運営に関する基本的事項  
二 前条第一項及び第二項の業務に関する基本的事項  
三 その他公団が業務を実施するに際し配慮すべき事項  
(建設大臣の指示)  
第三十条 建設大臣は、国の利害に重大な関係があり、かつ、災害の発生その他特別の事情により急務を要すると認められる場合においては、公団に対し、第二十八条第一項第一号、第二号若しくは第六号又は第二項第二号に掲げる業務のうち必要な業務を実施すべきことを指示することができる。

2 建設大臣は、前項の規定による指示をしようとするときは、あらかじめ、関係地方公共団体の意見を聴かなければならない。  
(関係地方公共団体からの要請等)  
第三十一条 公団は、第二十八条第一項第二号の業務で土地区画整理法第三十二条の第一項又は都市再開発法第二十一条の第四項第一号の規定により行うもの(新たに住宅市街地その他の市街地を整備するための宅地の造成に係るものを除く。)は、関係地方公共団体からの要請に基づき行うものとする。ただし、前条第一項の規定に

より建設大臣の指示を受けて行うものにあつては、あらかじめ、その業務に関する計画について関係地方公共団体の意見を聴き、その意見を尊重して行うものとする。

2 前項の要請に関し必要な事項は、政令で定める。

3 公団は、第二十八条第一項第一号、第二号若しくは第六号又は第二項第二号の業務で新たに住宅市街地その他の市街地を整備するための宅地の造成又は賃貸住宅の建替えを含む。)に係るものを実施しようとするときは、あらかじめ、これらの業務に関する計画について関係地方公共団体の意見を聴かなければならない。

4 公団は、賃貸住宅の管理に関する業務の運営については、公営住宅(公営住宅法(昭和二十六年法律第九十三号)第二条第二号に規定する公営住宅をいう。以下同じ。)の事業主体(同条第十六号に規定する事業主体をいう。以下同じ。)である関係地方公共団体と密接に連絡するものとする。  
(整備敷地等の譲渡又は賃貸の方法)  
第三十二条 公団は、整備敷地等については、当該整備敷地等の譲渡の対価又は地代に関する事項、当該整備敷地等において建設すべき建築物に関する事項その他建設省令で定める事項に関する計画(以下この条において「譲渡等計画」という。)を定め、次に掲げる条件を備えた者に譲渡し、又は賃貸しなければならない。ただし、公団がその事務若しくは事業(第二十八条第一項第九号ロに掲げる住宅又は事務所、店舗等の用に供する施設の建設に係るものを除く。)の用に供するため必要がある場合又は土地提供者等、自己の居住の用に供する宅地を必要とする者その他建設省令で定める者に譲渡し、若しくは賃貸する場合は、この限りでない。  
一 譲渡等計画に定められた建設すべき建築物に関する事項に従って建築物を建設しようとするものとする。



する者であること。

二 前号に規定する建築物の建設に必要な経済的基礎及びこれを的確に遂行するために必要なその他の能力が十分な者であること。

三 整備敷地等の譲渡の対価又は地代の支払能力がある者であること。

2 公団は、前項本文の規定により整備敷地等を譲渡し、又は賃貸しようとするときは、建設省令で定めるところにより、公募し、その応募者の中から公正な方法で選考しなければならない。

3 公団は、第二項本文の規定により整備敷地等を譲渡し、又は賃貸するときは、当該整備敷地等の土地の区域について、都市計画法第十二条の五第十項の規定による協定の締結及び地区整備計画を定めるべきことについての要請その他譲渡等計画に定められた建設すべき建築物に関する事項に従った建築物の建設の促進を図るため必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(家賃の決定)

第三十三条 公団は、賃貸住宅(公営住宅の事業主体その他の住宅を賃貸する事業を行う者に譲渡し、又は賃貸するものを除く。以下この条において同じ。)に新たに入居する者の家賃の額については、近傍同種の住宅の家賃の額と均衡を失しないよう定めなければならない。

2 公団は、賃貸住宅の家賃の額を変更しようとする場合においては、近傍同種の住宅の家賃の額、変更前の家賃の額、経済事情の変動等を総合的に勘案して定めなければならない。この場合において、変更後の家賃の額は、近傍同種の住宅の家賃の額を上回らないように定めなければならない。

3 前二項の近傍同種の住宅の家賃の算定方法は、建設省令で定める。

4 公団は、第一項又は第二項の規定にかかわらず、居住者が高齢者、身体障害者その他の特に

居住の安定を図る必要がある者でこれらの規定による家賃を支払うことが困難であると認められるものである場合又は賃貸住宅に災害その他の特別の事由が生じた場合においては、家賃を減免することができる。

(建築物の敷地の整備等の基準)

第三十四条 公団は、建築物の敷地の整備、宅地の造成又は賃貸住宅の建設並びにこれらの管理及び譲渡、第二十八号第一項第八号若しくは第九号又は第二項第二号から第五号までの住宅又は施設の建設又は整備並びにこれらの管理及び譲渡並びに同条第一項第十一号の公園施設の設置及び管理を行う場合においては、前二条及び第四節に規定する基準並びに他の法令により定められた基準に従うほか、建設省令で定める基準に従って行わなければならない。

2 前項の建設省令で定める基準においては、第二十八号第一項第一号から第三号までの業務により造成された宅地で自己の居住の用に供する宅地を必要とする者に譲渡するものその他建設省令で定めるもの(以下この項及び第五十五条第二項において「自己居住宅地等」という。)の譲受人の選定方法に関し、一定の都市基盤整備公団宅地債券を引き受けた者(その相続人を含む。)で、当該自己居住宅地等の譲受けの申込みの際現にその都市基盤整備公団宅地債券の一定割合以上を所有しているものについて、特別の定めをするものとする。

(投資)

第三十五条 公団は、業務の運営の効率化、提供されるサービスの質の向上等を図るため必要がある場合においては、建設大臣の認可を受けて、次に掲げる業務を行う事業に投資(融資を含む。)をすることができる。

一 第二十八号第一項第二号から第四号まで又は第九号の業務(同項第二号又は第三号の業務にあっては、土地区画整理事業又は市街地再開発事業に係るものに限る。)により建設し

た事務所、店舗等の用に供する施設の管理に関する業務

二 公団が整備した敷地若しくは造成した宅地の利用者又は公団が建設し若しくは管理する賃貸住宅の居住者の利便に供する施設で政令で定めるものの建設又は管理に関する業務

三 前号の敷地若しくは宅地又は賃貸住宅に係る環境の維持又は改善に関する業務

(業務方法書)

第三十六条 公団は、業務の開始の際、業務方法書を作成し、建設大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 前項の業務方法書に記載すべき事項は、建設省令で定める。

第三節 特定公共施設の施設等に関する

工事

(特定公共施設の施設等に関する工事の施行)

第三十七条 公団は、第二十八号第一項第七号の業務を行う場合において、その業務が建築物の敷地の整備又は宅地の造成(事業の種類に依りて建設省令で定める規模以上のものに限る。)と併せて整備されるべき公共の用に供する施設に係る次の工事であるときは、当該工事に係る施設の管理者(管理者となるべき者を含む。以下この節において同じ。)の同意を得て、その管理者に代わって当該工事を施行することができる。

- 一 道路法(昭和二十七年法律第八十号)による道路(高速自動車国道及び一般国道を除く。)の新設又は改築に関する工事
- 二 都市公園(都市公園法第二条第一項第一号に該当するものに限る。)の新設又は改築に関する工事
- 三 下水道法(昭和三十三年法律第七十九号)による公共下水道又は都市下水道の設置又は改築に関する工事
- 四 河川法(昭和二十九年法律第六十七号)に

よる一級河川(指定区間内のものを除く。)以外の河川(同法が準用される河川を含む。)の河川工事

2 公団は、前項各号に掲げる工事(以下「特定公共施設の施設等に関する工事」という。)を施行する場合には、政令で定めるところにより、当該工事に係る施設(以下「特定公共施設」という。)の管理者に代わってその権限の一部を行うものとする。

3 特定公共施設の管理者が地方公共団体である場合において、当該地方公共団体が第一項の同意をしようとするときは、あらかじめ、その議会の議決を経なければならない。

4 公団は、第一項の規定により特定公共施設の施設等に関する工事を行おうとするときは、あらかじめ、建設省令で定めるところにより公告しなければならない。

5 公団は、第一項の規定による特定公共施設の施設等に関する工事の全部又は一部を完了したときは、遅滞なく、前項の規定に準じてその旨を公告しなければならない。

(特定公共施設の施設等に関する工事の廃止等)

第三十八条 公団は、前条第一項の同意に係る特定公共施設の管理者の同意を得た場合でなければ、当該特定公共施設の施設等に関する工事を廃止してはならない。

2 特定公共施設の管理者は、前条第一項の同意に係る特定公共施設について次の行為を行おうとする場合には、あらかじめ、公団の意見を聴かななければならない。

- 一 道路法第十条の路線の廃止又は変更
- 二 道路法第十八条第一項の道路の区域の変更
- 三 都市公園法第二十条の都市公園の区域の変更又は廃止
- 四 下水道法第四条第一項の公共下水道の事業計画の変更
- 五 下水道法第二十七条第一項の公示事項の変更

六 河川法第五條第六項(同法第一百條において準用する場合を含む。)の指定の変更又は廃止  
 3 前條第五項の規定は、公団が特定公共施設の  
 新設等に関する工事を廃止した場合に準用す  
 る。  
 4 公団が特定公共施設の新設等に関する工事を  
 廃止したときは、当該工事に要した費用の負担  
 については、公団と当該特定公共施設の管理者  
 が協議して定めるものとする。  
 5 前項の協議が成立しないときは、公団又は当  
 該特定公共施設の管理者の申請に基づき、建設  
 大臣が裁定する。  
 6 前項の規定により建設大臣が裁定をした場合  
 においては、第四項の規定の適用については、  
 公団と当該特定公共施設の管理者との協議が成  
 立したものとみなす。  
 (特定公共施設及びその用に供する土地の権利  
 の帰属)  
 第三十九條 第三十七條第五項の規定による工事  
 の完了の公告のあった特定公共施設及びその用  
 に供する土地について公団が取得した権利は、  
 その公告の日の翌日において当該特定公共施設  
 の管理者(当該特定公共施設が河川である場合  
 には、国)に帰属するものとする。  
 (費用の負担又は補助)  
 第四十條 公団が第三十七條の規定により特定公  
 共施設の新設等に関する工事を施行する場合に  
 は、その施行に要する費用の負担及びその費用  
 に関する国の補助については、当該特定公共施設  
 の管理者が自ら当該工事を施行するものとみ  
 なす。  
 2 前項の規定により国が当該特定公共施設の管  
 理者(管理者が地方公共団体の長である場合に  
 は、その長の統轄する地方公共団体。第四項に  
 おいて同じ。)に対し交付すべき負担金又は補助  
 金は、公団に交付するものとする。  
 3 前項の場合には、公団は、補助金等に係る予  
 算の執行の適正化に関する法律(昭和三十年法

律第七十九号)の適用については、補助事業  
 者等とみなす。  
 4 当該特定公共施設の管理者は、第一項の費用  
 の額から第二項の負担金又は補助金の額を控除  
 した額を公団に支払わなければならない。  
 5 第一項の費用の範囲、前項の規定による支払  
 の方法その他必要な事項は、政令で定める。  
 (審査請求)  
 第四十一條 公団が第三十七條第二項の規定によ  
 り特定公共施設の管理者に代わってした処分  
 不服がある者は、建設大臣に対して行政不服審  
 査法(昭和二十七年法律第百六十号)による審査  
 請求をすることができる。ただし、他の法令に  
 より不服申立てができないこととされているも  
 のについては、この限りでない。  
 (道路法等の適用)  
 第四十二條 第三十七條第二項の規定により特定  
 公共施設の管理者に代わってその権限を行う公  
 団は、道路法第八章、都市公園法第四章、下水  
 道法第五章及び河川法第七章の規定の適用につ  
 いては、当該特定公共施設の管理者とみなす。  
 第四節 賃貸住宅の建替え  
 (賃貸住宅の建替えの実施等)  
 第四十三條 公団は、次に掲げる要件に該当する  
 場合には、賃貸住宅の建替えをすることができ  
 る。  
 一 除却する賃貸住宅の大部分が政令で定める  
 耐用年限の二分の一を経過していること又は  
 その大部分につき賃貸住宅としての機能が災  
 害その他の理由により相当程度低下している  
 こと。  
 二 賃貸住宅の建替えにより、第二十八條第一  
 項第六号の賃貸住宅を新たに建設する必要が  
 あること又は当該賃貸住宅の存する地域にお  
 ける賃貸住宅の需要及び供給の現況及び将来  
 の見通しを勘案して当該地域の居住に関する  
 機能の低下を来さないよう良好な居住性能及  
 び居住環境を有する賃貸住宅を十分確保する  
 必要があること。

2 公団は、賃貸住宅の建替えに関する計画につ  
 いて第三十一條第三項の規定による意見聴取に  
 基づき関係地方公共団体から申出があった場合  
 においては、公営住宅又は社会福祉施設(社会  
 福祉事業法(昭和二十六年法律第四十五号)第五  
 十七條第一項に規定する社会福祉施設をいう。)  
 その他の居住者の共同の福祉のため必要な施設  
 の整備を促進するため、賃貸住宅の建替えに併  
 せて、当該賃貸住宅の建替えに支障のない範囲  
 内で、土地の譲渡その他の必要な措置を講じな  
 ければならない。  
 (仮住居の提供)  
 第四十四條 公団は、賃貸住宅の建替えにより除  
 却すべき賃貸住宅の居住者で当該賃貸住宅の建  
 替えに伴いその明渡しをするもの(以下、従前居  
 住者)という。に対して、必要な仮住居を提供  
 しなければならない。  
 (新たに建設される賃貸住宅への入居)  
 第四十五條 公団は、従前居住者で、三十日を下  
 らない範囲内で当該従前居住者(以下、公団の定  
 める期間内に当該賃貸住宅の建替えにより新た  
 に建設される賃貸住宅への入居を希望する旨を  
 申し出たものを、当該賃貸住宅に入居させなけ  
 ればならない。  
 2 公団は、前項の期間を定めるときは、当該従  
 前居住者に対して、これを通知しなければならない。  
 3 公団は、第一項の規定による申出をした者に  
 対して、相当の猶予期間を置いてその者が新た  
 に建設された賃貸住宅に入居することができる  
 期間を定め、その期間内に当該賃貸住宅に入居  
 すべき旨を通知しなければならない。  
 4 公団は、正当な理由がないのに前項の規定に  
 よる通知に係る入居することができない期間内に  
 当該賃貸住宅に入居しなかった者については、  
 第一項の規定にかかわらず、当該賃貸住宅に入  
 居させないことができる。

(公営住宅への入居)  
 第四十六條 公団は、賃貸住宅の建替えに併せて  
 公営住宅を整備される場合において、従前居住  
 者で公営住宅法第二十三條各号(同条に規定す  
 る老人等)にあつては、同条第二号及び第三号)  
 に掲げる条件を具備する者が当該公営住宅への  
 入居を希望したときは、その入居を容易にする  
 ように特別の配慮をしなければならない。  
 2 前項の場合において、当該公営住宅の事業主  
 体は、公団が行う措置に協力するよう努めなけ  
 ればならない。  
 (説明会の開催等)  
 第四十七條 公団は、賃貸住宅の建替えに関し、  
 説明会を開催する等の措置を講ずることによ  
 り、当該賃貸住宅の建替えにより除却すべき賃  
 貸住宅の居住者の協力が得られるように努めな  
 ければならない。  
 (移転料の支払)  
 第四十八條 公団は、従前居住者が賃貸住宅の建  
 替えに伴い住居を移転した場合においては、当  
 該従前居住者に対して、通常必要な移転料を支  
 払わなければならない。  
 (建替えに係る家賃の特例)  
 第四十九條 公団は、従前居住者を、賃貸住宅の  
 建替えにより新たに建設した賃貸住宅又は公団  
 が管理する他の賃貸住宅に入居させる場合にお  
 いて、新たに入居する賃貸住宅の家賃が従前の  
 賃貸住宅の最終の家賃を超えることとなり、当  
 該入居者の居住の安定を図るため必要があると  
 認めるときは、第三十三條第一項又は第二項の  
 規定にかかわらず、当該入居者の家賃を減額す  
 ることができる。  
 第五章 財務及び会計  
 (事業年度)  
 第五十條 公団の事業年度は、毎年四月一日に始  
 まり、翌年三月三十一日に終わる。  
 (予算等の認可)  
 第五十一條 公団は、毎事業年度、予算、事業計

画及び資金計画を作成し、当該事業年度の開始前に、建設大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 公団は、前項の規定による建設大臣の認可を受けたときは、予算、事業計画及び資金計画に関する書類を、公団に出資した地方公共団体に提出しなければならない。

(決算)

第五十二条 公団は、毎事業年度の決算を翌年度の七月三十一日までに完結しなければならない。

(財務諸表等)

第五十三条 公団は、毎事業年度、財産目録、貸借対照表及び損益計算書(以下この条において「財務諸表」という。)を作成し、決算完結後一月以内に建設大臣に提出し、その承認を受けなければならない。

2 公団は、前項の規定により財務諸表を建設大臣に提出するときは、これに予算の区分に従い作成した当該事業年度の決算報告書並びに財務諸表及び決算報告書に関する監事の意見書を添付しなければならない。

3 公団は、第一項の規定による建設大臣の承認を受けたときは、遅滞なく、財務諸表を官報に公告し、かつ、財務諸表、附属明細書及び事業報告書並びに前項の決算報告書及び監事の意見書を、各事務所において置き、建設省令で定める期間、一般の閲覧に供しなければならない。

4 公団は、第一項の規定による建設大臣の承認を受けたときは、財務諸表及び第二項の決算報告書を、公団に出資した地方公共団体に提出しなければならない。

(利益及び損失の処理並びに納付金)

第五十四条 公団は、毎事業年度、損益計算において利益を生じたときは、前事業年度から繰り越した損失をうめ、なお残余があるときは、その残余の額のうち、政令で定める基準により計

算した額を積立金として積み立てなければならない。

2 公団は、毎事業年度、損益計算において損失を生じたときは、前項の規定による積立金を減額して整理し、なお不足があるときは、その不足額は、繰越欠損金として整理しなければならない。

3 公団は、第一項の規定による残余の額から同項の規定により積立金として積み立てた額を控除してなお残余があるときは、その残余の額を国庫及び公団に出資した地方公共団体に納付しなければならない。

4 前項の規定による納付金の納付の手続その他納付金に關し必要な事項は、政令で定める。

(借入金及び債券)

第五十五条 公団は、建設大臣の認可を受けて、長期借入金若しくは短期借入金をし、又は都市基盤整備債券を発行することができる。

2 公団は、建設大臣の認可を受けて、自己居住宅地等を譲り受けることを希望する者が引き受けるべきものとして、都市基盤整備公団宅地債券(以下「宅地債券」という。)を発行することができる。

3 第一項の規定による短期借入金は、当該事業年度内に償還しなければならない。ただし、資金の不足のため償還することができないときは、その償還することができない金額に限り、建設大臣の認可を受けて、これを借り換えることができる。

4 前項ただし書の規定により借り換えた短期借入金は、一年以内に償還しなければならない。

5 第二項の規定による都市基盤整備債券又は第二項の規定による宅地債券の債権者は、公団の財産について他の債権者に先立って自己の債権の弁済を受ける権利を有する。

6 前項の先取特権の順位は、民法の規定による一般の先取特権に次ぐものとする。

7 公団は、建設大臣の認可を受けて、都市基盤

整備債券又は宅地債券の発行に関する事務の全部又は一部を銀行又は信託会社に委託することができる。

8 商法(明治三十二年法律第四十八号)第三百九条、第三百十條及び第三百十一條の規定は、前項の規定により委託を受けた銀行又は信託会社について準用する。

9 第一項、第二項及び第五項から前項までに定めるもののほか、都市基盤整備債券又は宅地債券に關し必要な事項は、政令で定める。

(債務保証)

第五十六条 政府は、法人に対する政府の財政援助の制限に関する法律(昭和二十一年法律第二十四号)第三條の規定にかかわらず、国会の議決を経た金額の範囲内において、公団の長期借入金又は都市基盤整備債券に係る債務(国際復興開発銀行等からの外資の受人に関する特別措置に關する法律(昭和二十八年法律第五十一号)第二條の規定に基づき政府が保証契約をすることができ、債務を除く。)について保証することができる。

(償還計画)

第五十七条 公団は、毎事業年度、長期借入金、都市基盤整備債券及び宅地債券の償還計画を立て、建設大臣の認可を受けなければならない。

(余裕金の運用)  
第五十八条 公団は、次の方法によるほか、業務上の余裕金を運用してはならない。  
一 国債その他建設大臣の指定する有価証券の取得  
二 銀行その他建設大臣の指定する金融機関への預金又は郵便貯金  
三 信託会社又は信託業務を行う銀行への金銭信託  
(給与及び退職手当の支給の基準)  
第五十九条 公団は、その役員及び職員に対する給与及び退職手当の支給の基準を定めようとするときは、建設大臣の承認を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

とときは、建設大臣の承認を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

(建設省令への委任)

第六十条 この法律及びこれに基づく命令に規定するもののほか、公団の財務及び会計に關し必要な事項は、建設省令で定める。

第六章 監督

(監督)

第六十一条 公団は、建設大臣が監督する。  
2 建設大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、公団に対してその業務に關し監督上必要な命令をすることができる。

(報告及び検査)

第六十二条 建設大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、公団に対してその業務及び資産の状況に關し報告をさせ、又はその職員に、公団の事務所その他の事業所に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿、書類その他の必要な物件を検査させることができる。

2 前項の規定により職員が立入検査をする場合においては、その身分を示す証明書を携帯し、関係人にこれを提示しなければならない。  
3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

第七章 雑則

(解散)

第六十三条 公団の解散については、次項に規定するもののほか、別に法律で定める。  
2 公団が解散した場合において、残余財産があるときは、これを公団に出資した者に対し、出資の額に応じて分配しなければならない。

(協議)

第六十四条 建設大臣は、次の場合には、あらかじめ、大蔵大臣と協議しなければならない。  
一 第四條第二項、第三十五條、第三十六條第一項、第五十一條第一項、第五十五條第一

官報(号外)

項、第二項、第三項ただし書若しくは第七項又は第五十七條の認可をしようとするとき  
二 第二十九條第一項の基本方針を定めようとするとき  
三 第三十條第一項の規定による指示をしようとするとき  
四 第五十三條第一項又は第五十九條の承認をしようとするとき  
五 第五十八條第一号又は第二号の指定をしようとするとき  
六 第三十四條第一項、第三十六條第二項又は第六十條の建設省令を定めようとするとき  
七 建設大臣は、第三十八條第五項の規定による裁定をしようとするときは、あらかじめ、自治大臣と協議しなければならない。  
(他の法令の準用)

第六十五條 不動産登記法(明治三十二年法律第二十四号)及び政令で定めるその他の法令については、政令で定めるところにより、公団を国の行政機関とみなして、これらの法令を準用する。  
第八章 罰則  
第六十六條 第六十二條第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合には、その違反行為をした公団の役員又は職員は、二十万円以下の罰金に処する。  
第六十七條 次の各号の一に該当する場合には、その違反行為をした公団の役員は、二十万円以下の過料に処する。  
一 この法律の規定により認可又は承認を受けなければならない場合において、その認可又は承認を受けなかったとき  
二 第五十條第一項の規定による政令に違反して登記することを怠ったとき  
三 第二十八條及び附則第十條から第十二條までに規定する業務以外の業務を行ったとき  
四 第五十八條の規定に違反して業務上の余裕

金を運用したとき  
五 第六十一條第二項の規定による建設大臣の命令に違反したとき  
第六十八條 第六條の規定に違反した者は、十万円以下の過料に処する。  
附則  
(施行期日)  
第一條 この法律は、公布の日から施行する。ただし、附則第十七條から第七十二條までの規定は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。  
(公団の設立)  
第二條 建設大臣は、公団の総裁となるべき者及び監事となるべき者を指名する。  
三 前項の規定により指名された総裁となるべき者及び監事となるべき者は、公団の成立の時に、この法律の規定により、それぞれ総裁又は監事に任命されたものとする。  
第四條 建設大臣は、設立委員を命じて、公団の設立に関する事務を処理させる。  
五 設立委員は、公団の設立の準備を完了したときは、遅滞なく、その旨を建設大臣に届け出るとともに、その事務を前条第一項の規定により指名された総裁となるべき者に引き継ぎなければならない。  
第六條 附則第二條第一項の規定により指名された総裁となるべき者は、前条第二項の規定による事務の引継ぎを受けたときは、遅滞なく、政令で定めるところにより、設立の登記をしなければならない。  
第七條 公団は、設立の登記をすることによって成立する。  
(住宅・都市整備公団の解散等)  
第八條 住宅・都市整備公団は、公団の成立の時において解散するものとし、その一切の権利及び義務は、その時において公団が承継する。  
九 住宅・都市整備公団の平成十一年四月一日に始まる事業年度(以下「この条において、最終事業

年度」という)は、住宅・都市整備公団の解散の日の前日に終わるものとする。  
第十條 住宅・都市整備公団の最終事業年度に係る決算並びに財産目録、貸借対照表及び損益計算書において、住宅・都市整備公団の決算完了の期限は、解散の日の翌日から起算して四月を経過した日とし、財産目録、貸借対照表及び損益計算書の提出の期限は、当該決算完了後一月以内とする。  
第十一條 住宅・都市整備公団は、その最終事業年度の終了の日までに、旧公団法第五十九條第一項に規定する利子の軽減に要する費用に充てるため、同項に規定する関連施設整備事業助成基金の全額を取り崩すものとする。  
第十二條 第一項の規定により公団が住宅・都市整備公団の権利及び義務を承継したときは、その承継の際における住宅・都市整備公団に対する政府及び地方公共団体からの出資金に相当する金額は、それぞれ、公団の設立に際し政府及び当該地方公共団体から公団に出資されたものとする。  
第十三條 住宅・都市整備公団の解散については、旧公団法第六十四條第二項の規定による残余財産の分配は行わない。  
第十四條 第一項の規定により住宅・都市整備公団が解散した場合における解散の登記については、政令で定める。  
第十五條 (権利及び義務の承継に伴う経過措置)  
第十六條 前条第一項の規定により公団に承継される住宅・都市整備公団の長期借入金又は住宅・都市整備債券に係る債務については、旧公団法第五十六條の規定により政府がした保証契約は、その承継後においても、当該長期借入金又は住宅・都市整備債券に係る債務について従前の条件により存続するものとする。  
第十七條 前項の住宅・都市整備債券は、第五十五條第五項及び第六項の規定の適用については、同条

第一項の規定による債券とみなす。  
第十八條 第三十四條第一項の建設省令で定める基準において、第二十八條第一項第二号から第四号まで若しくは第九号又は附則第十條第一項の規定により公団が建設する住宅の譲受人の選定方法に関し、旧公団法第五十五條第二項の規定により住宅・都市整備公団が発行した一定の特別住宅債券を引き受けた者(その相続人を含む)で、当該住宅の譲受けの申込みの際現にその特別住宅債券の一定割合以上を所有しているものについて、旧公団法第三十條第二項の規定による特別の定め(例により、特別の定めをするものとする)。  
第十九條 前項の特別住宅債券は、第五十五條第五項及び第六項の規定の適用については、同条第二項の規定による債券とみなす。  
(非課税)  
第二十條 附則第六條第一項の規定により公団が権利を承継する場合における当該承継に係る不動産又は自動車の取得に對しては、不動産取得税若しくは土地の取得に對して課する特別土地保有税又は自動車取得税を課することができない。  
第二十一條 附則第六條第一項の規定により公団が権利を承継し、かつ、引き続き保有する土地のうち、地方税法(昭和二十五年法律第三十二号)第五百九十九條第一項の規定により申告納付すべき日の属する年の一月一日において住宅・都市整備公団が当該土地を取得した日以後十年を経過したものに對しては、土地に對して課する特別土地保有税を課することができない。  
(業務の特例)  
第二十二條 公団は、当分の間、第二十八條の業務のほか、旧公団法第二十九條第一項第一号から第五号まで又は第十五号の業務(第二十八條の業務に該当するものを除く)のうち附則第十七條の規定の施行前に開始されたもの(これらの業務の実施のためにその用地を取得したものを含

第一項の規定による債券とみなす。  
第二十三條 第三十四條第一項の建設省令で定める基準において、第二十八條第一項第二号から第四号まで若しくは第九号又は附則第十條第一項の規定により公団が建設する住宅の譲受人の選定方法に関し、旧公団法第五十五條第二項の規定により住宅・都市整備公団が発行した一定の特別住宅債券を引き受けた者(その相続人を含む)で、当該住宅の譲受けの申込みの際現にその特別住宅債券の一定割合以上を所有しているものについて、旧公団法第三十條第二項の規定による特別の定め(例により、特別の定めをするものとする)。  
第二十四條 前項の特別住宅債券は、第五十五條第五項及び第六項の規定の適用については、同条第二項の規定による債券とみなす。  
(非課税)  
第二十五條 附則第六條第一項の規定により公団が権利を承継する場合における当該承継に係る不動産又は自動車の取得に對しては、不動産取得税若しくは土地の取得に對して課する特別土地保有税又は自動車取得税を課することができない。  
第二十六條 附則第六條第一項の規定により公団が権利を承継し、かつ、引き続き保有する土地のうち、地方税法(昭和二十五年法律第三十二号)第五百九十九條第一項の規定により申告納付すべき日の属する年の一月一日において住宅・都市整備公団が当該土地を取得した日以後十年を経過したものに對しては、土地に對して課する特別土地保有税を課することができない。  
(業務の特例)  
第二十七條 公団は、当分の間、第二十八條の業務のほか、旧公団法第二十九條第一項第一号から第五号まで又は第十五号の業務(第二十八條の業務に該当するものを除く)のうち附則第十七條の規定の施行前に開始されたもの(これらの業務の実施のためにその用地を取得したものを含

年度」という)は、住宅・都市整備公団の解散の日の前日に終わるものとする。  
第二十八條 住宅・都市整備公団の最終事業年度に係る決算並びに財産目録、貸借対照表及び損益計算書において、住宅・都市整備公団の決算完了の期限は、解散の日の翌日から起算して四月を経過した日とし、財産目録、貸借対照表及び損益計算書の提出の期限は、当該決算完了後一月以内とする。  
第二十九條 住宅・都市整備公団は、その最終事業年度の終了の日までに、旧公団法第五十九條第一項に規定する利子の軽減に要する費用に充てるため、同項に規定する関連施設整備事業助成基金の全額を取り崩すものとする。  
第三十條 第一項の規定により公団が住宅・都市整備公団の権利及び義務を承継したときは、その承継の際における住宅・都市整備公団に対する政府及び地方公共団体からの出資金に相当する金額は、それぞれ、公団の設立に際し政府及び当該地方公共団体から公団に出資されたものとする。  
第三十一條 住宅・都市整備公団の解散については、旧公団法第六十四條第二項の規定による残余財産の分配は行わない。  
第三十二條 第一項の規定により住宅・都市整備公団が解散した場合における解散の登記については、政令で定める。  
第三十三條 (権利及び義務の承継に伴う経過措置)  
第三十四條 前条第一項の規定により公団に承継される住宅・都市整備公団の長期借入金又は住宅・都市整備債券に係る債務については、旧公団法第五十六條の規定により政府がした保証契約は、その承継後においても、当該長期借入金又は住宅・都市整備債券に係る債務について従前の条件により存続するものとする。  
第三十五條 前項の住宅・都市整備債券は、第五十五條第五項及び第六項の規定の適用については、同条

第一項の規定による債券とみなす。  
第三十六條 第三十四條第一項の建設省令で定める基準において、第二十八條第一項第二号から第四号まで若しくは第九号又は附則第十條第一項の規定により公団が建設する住宅の譲受人の選定方法に関し、旧公団法第五十五條第二項の規定により住宅・都市整備公団が発行した一定の特別住宅債券を引き受けた者(その相続人を含む)で、当該住宅の譲受けの申込みの際現にその特別住宅債券の一定割合以上を所有しているものについて、旧公団法第三十條第二項の規定による特別の定め(例により、特別の定めをするものとする)。  
第三十七條 前項の特別住宅債券は、第五十五條第五項及び第六項の規定の適用については、同条第二項の規定による債券とみなす。  
(非課税)  
第三十八條 附則第六條第一項の規定により公団が権利を承継する場合における当該承継に係る不動産又は自動車の取得に對しては、不動産取得税若しくは土地の取得に對して課する特別土地保有税又は自動車取得税を課することができない。  
第三十九條 附則第六條第一項の規定により公団が権利を承継し、かつ、引き続き保有する土地のうち、地方税法(昭和二十五年法律第三十二号)第五百九十九條第一項の規定により申告納付すべき日の属する年の一月一日において住宅・都市整備公団が当該土地を取得した日以後十年を経過したものに對しては、土地に對して課する特別土地保有税を課することができない。  
(業務の特例)  
第四十條 公団は、当分の間、第二十八條の業務のほか、旧公団法第二十九條第一項第一号から第五号まで又は第十五号の業務(第二十八條の業務に該当するものを除く)のうち附則第十七條の規定の施行前に開始されたもの(これらの業務の実施のためにその用地を取得したものを含

第一項の規定による債券とみなす。  
第四十一條 第三十四條第一項の建設省令で定める基準において、第二十八條第一項第二号から第四号まで若しくは第九号又は附則第十條第一項の規定により公団が建設する住宅の譲受人の選定方法に関し、旧公団法第五十五條第二項の規定により住宅・都市整備公団が発行した一定の特別住宅債券を引き受けた者(その相続人を含む)で、当該住宅の譲受けの申込みの際現にその特別住宅債券の一定割合以上を所有しているものについて、旧公団法第三十條第二項の規定による特別の定め(例により、特別の定めをするものとする)。  
第四十二條 前項の特別住宅債券は、第五十五條第五項及び第六項の規定の適用については、同条第二項の規定による債券とみなす。  
(非課税)  
第四十三條 附則第六條第一項の規定により公団が権利を承継する場合における当該承継に係る不動産又は自動車の取得に對しては、不動産取得税若しくは土地の取得に對して課する特別土地保有税又は自動車取得税を課することができない。  
第四十四條 附則第六條第一項の規定により公団が権利を承継し、かつ、引き続き保有する土地のうち、地方税法(昭和二十五年法律第三十二号)第五百九十九條第一項の規定により申告納付すべき日の属する年の一月一日において住宅・都市整備公団が当該土地を取得した日以後十年を経過したものに對しては、土地に對して課する特別土地保有税を課することができない。  
(業務の特例)  
第四十五條 公団は、当分の間、第二十八條の業務のほか、旧公団法第二十九條第一項第一号から第五号まで又は第十五号の業務(第二十八條の業務に該当するものを除く)のうち附則第十七條の規定の施行前に開始されたもの(これらの業務の実施のためにその用地を取得したものを含

第一項の規定による債券とみなす。  
第四十六條 第三十四條第一項の建設省令で定める基準において、第二十八條第一項第二号から第四号まで若しくは第九号又は附則第十條第一項の規定により公団が建設する住宅の譲受人の選定方法に関し、旧公団法第五十五條第二項の規定により住宅・都市整備公団が発行した一定の特別住宅債券を引き受けた者(その相続人を含む)で、当該住宅の譲受けの申込みの際現にその特別住宅債券の一定割合以上を所有しているものについて、旧公団法第三十條第二項の規定による特別の定め(例により、特別の定めをするものとする)。  
第四十七條 前項の特別住宅債券は、第五十五條第五項及び第六項の規定の適用については、同条第二項の規定による債券とみなす。  
(非課税)  
第四十八條 附則第六條第一項の規定により公団が権利を承継する場合における当該承継に係る不動産又は自動車の取得に對しては、不動産取得税若しくは土地の取得に對して課する特別土地保有税又は自動車取得税を課することができない。  
第四十九條 附則第六條第一項の規定により公団が権利を承継し、かつ、引き続き保有する土地のうち、地方税法(昭和二十五年法律第三十二号)第五百九十九條第一項の規定により申告納付すべき日の属する年の一月一日において住宅・都市整備公団が当該土地を取得した日以後十年を経過したものに對しては、土地に對して課する特別土地保有税を課することができない。  
(業務の特例)  
第五十條 公団は、当分の間、第二十八條の業務のほか、旧公団法第二十九條第一項第一号から第五号まで又は第十五号の業務(第二十八條の業務に該当するものを除く)のうち附則第十七條の規定の施行前に開始されたもの(これらの業務の実施のためにその用地を取得したものを含

み、旧公団法第二十九条第一項第一号の業務及びこれと併せて行う業務にあっては、建設大臣の指定するものに限る。及びこれらに附帯する業務を行うことができる。

2 前項の規定により同項に規定する業務が行われる場合には、第二十九条第一項中「前条」とあるのは、前条及び附則第十条第一項に規定する」と、同条第二項第二号中「前条第一項及び第二項」とあるのは、前条第一項及び第二項並びに附則第十条第一項に規定する」とする。

11 公団は、当分の間、第二十八条及び前条第一項に規定する業務のほか、旧公団法第二十九条第一項第十三号の業務のうち人口及び産業が過度に集中している大都市の周辺の地域において同項第二号の業務により造成された大規模な住宅の用に供する宅地で運輸大臣が指定するもの利用者のための鉄道による輸送力を確保するため必要なもの並びにこれに附帯する業務以下この条及び次条において「鉄道業務」ということを行うことができる。

2 前項の規定により鉄道業務が行われる場合には、公団の経理については、鉄道業務とその他の業務(第五項において「都市基盤整備業務」という)に係るものとを区分し、それぞれ勘定を設けて整理しなければならない。

3 第一項の規定により鉄道業務が行われる場合においては、建設大臣は、次に掲げるときは、あらかじめ、運輸大臣と協議しなければならない。

一 第三条第二項、第四条第二項、第五十一条第一項、第五十五条第一項、第三項ただし書若しくは第七項(宅地債券に係る部分を除く。)、又は第五十七条(宅地債券に係る部分を除く。の認可をしようとするとき。

二 第五十三条第一項又は第五十九条の承認をしようとするとき。

四 第六十条の建設省令を定めようとするとき。

4 第一項の規定により鉄道業務が行われる場合においては、運輸大臣は、鉄道業務について鉄道事業法(昭和六十一年法律第九十一号)第三条第一項、第十六条第一項、第二十五条第一項又は第二十六条第一項の処分をしようとするときは、あらかじめ、大蔵大臣と協議しなければならない。

5 第一項の規定により鉄道業務が行われる場合には、第十八条第五項、第六十一条、第六十二条第一項及び第六十七条第五号中「建設大臣」とあるのは「建設大臣(鉄道業務に関する事項については、運輸大臣)」と、第二十九条第一項中「業務」とあるのは「業務及び公団の鉄道業務」と、同項及び第三十八条第一項中「建設大臣」とあるのは「運輸大臣及び建設大臣」と、第二十九条第二項第二号中「業務」とあるのは「業務並びに鉄道業務」と、第三十六条第二項中「建設省令」とあるのは「運輸省令・建設省令」と、第五十四条第一項中「残余の額のうち、政令で定める基準により計算した額」とあるのは「残余の額(都市基盤整備業務に係る勘定においては、当該勘定に係る残余の額のうち政令で定める基準により計算した額)」と、同条第三項中「公団」とあるのは「公団は、都市基盤整備業務に係る勘定において」と、第六十四条第一項中「建設大臣は、次の」とあるのは「建設大臣は次の各号(第一号、第三十六条第一項に係る部分に限る。以下この項において同じ。)、第二号及び第六号(第三十八条第二項に係る部分に限る。以下この項において同じ。を除く。に掲げる場合には、運輸大臣及び建設大臣は第二号、第二号及び第六号に掲げると、同項第六号中、第三十六条第二項又は第六十条の建設省令」とあるのは「若しくは第六十条の建設省令又は第三十六条第二項の運輸省令・建設省令」とする。

一項に規定する業務並びに鉄道業務のほか、当分の間、これらの業務の遂行に支障のない範囲内、条約その他の国際約束に基づき技術研修その他これに類する目的で日本国内に滞在する者の居住の用に供する住宅及び当該居住者の利便に供する施設を供給する者に対し、賃貸住宅及び施設の建設、管理及び譲渡を行うことができる。

(特別住宅債券の発行)

第十三条 公団は、建設大臣の認可を受けて、住宅・都市整備公団と旧公団法第五十五条第二項の規定による特別住宅債券の購入に関する契約を締結した者に対し、当該契約に基づき同項に規定する特別住宅債券を発行することができる。この場合における第五十七条の規定の適用については、同条中「及び宅地債券」とあるのは、「宅地債券及び特別住宅債券」とする。

2 附則第八条の規定は、前項の特別住宅債券について準用する。この場合において、同条第二項中「及び第六項」とあるのは、「から第九項まで」と読み替えるものとする。

第十四条 この法律の施行の際現に都市基盤整備公団という名称を使用している者については、第六条の規定は、この法律の施行後六月間は、適用しない。

第十五条 公団の最初の事業年度は、第五十条の規定にかかわらず、その成立の日始まり、平成十二年三月三十一日に終わるものとする。

第十六条 公団の最初の事業年度の予算、事業計画及び資金計画については、第五十一条第一項中当該事業年度の開始前に「公団」の成立後遅滞なく」とする。

(住宅・都市整備公団法の廃止)

第十七条 住宅・都市整備公団法は、廃止する。

(住宅・都市整備公団法の廃止に伴う経過措置)

第十八条 前条の規定の施行前に旧公団法(第二十条を除く)の規定によりした処分、手続その他

他の行為(旧公団法附則第二十二条の規定により旧公団法の相当する規定によってした処分、手続その他の行為とみなされたものを含む)は、この法律又は附則第二十九条の規定による改正後の土地区画整理法の相当する規定によりした処分、手続その他の行為とみなす。

第十九条 附則第十七条の規定の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

第二十条 旧公団法附則第六条第一項の規定により解散した日本住宅公団(以下この条において単に「日本住宅公団」という)又は旧公団法附則第七条第一項の規定により解散した宅地開発公団(以下この条において単に「宅地開発公団」という)の解散の際現にその職員として在職した者で、昭和四十二年以後における国家公務員共済組合等からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律(昭和五十四年法律第七十二号)附則第十一条第一項の復帰希望職員に該当するものうち、引き続き住宅・都市整備公団の職員となつたものについては、旧公団法附則第十一条第一項の規定は、附則第十七条の規定の施行の日以後も、なおその効力を有する。

2 日本住宅公団の解散の際現にその役員又は職員として在職した者で、国家公務員共済組合法等の一部を改正する法律(昭和三十八年法律第百五十二号)附則第十条第二項又は第十一条第一項の復帰希望職員であるものうち、引き続き住宅・都市整備公団の役員又は職員となつたものについては、旧公団法附則第十二条の規定は、附則第十七条の規定の施行の日以後も、なおその効力を有する。

3 宅地開発公団の解散の際現にその職員として在職した者で、昭和四十二年以後における公共企業体職員等共済組合法に規定する共済組合が支給する年金の額の改定に関する法律及び公共企業体職員等共済組合法の一部を改正する法

律(昭和五十四年法律第七十六号)附則第十一条 第一項の復帰希望職員に該当するものうち、引き続き住宅・都市整備公団の職員となつたものについては、旧公団法附則第十三条第一項の規定は、附則第十七条の規定の施行の日以後も、なおその効力を有する。

4 日本住宅公団又は宅地開発公団の解散の際にその職員として在職した者で、昭和四十二年以後における地方公務員等共済組合法の年金の額の改定等に関する法律等の一部を改正する法律(昭和五十四年法律第七十三号。以下この項及び次項において「法律第七十三号」という。)附則第十条第一項に規定する法律第七十三号による改正前の地方公務員等共済組合法(昭和三十七年法律第五十二号)第四百四十一条第一項の復帰希望職員に該当するものうち、引き続き住宅・都市整備公団の職員となつたものについては、旧公団法附則第十四条第一項の規定は、附則第十七条の規定の施行の日以後も、なおその効力を有する。

5 日本住宅公団の解散の際にその役員又は職員として在職した者で、法律第七十三号による改正前の地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法(昭和三十七年法律第五十三号)第四百一十七条第二項又は第四百一十八条第一項の復帰希望職員であるものうち、引き続き住宅・都市整備公団の役員又は職員となつたものについては、旧公団法附則第十五条の規定は、附則第十七条の規定の施行の日以後も、なおその効力を有する。

6 日本住宅公団の役員又は職員として在職した者については、旧公団法附則第二十一条の規定による廃止前の日本住宅公団法(昭和三十年法律第五十三号)第五十九条及び第六十条の規定は、附則第十七条の規定の施行の日以後も、なおその効力を有する。この場合において、同法第六十条中「公団は」とあるのは、「都市基盤整備公団は」とする。

(国の無利子貸付け)  
第二十一条 国は、当分の間、公団に対し、第二十八条第一項第七号の公共の用に供する施設(同項第一号又は第二号の業務の実施と併せて整備されるものに限る。)で政令で定めるものの整備に関する事業のうち、日本電信電話株式会社の株式の売却収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法(昭和六十二年法律第八十六号。以下「社会資本整備特別措置法」という。)第二条第一項第一号に該当するものに要する費用に充てる資金の一部を無利子で貸し付けることができる。

2 前項の規定による貸付金の償還期間は、二十年(五年以内の据置期間を含む。)以内とする。  
3 前項に定めるもののほか、第一項の規定による貸付金の償還方法は、政令で定める。  
(道路法等による国の無利子貸付けの特例等)  
第二十一条 公団が第三十七条の規定により特定公共施設の新設等に関する工事で社会資本整備特別措置法第二条第一項第二号に該当するもの(以下「社会資本整備関連特定工事」という。)を施行する場合においては、当該社会資本整備関連特定工事に関する費用については、第一号イに掲げる法律の規定の適用については、第一号イに掲げる法律の規定中「道路管理者である地方公共団体」とあるのは、「都市基盤整備公団」と、第一号ロ及び第二号から第五号までに掲げる法律の規定中「地方公共団体」とあるのは、「都市基盤整備公団」とする。

一 道路法の規定で次に掲げるもの  
イ 附則第五項  
ロ 附則第九項及び第十項  
二 共同溝の整備等に関する特別措置法(昭和三十一年法律第八十一号)附則第二項、第五項及び第六項  
三 都市公園法附則第十項、第十三項及び第十四項  
四 下水道法附則第五条第一項、第四項及び第

五 河川法附則第五項、第六項及び第九項から第十一項まで  
2 前項の場合においては、当該社会資本整備関連特定工事に係る特定公共施設の管理者は、同項の費用の額から道路法附則第五項、共同溝の整備等に関する特別措置法附則第二項、都市公園法附則第十項、下水道法附則第五項第一項又は河川法附則第五項若しくは第六項の規定による無利子貸付金の額を控除した額を公団に支払わなければならない。  
3 第一項の費用の範囲、前項の規定による支払の方法その他必要な事項は、政令で定める。  
4 当該社会資本整備関連特定工事に係る特定公共施設の管理者が第二項の規定による支払をする場合には、第四十条第四項及び第五項の規定は、適用しない。  
(地方自治法の一部改正)  
第二十三条 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)の一部を次のように改正する。  
別表第一第一号の十六中「及び同公団が定める土地区画整理事業の事業計画を削り、並びに之を、及び」に改め、同表第二十六号の十九及び第二十八号の二十一中「住宅・都市整備公団」を「都市基盤整備公団」に改め、同表第二十六号の二十一中「住宅・都市整備公団法(昭和五十六年法律第四十八号)を、都市基盤整備公団法(平成十一年法律第 号)」に、「住宅・都市整備公団が定める住宅の建設計画、宅地の造成計画又は土地区画整理事業の事業計画を、都市基盤整備公団が定める宅地の造成等に係る業務に関する計画」に改め、同表第二十六号の二十四中「により、」の下に「都市基盤整備公団、地域振興整備公団又は」を加える。  
別表第二第二号(一)の「中」及び同公団が定める土地区画整理事業の事業計画を削り、「並びに之を、及び」に改め、同号(十五の十一)及び(十五の十八)中「住宅・都市整備公団」を「都市

其盤整備公団」に改め、同号(十五の十九)中「住宅・都市整備公団法」を「都市基盤整備公団法」に、「住宅・都市整備公団が定める住宅の建設計画、宅地の造成計画又は土地区画整理事業の事業計画を、都市基盤整備公団が定める宅地の造成等に係る業務に関する計画」に改め、同号(十五の二十)中「により、」の下に「都市基盤整備公団、地域振興整備公団又は」を加える。  
別表第三第一号(百十七の五)中「住宅・都市整備公団」を「都市基盤整備公団」に改め、同号(百十七の六)中「住宅・都市整備公団法」を「都市基盤整備公団法」に、「住宅・都市整備公団」を「都市基盤整備公団」に改める。  
別表第四第二号(四十九の六)中「住宅・都市整備公団法」を「都市基盤整備公団法」に、「住宅・都市整備公団」を「都市基盤整備公団」に改める。  
(公職選挙法の一部改正)  
第二十四条 公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)の一部を次のように改正する。  
第百三十六條の二第二項第二号中「又は住宅・都市整備公団」を削り、「役員若しくは職員」の下に「又は都市基盤整備公団の運営委員会の委員、役員若しくは職員」を加える。  
(公職選挙法の一部改正に伴う経過措置)  
第二十五条 前条の規定の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。  
(北海道開発法の一部改正)  
第二十六条 北海道開発法(昭和二十五年法律第百二十六号)の一部を次のように改正する。  
第十條第一項第二号中「住宅・都市整備公団」を「都市基盤整備公団」に改める。  
(公営住宅法の一部改正)  
第二十七条 公営住宅法の一部を次のように改正する。  
第三十條第二項中「住宅・都市整備公団」を「都市基盤整備公団」に改める。

(土地収用法の一部改正)

第二十八條 土地収用法(昭和二十六年法律第二百十九号)の一部を次のように改正する。

第三十号中「住宅・都市整備公団」を「都市基盤整備公団」に改める。

(土地区画整理法の一部改正)

第二十九條 土地区画整理法の一部を次のように改正する。

目次中「地方住宅供給公社」を「都市基盤整備公団等」に改める。

第三條第一項ただし書中「住宅・都市整備公団」を「都市基盤整備公団」に改める。

第三條の二を次のように改める。  
(都市基盤整備公団の施行する土地区画整理事業)

第三條の二 都市基盤整備公団は、建設大臣が一体的かつ総合的な住宅市街地その他の市街地の整備改善を促進すべき相当規模の地区の計画的な整備改善を図るため必要な土地区画整理事業を施行する必要があると認める場合においては、施行区域の土地について、当該土地区画整理事業を施行することができる。

2 前項に規定するもののほか、都市基盤整備公団は、建設大臣が都市基盤整備公団の行う国の施策上特に供給が必要な賃貸住宅の建設と併せてこれと関連する市街地の整備改善を図るための土地区画整理事業を施行する必要があると認める場合においては、施行区域の土地について、当該土地区画整理事業を施行することができる。

第三條の三第三項を削る。  
第二十五條の二中「住宅・都市整備公団」を「都市基盤整備公団」に改める。  
第五十五條第九項中「市町村」の下に「第五十二條第一項の」を加える。  
第五十六條第一項及び第六十五條第一項中「市町村」の下に「第三條第三項の規定により」を加える。

第七十一條中「とあるのは」を「とあるのは」「読み替えるを」と改め、同條第一項中「第三條第三項」とあるのは「第三條第四項」と読み替える」に改める。

第五節 地方住宅供給公社を「第五節 都市基盤整備公団等」に改める。

第七十一條の二第一項中「地方住宅供給公社(以下「地方公社」という。)は、第三條の四を「都市基盤整備公団、地域振興整備公団又は地方住宅供給公社(以下「公団等」と総称する。)」は、第三條の二から第三條の四まで」に、市のみが設立した地方公社を「地方住宅供給公社(以下「地方公社」という。)で市のみが設立したもの」に改め、同條第二項中「地方公社が第三條の四を」を「公団等が第三條の二から第三條の四まで」に改め、「については」の下に「都市基盤整備公団又は地域振興整備公団にあつては前項に規定する認可をもつて都市計画法第五十九條第三項に規定する承認とを加え、都市計画法第五十九條第一項を」同條第一項に改める。

第七十一條の三第一項及び第三項中「地方公社」を「公団等」に、同條第七項中「地方公社」を「公団等」に、「もの」を「地方公社」に改め、同條第八項中「地方公社」を「公団等」に改め、同條第十項及び第十三項中「地方公社」を「公団等」に改め、同條第十四項中「地方公社」を「公団等」に改める。

第七十一條の四第一項中「地方公社」を「公団等」に、「施行するを」第三條の二から第三條の四までの規定により施行する」に改め、同條第三項中「地方住宅供給公社理事長」を「都市基盤整備公団総裁、地域振興整備公団総裁又は地方住宅供給公社理事長」に、「地方住宅供給公社」を「公団等」に改める。

第七十一條の五中「地方公社」を「公団等」が第三條の二から第三條の四までの規定により「地方住宅供給公社理事長」を「都市基盤整備公団総裁、地域振興整備公団総裁又は地方住宅供給公社理事長」と改める。

宅供給公社理事長」と、「第三條第三項」とあるのは「第三條の二から第三條の四まで」に、「地方住宅供給公社」を「公団等」に改める。

第七十二條第一項中「市町村長又は」の下に「都市基盤整備公団総裁、地域振興整備公団総裁若しくは」を加え、「地方公社理事長」というのは、を「公団総裁等」と総称する。は、第三條第三項若しくは第四項又は第三條の二から第三條の四までの規定により施行する」に改める。

第七十三條第一項中「地方公社」を「公団等」に改め、同條第四項中「地方公社理事長」を「公団総裁等」に改める。

第七十四條中「地方公社理事長」を「公団総裁等」に改める。  
第七十五條中「市町村」の下に「(同條第三項の規定により土地区画整理事業を施行する場合に限る。第百二十三條、第百二十六條及び第百二十七條の二第一項において同じ。)」を、「対し、都道府県」の下に「(第三條第三項の規定により土地区画整理事業を施行する場合に限る。第百二十七條の二第一項において同じ。)」に改める。

第七十六條第一項第三号中「建設大臣が」の下に「第三條第三項又は第四項の規定により」を加え、同項第四号中「地方公社」を「公団等」が第三條の二から第三條の四までの規定により」に改める。  
第七十八條第三項中「地方公社理事長」を「公団総裁等」に改める。  
第七十九條第一項中「第三條の四」を「第三條の二から第三條の四まで」に改める。  
第八十六條第一項中「地方公社」を「公団等」に改める。

第八十八條第六項、第九十一條第一項、第九十二條第一項、第九十三條第一項及び第二項、第九十五條第七項並びに第九十六條第二項及び第三項中「第三條の四」を「第三條の二から第三條の四まで」に改める。  
第九十七條第一項中「地方公社」を「公団等」に改める。  
第九十八條第三項中「第三條の四」を「第三條の二から第三條の四まで」に改める。  
第九十九條第三項中「地方公社」を「公団等」に改める。

第四條第十一項、第八十八條第一項、第九十條第一項、第九十條第三項から第五項まで及び第八項並びに第九十八條第一項中「第三條の四」を「第三條の二から第三條の四まで」に改める。  
第九十九條の二第一項中「地方公社」は、地方公社を「公団等」は、第三條の二から第三條の四までの規定により公団等」に改め、同條第二項中「地方公社」を「公団等」に改める。  
第一百二十七條の二第一項中「又は地方公社」を「又は公団等」に、「設立したもの」を「設立した地方公社」に改める。

附則第二項中「住宅・都市整備公団、地域振興整備公団又は地方公社」を「公団等」に改め、「のほか」の下に「第三條の二から第三條の四までの規定により施行する」を加える。  
附則第七項中「住宅・都市整備公団に対し、」を「都市基盤整備公団に対し、第三條の二の規定により施行する」に改める。

附則第八項中「住宅・都市整備公団、地域振興整備公団又は地方公社」を「公団等」に、「住宅・都市整備公団、地域振興整備公団又は当該地方公社を、当該公団等」に改め、「住宅・都市整備公団法第四十五條第二項(地域振興整備公団法第二十一條の二において準用する場合を含む。の規定又はを削る。  
附則第十四項及び第十五項中「住宅・都市整備公団」を「都市基盤整備公団」に改める。

(地方財政再建促進特別措置法の一部改正)

第三十条 地方財政再建促進特別措置法(昭和三十年法律第九十五号)の一部を次のように改正する。

第二十四条第二項中「住宅・都市整備公団」を「都市基盤整備公団」に改める。

(都市公園法の一部改正)

第三十一条 都市公園法の一部を次のように改正する。

第五条第三項中「住宅・都市整備公団」を「都市基盤整備公団」に、「住宅・都市整備公団法(昭和五十六年法律第四十八号)第二十九条第一項第十六号」を「都市基盤整備公団法(平成十一年法律第 号)第二十八条第一項第十一号」に改める。

(首都圏の近郊整備地帯及び都市開発区域の整備に関する法律の一部改正)

第三十二条 首都圏の近郊整備地帯及び都市開発区域の整備に関する法律(昭和三十三年法律第九十八号)の一部を次のように改正する。

第七条、第十八条第二項、第十八条の二第二項、第二項及び第四項、第十九条第一項、第二十五条第一項、第二十八条、第二十九条第二項並びに第三十二条中「住宅・都市整備公団」を「都市基盤整備公団」に改める。

(住宅地改良法の一部改正)

第三十三条 住宅地改良法(昭和三十五年法律第八十四号)の一部を次のように改正する。

第六条第七項中「住宅・都市整備公団法(昭和五十六年法律第四十八号)」を「都市基盤整備公団法(平成十一年法律第 号)」に改める。

第七条第三号中「住宅・都市整備公団」を「都

市基盤整備公団」に改める。

(地域振興整備公団法の一部改正)

第三十四条 地域振興整備公団法(昭和三十七年法律第九十五号)の一部を次のように改正する。

第二十一条の二を削る。

第三十六条第一号中(第二十一条の二の規定により準用される住宅・都市整備公団法の規定を含む。)を削る。

(地域振興整備公団法の一部改正に伴う経過措置)

第三十五条 前条の規定の施行前に同条の規定による改正前の地域振興整備公団法第二十一条の二の規定により準用される旧公団法第五章の規定によりした処分、手続その他の行為は、附則第二十九条の規定による改正後の土地区画整理法の相当する規定によりした処分、手続その他の行為とみなす。

2 前条の規定の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法の一部改正)

第三十六条 地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法の一部を次のように改正する。

第九十六条第三項中「住宅・都市整備公団」を「都市基盤整備公団」に改める。

(新住宅市街地開発法の一部改正)

第三十七条 新住宅市街地開発法(昭和三十八年法律第三十四号)の一部を次のように改正する。

第六条、第二十一条、第二十七条第一項、第

三十一条、第三十二条第一項第一号、第四十条及び第四十一条第一項中「住宅・都市整備公団」を「都市基盤整備公団」に改める。

(近畿圏の近郊整備区域及び都市開発区域の整備及び開発に関する法律の一部改正)

第三十八条 近畿圏の近郊整備区域及び都市開発区域の整備及び開発に関する法律(昭和三十九年法律第四百四十五号)の一部を次のように改正する。

第九条、第二十四条第二項、第二十五条第一項、第二項及び第四項、第二十六条第一項、第三十四条第一項、第三十八条並びに第三十九条第二項中「住宅・都市整備公団」を「都市基盤整備公団」に改める。

(都市開発資金の貸付けに関する法律の一部改正)

第三十九条 都市開発資金の貸付けに関する法律(昭和四十一年法律第二十号)の一部を次のように改正する。

5 国は、都市基盤整備公団に対し、都市基盤整備公団法(平成十一年法律第 号)第二十八条第一項第一号から第四号まで及び第六号から第九号までに掲げる業務に要する資金の一部を貸し付けることができる。

附則第三項中「住宅・都市整備公団」を「都市基盤整備公団」に改める。

(住宅建設計画法の一部改正)

第四十条 住宅建設計画法(昭和四十一年法律第百号)の一部を次のように改正する。

第三条第四号中「住宅・都市整備公団」を「都市基盤整備公団」に改める。

(流通業務市街地の整備に関する法律の一部改正)

第四十一条 流通業務市街地の整備に関する法律の一部を次のように改正する。

第十条、第二十六条、第三十条第一項、第四十三条及び第四十四条第一項中「住宅・都市整備公団」を「都市基盤整備公団」に改める。

(都市再開発法の一部改正)

第四十二条 都市再開発法の一部を次のように改正する。

目次中「住宅・都市整備公団等(第五十八条、第五十九条)」を「都市基盤整備公団等(第五十八条、第五十九条)」に改める。

第二条の二第四項各号列記以外の部分中「住宅・都市整備公団」を「都市基盤整備公団」に改め、同項各号を次のように改める。

一 一体的かつ総合的に市街地の再開発を促進すべき相当規模の地区の計画的な整備改善を図るため当該地区の全部又は一部について行う市街地再開発事業

二 前号に規定するもののほか、都市基盤整備公団が行う国の施策上特に供給が必要な賃貸住宅の建設と併せてこれと関連する市街地の再開発を行うための市街地再開発事業

第七条の二第四項中「住宅・都市整備公団」を「都市基盤整備公団」に改める。

第五十一条第一項中「地方公共団体」の下に「(第二条の二第三項の規定により市街地再開発事業を施行する場合に限る。以下この節、第六十条第二項第三号、第六十九条第一項(第一百八条の二十九において準用する場合を含む。))及



び第四章において同じ。)を加える。

「第三節 住宅・都市整備公団等」を「第三節 都市基盤整備公団等」に改める。

第五十八条第一項中「住宅・都市整備公団」を「都市基盤整備公団」に改め、「地方住宅供給公社」の下に「第二条の二第四項から第七項までの規定により市街地再開発事業を施行する場合に限る。」を加える。

第五十九条第二項中「住宅・都市整備公団」を「都市基盤整備公団」に、「住宅・都市整備公団総裁」を「都市基盤整備公団総裁」に改める。

第七十二条第一項中「都道府県」の下に「(第二条の二第三項の規定により市街地再開発事業を施行する場合に限る。以下同じ。)」を、「市町村の下に(同項の規定により市街地再開発事業を施行する場合に限る。第百九条を除き、以下同じ。)」を、「又は市のみが設立した地方住宅供給公社の下に(第二条の二第七項の規定により市街地再開発事業を施行する場合に限る。以下同じ。)」を加える。

第九十九条の三第一項中「住宅・都市整備公団」を「都市基盤整備公団」に改める。

附則第五条第二項、第五項及び第六項中「住宅・都市整備公団」を「都市基盤整備公団」に改める。

(筑波研究学園都市建設法の一部改正)  
第四十三条 筑波研究学園都市建設法(昭和四十五年法律第七十三号)の一部を次のように改正する。

第四条第二項及び第九条から第十一条までの規定中「住宅・都市整備公団」を「都市基盤整備公団」に改める。

公団」に改める。

(勤労者財産形成促進法の一部改正)  
第四十四条 勤労者財産形成促進法(昭和四十六年法律第九十二号)の一部を次のように改正する。

第六条第一項第三号中「住宅・都市整備公団」を「都市基盤整備公団」に、「住宅・都市整備公団法(昭和五十八年法律第四十八号)」を「都市基盤整備公団法(平成十一年法律第 号)」に改め、「特別住宅債券若しくは」を削る。

(都市公園等整備緊急措置法の一部改正)  
第四十五条 都市公園等整備緊急措置法(昭和四十七年法律第六十七号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項第一号中「住宅・都市整備公団」を「都市基盤整備公団」に改める。

(新都市基盤整備法の一部改正)  
第四十六条 新都市基盤整備法(昭和四十七年法律第八十六号)の一部を次のように改正する。

第六条、第十三条第一項及び第二十二條中「住宅・都市整備公団」を「都市基盤整備公団」に改める。

第二十五条第二項中「住宅・都市整備公団」を「都市基盤整備公団」に、「住宅・都市整備公団法(昭和五十六年法律第四十八号)第四十一条第五項から第十五項まで(地域振興整備公団法(昭和三十七年法律第九十五号)第二十一条の二において準用する場合を含む。)」を「土地区画整理法第七十一条の三第四項から第十五項まで」に改める。

第二十六条第一項中「住宅・都市整備公団法第四十一条第一項(地域振興整備公団法第二

十一条の二において準用する場合を含む。))を「同法第七十一条の三第十一項」に改める。

第二十七条第一項中「住宅・都市整備公団」を「都市基盤整備公団」に改め、同条第三項中「第六十四条まで」の下に、「第七十一条の六」を、「審議会」の下に「同法第七十一条の六の規定にあつては、都市基盤整備公団又は地域振興整備公団に置かれるものに限る。」を加え、同条第四項を削る。

第二十八条第一項中「住宅・都市整備公団総裁」を「都市基盤整備公団総裁」に、「住宅・都市整備公団又は」を「都市基盤整備公団又は」に改め、同条第三項中「住宅・都市整備公団」を「都市基盤整備公団」に改め、同条第四項を次のように改める。

4 土地区画整理法第七十一条の六の規定は、都市基盤整備公団総裁又は地域振興整備公団総裁の選任する評価員について準用する。

第三十条第一項、第三十八条、第四十五条第一項、第四十七条、第五十条、第五十一条第一項第一号及び第六十条中「住宅・都市整備公団」を「都市基盤整備公団」に改める。

第六十四条第一項第一号中「住宅・都市整備公団法第四十一条第十四項(地域振興整備公団法第二十一条の二において準用する場合を含む。))」を「同法第七十一条の三第十四項」に改め、同項第二号中「住宅・都市整備公団法第四十一条第八項同条第十五項(地域振興整備公団法第二十一条の二において準用する場合を含む。))、地域振興整備公団法第二十一条の二において準用する場合を含む。))」を「同法第七十一条の三第八項(同条第十五項において準用する場合を含む。))」に改める。

合を含む。))に、「土地区画整理法第八十八条第四項」を「同法第八十八条第四項」に改め、同条第二項中「住宅・都市整備公団」を「都市基盤整備公団」に改める。

(大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法の一部改正)

第四十七条 大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法の一部を次のように改正する。

目次中「住宅・都市整備公団」を「都市基盤整備公団」に改める。

第二条第一号、第三条の四第二項及び第四条第一項中「住宅・都市整備公団」を「都市基盤整備公団」に改める。

第七条第三項中「住宅・都市整備公団が施行する土地区画整理事業にあつては、事業計画の認可の公告又は土地区画整理事業を施行する土地の区域の変更を含む事業計画の変更についての認可の公告」を削る。

第八条第一項及び第十一條第三項中「住宅・都市整備公団」を「都市基盤整備公団」に改める。

第二十一条第一項中「第三条の二第二項」を「第三条の二」に改める。

第二十九条第三項、第三十条第三項及び第四十三条中「住宅・都市整備公団」を「都市基盤整備公団」に改める。

「第四款 住宅・都市整備公団及び地方住宅供給公社」を「第四款 都市基盤整備公団及び地方住宅供給公社」に改める。

第五十八条第一項中「住宅・都市整備公団」を「都市基盤整備公団」に改める。

第五十九条第三項中「地方公社は、」の下に「前条第一項の」を加える。

第六十七条第一項第三号中「市町村が」の下に「第二十九條第三項の規定により」を加え、同項第四号中「地方公社が」の下に「第二十九條第三項の規定により」を加える。

第七十六条第二項中「地方公社」の下に「第二十九條第三項の規定により住宅街區整備事業を施行する場合に限る。第八十八條、第九十二條第一項及び第二項、第九十五條第一項、第九十八條第一項並びに第九十九條において同じ。」を加える。

第一百一条の十五の見出しを「都市基盤整備公団法の特例」に改め、同条第一項中「住宅・都市整備公団が住宅・都市整備公団法(昭和五十六年法律第四十八号)を、都市基盤整備公団が都市基盤整備公団法(平成十一年法律第 号)に、第二十九條第一項第四号を、第二十八條第一項第七号に、「住宅の」を「賃貸住宅の」に、「第三十四條第一項各号」を「第三十七條第一項各号」に、「第三十四條第二項」を「第三十七條第二項」に、「第三十五條から第三十九條」を「第三十八條から第四十二條」に改め、同条第二項中「住宅・都市整備公団」を「都市基盤整備公団」に、「第六十二條第二項」を「第六十一條第二項」に、「第六十三條第一項」を「第六十二條第一項」に、「第六十五條第四項」を「第六十四條第二項」に、「第三十五條第五項」を「第三十八條第五項」に、「第六十八條」を「第六十六條」に、「第六十九條第六号」を「第六十七條第五号」に改める。

附則第三条第一項中「住宅・都市整備公団」を

「都市基盤整備公団」に改める。

(国際科学技術博覧会の準備及び運営のために必要な特別措置に関する法律の一部改正)

第四十八條 国際科学技術博覧会の準備及び運営のために必要な特別措置に関する法律(昭和五十六年法律第二十四号)の一部を次のように改正する。

第五條を次のように改める。

第五條 削除

(国際花と緑の博覧会の準備及び運営のために必要な特別措置に関する法律の一部改正)

第四十九條 国際花と緑の博覧会の準備及び運営のために必要な特別措置に関する法律(昭和六十一年法律第二十八号)の一部を次のように改正する。

第四條を次のように改める。

第四條 削除

(民間都市開発の推進に関する特別措置法の一部改正)

第五十條 民間都市開発の推進に関する特別措置法(昭和六十二年法律第六十二号)の一部を次のように改正する。

目次中「第十四條の十二」を「第十四條の十三」に改める。

第三章中第十四條の十二の次に次の一條を加える。

(都市基盤整備公団による事業用地適正化計画の作成の特例)  
第十四條の十三 都市基盤整備公団(以下この条において「公団」という)は、都市基盤整備公団法(平成十一年法律第 号。以下この条において「公団法」という)第二十八條第

一項第一号又は第二号及び第三十二條の規定により建築物の敷地を整備し、公募の方法により当該敷地を民間都市開発事業を施行しようとする者に譲渡し、又は賃貸する事業を施行しようとする場合において、従前から所有権又は借地権を有する土地にこれに隣接する土地を合わせて適正な形状、面積等を備えた一団の土地とし、当該一団の土地を建築物の敷地として整備し民間都市開発事業の用に供させようとするときは、第十四條の二第二項の規定にかかわらず、建設省令で定めるところにより、単独で事業用地適正化計画を作成し、建設大臣の認定を申請することができ

る。

2 前項の規定により作成された事業用地適正化計画は、第十四條の二第二項の事業用地適正化計画とみなして、この章(同条第一項、第二項及び第六項並びに第十四條の七を除く)及び附則第十七條の規定を適用する。この場合において、第十四條の二第五項第五号中「概要及び施行の予定時期」とあるのは「概要」と、同項第六号及び第十四條の三第五号中「取得等及び民間都市開発事業の施行」とあるのは「取得等」と、同条第四号中「寄与するもの」であり、かつ、その施行の予定時期が適切なものである」とあるのは「寄与するものである」とする。

3 第一項の認定を受けた認定計画に係る公団法第二十八條第一項第九号ロに規定する整備敷地等(以下この条において「計画整備敷地等」という)についての公団法第三十二條の規定の適用については、同条第一項及び第三

項中「建設すべき建築物」とあるのは「施行すべき民間都市開発事業」と、同条第一項第一号中「建築物を建設しよう」とあるのは「民間都市開発事業を施行しよう」と、同項第二号及び同条第三項中「建築物の建設」とあるのは「民間都市開発事業の施行」とする。

4 前項の規定により読み替えて適用される公団法第三十二條第一項の譲渡等計画に定められた施行すべき民間都市開発事業に関する事項は、第一項の認定を受けた認定計画に定められた民間都市開発事業の概要に適合するものでなければならぬ。

5 公団は、公団法第三十二條第二項の規定により計画整備敷地等の譲受人又は賃借人を選考したときは、速やかに、第一項の認定を受けた認定計画を変更して、民間都市開発事業の施行の予定時期、民間都市開発事業の施行に関する資金計画及び民間都市開発事業を施行する者の氏名又は名称を記載し、当該民間都市開発事業を施行する者と共同して、建設大臣の認定を申請しなければならない。この場合においては、第二項後段の規定は、適用しない。

6 建設大臣は、公団が計画整備敷地等について民間都市開発事業を施行する者に譲渡若しくは賃貸をせず、又はこれに譲渡若しくは賃貸をしたにもかかわらず前項の規定による申請をしていないと認めるときは、公団に対し、相当の期限を定めて、その改善に必要な措置を命ずることができる。

7 建設大臣は、公団が前項の規定による処分に違反したときは、第一項の認定を取り消す

ことができる。

(関西文化学術研究都市建設促進法の一部改正)  
第五十一条 関西文化学術研究都市建設促進法(昭和六十二年法律第七十二号)の一部を次のように改正する。

第五条第一項中「住宅・都市整備公団」を「都市基盤整備公団」に改める。

(大都市地域における優良宅地開発の促進に関する緊急措置法の一部改正)  
第五十二条 大都市地域における優良宅地開発の促進に関する緊急措置法(昭和六十三年法律第四十七号)の一部を次のように改正する。

第四条第一項第十号中「住宅・都市整備公団」を「都市基盤整備公団」に改める。

第二十一条の見出しを「(都市基盤整備公団法の特例)」に改め、同条第一項中「住宅・都市整備公団法(昭和五十六年法律第四十八号)」を「都市基盤整備公団法(平成十一年法律第...号)」に、「第二十九条第一項から第三項まで」を「第二十八条」に改め、同条第二項中「第三十四条第一項各号」を「第三十七条第一項各号」に、「第三十四条第二項」を「第三十七條第二項」に、「第三十五条から第三十九条」を「第三十八條から第四十二條」に改め、同条第三項中「第六十二條第二項」を「第六十一條第二項」に、「第六十三條第一項」を「第六十二條第一項」に、「第六十五條第四項」を「第六十四條第二項」に、「第三十五條第五項」を「第三十八條第五項」に、「第六十八條」を「第六十六條」に、「第六十九條第三号」を「第六十七條第三号」に、「附則第十七條」を「第十二條」まで、「第六十九條第六号」を「第六十七條第五号」に改める。

(大都市地域における宅地開発及び鉄道整備の一体的推進に関する特別措置法の一部改正)  
第五十三条 大都市地域における宅地開発及び鉄道整備の一体的推進に関する特別措置法(平成元年法律第六十一号)の一部を次のように改正する。

第十三条第一項第三号中「住宅・都市整備公団」を「都市基盤整備公団」に改め、同条第三項第一号中「又は住宅・都市整備公団若しくは地域振興整備公団が施行する土地区画整理事業の事業計画の認可の公告」を削る。

(地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再配置の促進に関する法律の一部改正)  
第五十四条 地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再配置の促進に関する法律(平成四年法律第七十六号)の一部を次のように改正する。

第二十一条第三項中「住宅・都市整備公団又は地域振興整備公団が施行する土地区画整理事業にあつては、事業計画の認可の公告又は土地区画整理事業を施行する土地の区域の変更を含む事業計画の変更についての認可の公告」を削る。

第二十一条第一項及び第二十五条第三項中「住宅・都市整備公団」を「都市基盤整備公団」に改める。

第二十七条第四項中「第三条の四」を「第三条の二から第三条の四まで」に、「第三条の二第一項若しくは第二項又は第三条の三第一項若しくは第二項」を「第三条の二又は第三条の三」に改める。

第二十八条第一項中「第三条の二第一項若しくは第二項又は第三項の三第一項若しくは第二項」を「第三条の二又は第三項の三」に改める。

第二十八條第一項中「第三條の二第一項若しくは第二項又は第三項の三第一項若しくは第二項」を「第三條の二又は第三項の三」に改める。

第二十九條第一項中「第三條の二第一項若しくは第二項又は第三項の三第一項若しくは第二項」を「第三條の二又は第三項の三」に改める。

第三十條第一項中「第三條の二第一項若しくは第二項又は第三項の三第一項若しくは第二項」を「第三條の二又は第三項の三」に改める。

第三十一條第一項中「第三條の二第一項若しくは第二項又は第三項の三第一項若しくは第二項」を「第三條の二又は第三項の三」に改める。

第三十二條第一項中「第三條の二第一項若しくは第二項又は第三項の三第一項若しくは第二項」を「第三條の二又は第三項の三」に改める。

第三十三條第一項中「第三條の二第一項若しくは第二項又は第三項の三第一項若しくは第二項」を「第三條の二又は第三項の三」に改める。

くは第二項又は第三項の三第一項若しくは第二項」を「第三條の二又は第三項の三」に改め、同

条第二項中「第三條の四」を「第三條の二から第三條の四まで」に、「第三條の二第一項若しくは第二項又は第三條の三第一項若しくは第二項」を「第三條の二又は第三條の三」に改め、同条第三項中「(地域振興整備公団法(昭和三十七年法律第九十五号。以下「公団法」といふ。))第二十一条の二において準用する場合を含む。」を削る。

第四十条第一項中「公団法」を「地域振興整備公団法(昭和三十七年法律第九十五号。以下「公団法」といふ。))」に改める。

第四十二条中「(第二十一条の規定により準用される住宅・都市整備公団法の規定を含む。))」を削る。

(被災市街地復興特別措置法の一部改正)  
第五十五条 被災市街地復興特別措置法(平成七年法律第十四号)の一部を次のように改正する。

第二条第五号並びに第六条第三項及び第五項中「住宅・都市整備公団」を「都市基盤整備公団」に改める。

第十二条第一項第一号中「又は住宅・都市整備公団若しくは地域振興整備公団が施行する土地区画整理事業の事業計画の認可の公告」を削る。

第十四条第三項中「(地域振興整備公団法(昭和三十七年法律第九十五号)第二十一条の二において準用する場合を含む。次条第四項において同じ。))」を削り、同条第四項中「(地域振興整備公団法第二十一条の二において準用する場合

を含む。次条第五項及び第十七条第三項において同じ。))」を削る。

第十五条第一項中「第三條の二第一項若しくは第二項、第三條の三第一項若しくは第二項又は第三條の四」を「第三條の二から第三條の四まで」に改め、同条第二項中「第三條第三項、第三條の二第一項若しくは第二項、第三條の三第一項若しくは第二項」と、同法第八條第一項中「又は第三條の四」とあるのは、「第三條の二第一項若しくは第二項、第三條の三第一項若しくは第二項又は第三條の四」を、「第三條第三項」に改める。

第二十一条の見出しを「(都市基盤整備公団法の特例)」に改め、同条第一項中「住宅・都市整備公団」を「都市基盤整備公団」に、「住宅・都市整備公団法(昭和五十六年法律第四十八号)」を「都市基盤整備公団法(平成十一年法律第...号)」に、「第二十九條第一項から第三項まで」を「第二十八條」に、「同条第二項第一号から第六号まで及び第八号」を「同条第三項各号」に改め、同条第二項中「第二十九條第一項第四号又は第十五号」を「第二十八條第一項第七号」に、「住宅」を「賃貸住宅」に、「第三十四條第一

項中「第三條の二第一項若しくは第二項又は第三項の三第一項若しくは第二項」を「第三條の二又は第三項の三」に改める。

第三十五條第一項中「第三條の二第一項若しくは第二項又は第三項の三第一項若しくは第二項」を「第三條の二又は第三項の三」に改める。

第三十六條第一項中「第三條の二第一項若しくは第二項又は第三項の三第一項若しくは第二項」を「第三條の二又は第三項の三」に改める。

項各号を「第三十七條第一項各号」に、「第三十四條第二項」を「第三十七條第二項」に、「第三十五條から第三十九條」を「第三十八條から第四十二條」に改め、同條第三項中「第六十二條第二項」を「第六十一條第二項」に、「第六十三條第一項」を「第六十二條第一項」に、「第六十五條第四項」を「第六十四條第二項」に、「第三十五條第五項」を「第三十八條第五項」に、「第六十八條」を「第六十六條」に、「第六十九條第三号」を「第六十七條第三号」に、「第六十七條第三号」に、「附則第十七條」を「第十二條」まで、「第六十九條第六号」を「第六十七條第五号」に改める。

(密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律の一部改正)

第五十六條 密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律(平成九年法律第四十九号)の一部を次のように改正する。

目次中「住宅・都市整備公団」を「都市基盤整備公団」に改める。

「第三節 住宅・都市整備公団の業務の特例」を「第三節 都市基盤整備公団の業務の特例」に改める。

第三十一条の見出しを「(都市基盤整備公団の業務の特例)」に改め、同條第一項中「住宅・都市整備公団は、住宅・都市整備公団法(昭和五十六年法律第四十八号)を「都市基盤整備公団法(平成十一年法律第二十九條第一項から第三項まで)を「第二十八條」に、「第二十九條第一項第一号から第三号まで、第五号、第六号及び第八号」を「第二十八條第三項各号」に改め、同條第二項中「住宅・都市整備公団」を「都市基盤整備公団」に改める。

公団」に、「第六十二條第二項」を「第六十一條第二項」に、「第六十三條第一項」を「第六十二條第一項」に、「第六十八條」を「第六十六條」に、「第六十九條第三号」を「第六十七條第三号」に、「附則第十七條」を「第十二條」まで、「第六十九條第六号」を「第六十七條第五号」に改める。

(中心市街地における市街地の整備改善及び商業等の活性化の一体的推進に関する法律の一部改正)

第五十七條 中心市街地における市街地の整備改善及び商業等の活性化の一体的推進に関する法律(平成十年法律第九十二号)の一部を次のように改正する。

第七條第一項中、「第三條の二第一項若しくは第二項、第三條の三第一項若しくは第二項又は第三條の四を」又は「第三條の二から第三條の四まで」に改め、同條第二項中「第三條の四」を「第三條の二から第三條の四まで」に改め、「第三條の二第一項若しくは第二項、第三條の三第一項若しくは第二項」を削り、同條第三項中「(地域振興整備公団法(昭和三十七年法律第九十五号。以下「公団法」という。))第二十一条の二において準用する場合を含む。」を削る。

第八條第一項中「公団法」を「地域振興整備公団法(昭和三十七年法律第九十五号。以下「公団法」という。))」に改める。

第九條中「(第二十一条の二の規定により準用される住宅・都市整備公団法の規定を含む。))」を削る。

(新事業創出促進法の一部改正)  
第五十八條 新事業創出促進法(平成十年法律第一百五十二号)の一部を次のように改正する。

第二十七條中「(第二十一条の二の規定により準用される住宅・都市整備公団法の規定を含む。))」を削る。

(租税特別措置法の一部改正)

第五十九條 租税特別措置法(昭和三十二年法律第二十六号)の一部を次のように改正する。

第二十八條の四第三項第二号、第三十一條の二第二項第二号、第三十三條第一項第三号の二、第三十四條第二項第一号、第三十四條の二第二項第一号、第三十七條第一項の表の第十四号、第四十一條第一項第二号及び第三号、第四十一條の二第七項第二号、第六十二條の三第三項第二号、第六十三條第三項第二号、第六十四條第一項第三号の五、第六十五條の三第一項第一号、第六十五條の四第一項第一号並びに第六十五條の七第一項の表の第十五号中「住宅・都市整備公団」を「都市基盤整備公団」に改める。

(租税特別措置法の一部改正に伴う経過措置)

第六十條 個人又は法人(法人税法(昭和四十年法律第三十四号)第二条第八号に規定する人格のない社団等を含む。))が前條の規定の施行前に行った同條の規定による改正前の租税特別措置法第二十八條の四第一項、第三十一條の二第一項、第三十三條第一項、第三十四條第一項、第三十四條の二第一項、第三十七條第一項、第六十二條の三第一項、第六十三條第一項、第六十六條の四第一項及び第六十五條の三第一項、第六十五條の四第一項及び第六十五條の七第一項の規定に該当するこれらの規定に規定する土地等又は資産の譲渡については、なお従前の例による。

2 前條の規定の施行の日以後において、住宅・

都市整備公団が旧公団法第五十五條第二項の規定により発行した特別住宅債券は公団が附則第十三條第一項の規定により発行した特別住宅債券に該当するものとみなして、前條の規定による改正後の租税特別措置法第四十一條の十二の規定を適用する。

3 第一項の規定の適用がある場合における経済社会の変化等に対応して早急に講ずべき所得税及び法人税の負担軽減措置に関する法律(平成十一年法律第 号。以下この項及び附則第六十八條第二項において「所得税等負担軽減措置法」という。第六條の規定の適用については、所得税等負担軽減措置法第二条第三号中「規定並びに」とあるのは「規定」と、「第二条の規定」とあるのは「第二条の規定並びに都市基盤整備公団法(平成十一年法律第 号)附則第六十條第一項の規定」とする。

(所得税法の一部改正)  
第六十一條 所得税法(昭和四十年法律第三十三号)の一部を次のように改正する。

別表第一第一号の表中住宅・都市整備公団の項を削り、投資者保護基金の項の次に次のように加える。

都市基盤整備公団  
都市基盤整備公団法(平成十一年法律第 号)

(法人税法の一部改正)  
第六十二條 法人税法の一部を次のように改正する。

別表第一第一号の表中住宅・都市整備公団の項を削り、中小企業金融公庫の項の次に次のように加える。

都市基盤整備備公団法(平成十一年法律第...号)

(印紙税法の一部改正)

第六十三号 印紙税法(昭和四十二年法律第二十三号)の一部を次のように改正する。

別表第二中住宅・都市整備公団の項を削り、帝都高速度交通営団の項の次に次のように加える。

都市基盤整備備公団法(平成十一年法律第...号)

(登録免許税法の一部改正)

第六十四号 登録免許税法(昭和四十二年法律第三十五号)の一部を次のように改正する。

別表第二中住宅・都市整備公団の項を削り、帝都高速度交通営団の項の次に次のように加える。

都市基盤整備備公団法(平成十一年法律第...号)

(消費税法の一部改正)

第六十五号 消費税法(昭和六十三年法律第百八号)の一部を次のように改正する。

別表第三第一号の表中住宅・都市整備公団の項を削り、投資者保護基金の項の次に次のように加える。

都市基盤整備備公団法(平成十一年法律第...号)

(租税特別措置法の一部を改正する法律の一部改正)

第六十六号 租税特別措置法の一部を改正する法律(平成三年法律第十六号)の一部を次のように改正する。

附則第十九条第六項中「住宅・都市整備公団」

を「都市基盤整備備公団」に改める。

(阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律の一部改正)

第六十七号 阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律(平成七年法律第十一号)の一部を次のように改正する。

第十三条第一項、第二項及び第五項並びに第十九条第一項、第二項及び第五項中「住宅・都市整備公団」を「都市基盤整備備公団」に改める。

(阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第六十八号 個人又は法人(法人税法第二条第八号に規定する人格のない社団等を含む。)が前条の規定の施行前に行った同条の規定による改正前の阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第十三条第一項、第二項及び第五項並びに第十九条第一項、第二項及び第五項の規定に該当するこれらの規定に規定する土地等の譲渡については、なお従前の例による。

2 前項の規定の適用がある場合における所得税等負担軽減措置法第六条の規定の適用については、所得税等負担軽減措置法第二条第三号中「規定並びに」とあるのは「規定」と、「第二条の規定」とあるのは「第二条の規定並びに都市基盤整備備公団法(平成十一年法律第...号)附則第六十八号第一項の規定」とする。

(地方税法の一部改正)

第六十九号 地方税法の一部を次のように改正する。

第七十二条の四第一項第二号及び第七十三条の二第二項中「住宅・都市整備公団」を「都市基盤整備備公団」に改める。

第七十三条の四第一項第九号を次のように改める。

九 都市基盤整備備公団が都市基盤整備備公団法(平成十一年法律第...号)以下本号において「公団法」という。第二十八号第一項

第一号、第二号若しくは第七号又は第二項第三号に規定する業務の用に供する土地で政令で定めるもの、同条第一項第十一号に規定する業務の用に供する家屋で都市公園

法(昭和三十一年法律第七十九号)第二条第二項第六号に規定する教養施設に該当するもののうち政令で定めるもの、公団法第二

十八号第一項第一号若しくは第二号の敷地の整備若しくは宅地の造成又は同項第六号若しくは同条第二項第二号の賃貸住宅の建設と併せて建設する家屋で国又は地方公共

団体が公用又は公共の用に供するものうち政令で定めるものその他都市基盤整備備公団が直接その業務の用に供する不動産で政令で定めるもの

第七十三号の六第三項中「住宅・都市整備公団法第四十七条(地域振興整備備公団法第二十一条の二において準用する場合を含む。以下本

項において同じ。)において適用する場合を含む。』及び「住宅・都市整備備公団法第四十七条」

を削る。

第七十三号の七第十三号及び第七十三号の二

十八(見出しを含む)中「住宅・都市整備備公団」を「都市基盤整備備公団」に改める。

第三百四十八号第二項第三十二号中「住宅・都市整備備公団が住宅・都市整備備公団法第三十四

条第一項各号」を「都市基盤整備備公団が都市基盤整備備公団法第三十七号第一項各号」に改める。

第六百二条第一項第一号ハ中「住宅・都市整備備公団」を「都市基盤整備備公団」に改める。

第七百一条の四十一第七項第一号を次のように改める。

一 都市基盤整備備公団法第二十八号第一項第八号の施設(同項第一号又は第二号の業務に係る施設にあつては、住宅の用に供する

宅地の利用者の利便に供するものに限る。)で都市基盤整備備公団が新築又は増築をしたもの

附則第十条の二第二項中「住宅・都市整備備公団」を「都市基盤整備備公団」に改める。

(地方税法の一部改正に伴う経過措置)

第七十号 前条の規定による改正前の地方税法第六百二条第一項第一号ハに掲げる土地の譲渡を

受けた土地の所有者等(同法第五百八十五条第一項に規定する土地の所有者等という)は、

前条の規定による改正後の地方税法第六百二条第一項第一号ハに掲げる土地の譲渡をすること

につき同項に規定する市町村長の認定を受けたものとみなす。

(運輸省設置法の一部改正)

第七十一条 運輸省設置法(昭和二十四年法律第百五十七号)の一部を次のように改正する。

第三条の二第二項第百六十五号中「日本鉄道建設公団」を「都市基盤整備備公団、日本鉄道建設公団」に改め、「住宅・都市整備備公団」を削

る。

(建設省設置法の一部改正)

第七十二条 建設省設置法(昭和二十三年法律第百十三号)の一部を次のように改正する。

第三条第五十号中「住宅・都市整備公団」を「都市基盤整備公団」に、「住宅・都市整備公団法(昭和五十六年法律第四十八号)を「都市基盤整備公団法(平成十一年法律第 号)」に改め、同条第五十八号中「住宅・都市整備公団」を「都市基盤整備公団」に改める。

理由

住宅・都市整備公団を解散して都市基盤整備公団を設立し、大都市地域等における都市の基盤整備としての市街地の整備改善並びに賃貸住宅の供給及び管理、都市公園の整備等の業務を行わせる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

都市基盤整備公団法案(内閣提出)に関する報告書

一 議案の目的及び要旨

本案は、特殊法人の整理合理化の一環として、住宅・都市整備公団を解散して新たに都市基盤整備公団(以下「公団」という。)を設立し、地方公共団体、民間事業者等との協力及び役割分担の下、大都市地域等における居住環境の向上及び都市機能の増進を図るための市街地の整備改善、賃貸住宅の供給及び管理並びに都市公園の整備を行うこと等により、国民生活の安定向上と国民経済の健全な発展に寄与しようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

- 1 公団は、大都市地域等における市街地の整備改善に関し、公共施設の整備や土地の整理を伴う敷地の整備や宅地の造成を行い、建築物の整備は再開発のため必要なものを除き、基本的には民間に委ねることとする。
- 2 公団の住宅に関する業務については、分譲業務からは原則撤退し、国の施策上特に必要な賃貸住宅の供給に限定することとし、現在、住宅・都市整備公団が管理している賃貸住宅については、引き続き公団がその管理を行うとともに、居住者の居住の安定に配慮しつつ建替え等を行うこととする。
- 3 公団の賃貸住宅の家賃については、低所得高齢者等のための措置を講じつつ、市場家賃を基準とする方式を採ることとする。
- 4 公団は、業務の実施に当たっては、地方公共団体との連携を強化するため、賃貸住宅の建替えに際しての公営住宅の併設、入居のあっせん等を行うとともに、地方公共団体等を支援しつつ市街地の整備改善を円滑に推進するため、調査、調整、技術提供等の受託業務の促進策等を講ずることとする。
- 5 公団の執行体制については、理事定数の削減、運営委員会の設置等の組織・業務運営を合理化するための所要の措置を講ずることとする。
- 6 この法律は、公布の日から施行する。ただし、住宅・都市整備公団法の廃止等に関する規定は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

二 議案の可決理由

本案は、特殊法人の整理合理化を図るとともに、大都市地域等における市街地の整備改善、賃貸住宅の供給及び管理等を通じて、国民生活の安定向上と国民経済の健全な発展を図るための措置として、妥当なものと認め、可決すべきものと議決した次第である。  
なお、本案に対し、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

三 本案施行に要する経費

平成十一年度一般会計予算(建設省所管)に、住宅・都市整備公団(都市基盤整備公団)が設立された場合には、都市基盤整備公団。以下同じ。)に対する補助金及び出資金七百十七億一千万円、産業投資特別会計(大蔵省所管)並びに道路整備特別会計及び都市開発資金融通特別会計(建設省所管)に、住宅・都市整備公団に対する貸付金三十七億三千万円及び補助金九十五億千三百万円が計上されている。  
右報告する。  
平成十一年五月十四日

衆議院議長 伊藤宗一郎殿  
建設委員長 平田 米男

(別紙)

都市基盤整備公団法案に対する附帯決議  
政府は、本法の施行に当たっては、次の諸点に留意し、その運用について遺憾なきを期すべきである。

一 政府は、国民生活の安定向上のためには、住宅政策を通じて福祉の増進が不可欠であることに鑑み、公共賃貸住宅相互間の役割分担と連携に配慮して、大都市地域等において居住水準の

向上が必要な世帯等のために、良質な公共賃貸住宅を計画的に供給するよう努めること。

二 都市基盤整備公団(以下「新公団」という。)は、既存の賃貸住宅団地について、居住者との信頼関係を尊重し十分な意思疎通のもとに住宅や利便施設等の適切な維持管理を行い、快適な生活環境の確保に努めること。また、老朽化した賃貸住宅の建替えや住戸改善に当たっては、居住者の居住の安定に努めること。

三 新公団は、賃貸住宅の家賃の設定及び変更に当たっては、居住者にとって過大な負担とならないよう十分な配慮に努めること。特に、低所得の高齢者等に対する家賃の減免や建替えに伴う急激な家賃の上昇の抑制については、十分に配慮すること。

四 新公団は、地方公共団体の推進する街づくりを支援する業務に積極的に取り組むとともに、賃貸住宅の建替えに併せた公営住宅や福祉施設等の整備への協力を努めること。

五 新公団は、市街地の整備改善に関する業務の実施に当たっては、地方公共団体、民間都市開発推進機構、民間事業者等との協力及び役割分担を図るとともに、関係権利者の意思を十分反映するよう努めること。

六 新公団は、行政改革の趣旨を踏まえ、業務運営の重点化と効率化に努めるとともに、計画的な組織・定員の合理化に努めること。

七 新公団は、用地の取得等既に事業に着手している分譲住宅団地について、事業の見直しや採算性について再評価を行い、必要な計画の見直しを行うよう努めること。併せて、住宅建設工事未着工用地の管理を徹底し、有効活用に努め

ること。

八 新公団は、公団関連業務に従事する関係法人について、新公団発足後三年以内を目途に出資の見直しや整理合理化の推進に努めること。また、公団関連業務の業務契約について、関係法人との随意契約の適用を厳格に行い、競争入札を原則とすることにより、民間事業者の業務機会を拡大に努めること。

九 新公団は、関係法人を含め、財務内容等の情報公開を進めることにより、公平、透明な業務運営を行うよう努めること。

明治三十五年三月三十一日  
第三種郵便物認可

発行所

〒一〇五-八四四五  
東京都港区虎ノ門二丁目  
二番四号  
大蔵省印刷局

電 話

03  
(3587)  
4294

定 価

本体 本号一部  
二二〇円

二二〇円